

令和4年第2回定例会

市 議 会 会 議 録

令和4年6月10日（開会）

令和4年7月 1日（閉会）

垂 水 市 議 会

令和四年第二回定例会議録

(令和四年六月)

垂水市議会

第 2 回 定 例 会 会 議 録 目 次

第 1 号（6 月 1 0 日）（金曜日）

1. 開 会	6
1. 執行部紹介	6
1. 開 議	6
1. 会議録署名議員の指名	6
1. 会期の決定	6
1. 諸般の報告	6
1. 報告（令和 3 年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について）	1 2
1. 報告第 4 号～報告第 8 号 一括上程	1 3
報告、質疑、討論、表決	
1. 議案第 2 8 号 上程	1 9
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 2 9 号 上程	1 9
説明、休憩、全協、質疑、討論、表決	
1. 議案第 3 0 号 上程	2 0
説明、質疑、総務文教委員会付託	
1. 議案第 3 1 号 上程	2 1
説明、質疑、各常任委員会付託	
1. 議案第 3 2 号・議案第 3 3 号 一括上程	2 3
説明、質疑、産業厚生委員会付託	
1. 請願第 8 号・陳情第 1 4 号～陳情第 1 8 号 一括上程	2 4
総務文教委員会付託	
1. 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について	2 4
1. 決議案第 3 号	2 6
休憩、議運、説明、質疑、討論、表決	
1. 契約保証金検査特別委員会設置について	2 9
1. 日程報告	2 9
1. 散 会	2 9

第 2 号（6 月 2 1 日）（火曜日）

1. 開 議	3 2
1. 一般質問	3 2

堀内 貴志 議員	3 2
1 公金の取扱いについて	
(1) 事件発生から発覚までの経緯について	
～何故に発覚と発表が遅れたのか～	
(2) 市民への説明責任の在り方について	
2 垂水中央運動公園について	
(1) 今後の運動公園の改修計画について	
(2) 施設の改修または修繕の方向性について	
特に庭球場の修繕はどうなっているのか	
3 新型コロナウイルス感染症予防対策について	
(1) 本市の感染状況	
(2) 厚労省からマスクの着用緩和について、本市ではどのように変わるのか	
(3) ワクチン接種4回目の実施について	
(4) ワクチン接種に伴う副反応の現状	
森 武一 議員	4 2
1 交流人口の経済効果について	
(1) 交流人口200万人の経済効果の考え方について	
2 日常生活に支障をきたしている継続的な治療が必要な子育て世代への支援について	
(1) 支援の必要性についての考えは	
3 不明金について	
(1) 不明金の経緯及び当局の対応について	
(2) 今後の再発防止策は	
4 公民館設置条例と各地区公民館館則との関係について	
(1) 各地区公民館館則をどう位置づけているのか	
5 夢の翼について	
(1) 事業再開はいつを目指すのか	
梅木 勇 議員	5 4
1 防災について	
(1) 要配慮者避難支援について	
ア 業務委託は	
イ 個別計画について	
ウ 避難支援者について	

(2) 市木地区の急傾斜地・治山等災害復旧、対策は	
ア 城山地域について	
イ 要望箇所推進状況は	
2 市道元垂水・原田線の工事について	
(1) 今年度の工事箇所は	
(2) 道路改良事業について	
前田 隆 議員	6 2
1 個人情報保護条例の見直しについて	
(1) 国の個人情報保護法に一元化される個人情報保護条例のガイドラインに対し本市の条文見直しはどのような項目を準備検討し進めているのか、提出はいつか伺う	
(2) ルール統一される個人情報保護制度の改正の概要について以下の点を伺う	
ア 個人情報の定義は要配慮個人情報のどんな点が一元化されるのか	
イ 個人情報の取扱いは国と同じ規律を適用と聞くが利用及び提供の制限等について伺う	
ウ 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求は法律で規定とされるが開示等の請求権等の内容についてどうなっているか伺う	
エ 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係について、今後どうなるのか伺う	
オ 災害時の行方不明者の公表基準について現状認識と対応を伺う	
2 本市のDX推進について	
(1) 本年度の取組予定事業（LINEアプリを活用した事業）の内容とそれによる効果、予算及び今後の展開について伺う	
(2) マイナンバーカードによるワンストップ化事業について伺う	
(3) マイナンバーカード普及の必要性和具体的展開について	
(4) 保険証の読み取り機の設置状況と支援について	
3 本城川の寄り州除去について	
(1) 令和3年度の本城川の寄り州除去の件数・除去数量及び事業費について伺う	
(2) 本城川の寄り州除去の予算や予定について伺う	
新原 勇 議員	7 2
1 令和3年度重機借り上げについて	
(1) 重機借り上げの執行金額は（件数と金額）	

- (2) 仕事の振り分けの決まりごとは
 - (3) 近辺の仕事と関連ではできないのか
 - 2 期日前投票について
 - (1) 期日前投票場所としての市民の不満は
 - (2) 駐車場の確保
 - (3) 市民館の活用は
 - (4) 移動期日前投票所の問題は
 - 3 堆肥センターについて
 - (1) 堆肥センターの現状と課題について
 - (2) 今後の運営について
 - 4 子供の健康について
 - (1) うつの子どもたちの現状の把握は
 - 5 県農業試験場跡地について
 - (1) 締結の会社の内容と、市としてどのように携わるのか
- 川畑 三郎 議員 78
- 1 梅雨・台風による災害対策
 - (1) 梅雨入りしたが対策は
 - 2 農業振興について
 - (1) 非農地の判断はどのようにして行うのか
 - (2) 農林業物価等高騰対策事業
 - 3 教職員住宅の現状は
 - (1) 現在の入居率は
 - (2) 使用されていない教職員住宅の活用は
 - 4 水産振興について
 - (1) 水産事業
 - (2) モジャコ漁の現状と人工種苗
 - (3) コロナ支援対策事業
- 北方 貞明 議員 87
- 1 メロディーロードについて
 - (1) 当地垂水ゆかりの瀬戸口藤吉翁の「軍艦行進曲」のメロディーを国道220号に刻む(施設)ことはできないか
 - 2 ウクライナ支援について
 - (1) 本市ではウクライナからの避難民に対して市営住宅15部屋準備しているが、他にどのような準備をしているのか

3 防災対策について	
(1) 災害対策準備に対して様々な配慮が必要と思うが避難者には女性も 多いと思うが、これに対してどのような対応をとっているか	
4 公金、不明金について	
(1) 発覚してから警察に被害届を出す間、当時の役職何人で調査された のか。その結果はなぜ被害届を出した時、公表しなかったのか。4 月28日全員協議会で報告した意図は	
1. 日程報告	96
1. 散 会	96

第3号（6月22日）（水曜日）

1. 開 議	98
1. 一般質問	98
篠原 静則 議員	98
1 農政について	
(1) 南州エコプロジェクト株式会社との包括協定について	
(2) 山田水産北側耕作放棄地の意向調査の結果について	
(3) 南州エコプロジェクトの今後の計画について	
(4) 山腹崩壊箇所の現状と復旧状況は	
2 人口減少対策について	
(1) 人口減対策と地方創生について	
(2) 企業誘致について	
県・国の機関の誘致について（公共施設など）	
持留 良一 議員	104
1 深刻な物価高騰から、暮らしと営業を守る取組について	
(1) 「地方単独事業分の22年度繰越分」と「物価高騰対応分」の交付 限度額は	
(2) 「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」との関係で	
ア コロナ禍において物価高騰等に直面する生活困窮者等への支援	
(ア) 「ひとり親家庭等の子どもの食事支援事業の強化」	
学用品・生活必需品の提供なども行うとなっている。生活実 態からも対策の必要性があるのではないか	
(イ) 学校給食費等の負担軽減等について	
地方創生臨時交付金は1年限り。栄養バランスや量を保った	

学校給食が求められている中、この目的を達成していくための今後の考え方について

(ウ) 物価高騰の中でも年金削減。高齢者（低所得者）支援の検討はなかったのか

イ 畜産農家及び農家等への支援

(ア) 飼料高等で経営の困難に直面している畜産農家及び農家等への支援は問題ないか。国等への支援の要望は

(3) コロナ支援金と収入認定～生活を守るために

ア 公営住宅家賃の収入認定で、協力金が収入認定され、公営住宅家賃が引き上げられるのではないか。コロナ支援の給付金、協力金など自治体の判断で給付金等が除外可することが可能である（昭和36年通知・収入認定の特例）。それは、家賃決定の算定外となる「一時的な収入」として取り扱うことは「公営住宅の事業主体の判断」となっている。本市の対応は

2 子育て世代にやさしいまちづくりをさらに目指して

(1) 子どもの均等割の負担軽減の実施を。低所得世帯にとっては特に大きな負担になっている。対策が求められている

ア 国保に加入する全て家族に定額の負担がかかる。子どもの均等割は、子どもの貧困対策にも、子育て支援にも逆行するという認識はあるか。対象者の数は

イ それぞれのケースでどのくらいの負担になるのか

(ア) 本年度からの実施の「枠」を高校卒業時までを広げた場合は

(イ) 第2子から減免した場合は

(ウ) 第3子から減免した場合は

ウ 国も本年度から子どもの均等割の負担軽減を始めた。しかし、小学校入学前に限定された。子育て世代にやさしいまちづくりを目指す市長としても政治姿勢が問われる問題ではないか。子どもの均等割を減免する考えはないか

3 公金等管理問題について～会計処理の適正化と事故防止

(1) 平成22年度の「問題」後、再発防止策として「垂水市公金管理適正化基本方針」に基づき、公金管理マニュアルが策定された

ア 役割・機能は果たしているか。目的との関係ではどうだったか

イ 課題をどのように見ているか。対策の必要性はあるか

ウ 行政監査はどのようにされているか

(2) 準公金等の取扱いについて、どのような管理になっているか

ア 「準公金等の取扱いについての要綱」はあるのか。なければ、作成の必要性はないか

イ 行政監査は、実施しているのか

感王寺耕造 議員..... 1 1 7

1 公金の不明金について

(1) 「事件」なのか「事故」なのか。発覚後、なぜ速やかに公表しなかったのか

(2) 何が原因で今回の事件が発生したと考えられるか。また今後の対策は

(3) 当時の市長、副市長、関係課長の責任は果たされたのか

2 空き家を活用した定住促進政策について

小中学校の維持対策について

(1) 制度自体は、できたと考えるが、市行政、小中学校、教育委員会、地域と協議をし、連携した人口増を図るべきでは

(2) 教育委員会として小中学校の児童生徒数を増やす対策は果たされているのか

3 合葬墓について

(1) 改葬許可の法的根拠について

(2) 少子化や核家族化を背景に墓の継承者がいない家庭や墓が持てない家庭が増えている。合葬墓の開設の考えはないのか

4 老人会について

(1) 県補助金38,000円/年は1団体30人以上会員がいないと交付されない。市単独補助金増額の考えはないのか

池山 節夫 議員..... 1 2 9

1 市政について

(1) 4期目出馬表明での

ア 6次産業化の推進について

イ 交流人口のさらなる増加について

(2) 新型コロナウイルス感染症対応

地方創生臨時交付金について

ア 本庁・地区公民館Wi-Fi整備について

イ 商工業者支援金給付事業について

ウ 学校給食食材費臨時交付金について

(3) 出生数と対策について	
(4) 孤独死について	
2 学校教育について	
(1) 子どもの「うつ症状」について	
(2) 持続可能な部活動について	
池田みすず 議員	141
1 成人式について	
(1) 成人年齢が18歳となったが、本市の成人式はどうするのか	
2 特別国民体育大会について	
(1) 令和4年度の取組について	
3 販路拡大支援事業について	
(1) JALとの連携協定における取組について	
(2) JALUXとのSDGsの取組について	
(3) 令和4年度の計画について	
4 鹿児島県総合防災訓練について	
(1) 垂水市の関わりについて	
5 未来への挑戦	
子育て支援の充実について	
(1) 公益財団法人慈愛会との包括連携協定について	
徳留 邦治 議員	150
1 市長の4期目の出馬意欲について	
(1) 過去の実績	
これからの取組	
1. 日程報告	155
1. 散 会	155

第4号（7月1日）（金曜日）

1. 開 議	158
1. 議案第28号・議案第30号～議案第33号、請願第8号、陳情第14号～ 陳情第18号 一括上程	158
委員長報告、質疑、討論、表決	
1. 意見書案第18号～意見書案第21号 一括上程	162
質疑、討論、表決	
1. 議案第34号・議案第35号 一括上程	163

公営企業決算特別委員会設置、付託、閉会中の継続審査	
1. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	1 6 4
閉会中の継続調査	
1. 各常任委員会の閉会中の所掌事務調査の件について 上程	1 6 4
閉会中の継続調査	
1. 閉 会	1 6 5

令和4年第2回垂水市議会定例会

1. 会期日程

月 日	曜	種 別	内 容
6 ・ 1 0	金	本会議	会期の決定、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託
			委員会
		委員会	庁舎整備検討特別委員会 国道整備検討特別委員会
6 ・ 1 1	土	休 会	
6 ・ 1 2	日	〃	
6 ・ 1 3	月	〃	
6 ・ 1 4	火	〃	(質問通告期限：正午)
6 ・ 1 5	水	〃	
6 ・ 1 6	木	〃	
6 ・ 1 7	金	〃	
6 ・ 1 8	土	〃	
6 ・ 1 9	日	〃	
6 ・ 2 0	月	〃	
6 ・ 2 1	火	本会議	一般質問
6 ・ 2 2	水	本会議	一般質問
		委員会	桜島火山活動対策特別委員会
6 ・ 2 3	木	休 会	産業厚生委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 2 4	金	〃	総務文教委員会 (現地視察・議案審査)
6 ・ 2 5	土	〃	
6 ・ 2 6	日	〃	
6 ・ 2 7	月	〃	
6 ・ 2 8	火	〃	
6 ・ 2 9	水	〃	
6 ・ 3 0	木	〃	委員会 議会運営委員会
7 ・ 1	金	本会議	委員長報告、質疑、討論、表決、議案等上程、説明、質疑、討論、一部表決、一部委員会付託

2. 付議事件

	件	名
報告		令和3年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
報告第4号		専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）
報告第5号		専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
報告第6号		専決処分の承認を求めることについて（令和3年度垂水市一般会計補正予算（第15号））
報告第7号		専決処分の承認を求めることについて（令和4年度垂水市一般会計補正予算（第1号））
報告第8号		専決処分の承認を求めることについて（令和3年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第3号））
議案第28号		垂水市総合開発審議会条例の一部を改正する条例 案
議案第29号		垂水市固定資産評価員の選任について
議案第30号		消防本部災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約について
議案第31号		令和4年度垂水市一般会計補正予算（第2号） 案
議案第32号		令和4年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号） 案
議案第33号		令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号） 案
議案第34号		令和3年度垂水市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
議案第35号		令和3年度垂水市病院事業会計決算の認定について
意見書案第18号		国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書 案
意見書案第19号		義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書 案
意見書案第20号		ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書 案
意見書案第21号		国民健康保険税の引き下げへの国の対応を求める意見書について
決議案第3号		事務検査に関する特別委員会の設置を求める決議案
選挙		鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について
請 願		
請願第8号		パートナーシップ制度の導入を求める請願
陳 情		
陳情第14号		女性トイレの維持及びその安心安全の確保について
陳情第15号		国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

- 陳情第16号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情
- 陳情第17号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について
- 陳情第18号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

令和 4 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 1 日 令和 4 年 6 月 1 0 日

本会議第1号(6月10日)(金曜)

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	濱 久志	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
主幹兼財務係長	野元 悟	事務局長	
税務課長	篠原 彰治	土木課長	東 弘幸
市民課長	松尾 智信	水道課長	福島 哲朗
併任		会計課長	岡山 洋恵
選挙管理		監査事務局長	榎園 雅司
委員会		消防長	後迫 浩一郎
事務局長		次長兼消防署長	田中 昭弘
保健課長	草野 浩一	教育総務課長	野村 宏治
福祉課長	森永 公洋	学校教育課長	今井 誠
水産商工	大山 昭	社会教育課長	港 耕作
観光課長		国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	橘 圭一郎	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和4年6月10日午前10時開会

△開 会

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから令和4年第2回垂水市議会定例会を開会します。

△執行部紹介

○議長（川越信男） ここで、去る4月1日付定期異動により課長等に異動があり、紹介のための発言の申出がありますので、順次、これを許可いたします。

○総務課長（濱 久志） おはようございます。総務課長を拝命いたしました濱久志でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○福祉課長（森永公洋） おはようございます。福祉課長兼福祉事務所長を拝命いたしました森永公洋でございます。よろしくお願いいたします。

○監査事務局長（榎園雅司） おはようございます。監査事務局長を拝命いたしました榎園雅司でございます。よろしくお願いいたします。

○社会教育課長（港 耕作） おはようございます。社会教育課長兼図書館長兼文化館館長兼運動公園長を拝命いたしました港耕作です。よろしくお願いいたします。

○国体推進課長（米田昭嗣） おはようございます。国体推進課長を拝命いたしました米田昭嗣でございます。引き続きよろしくお願いいたします。

○税務課長（篠原彰治） おはようございます。税務課長を拝命いたしました篠原彰治です。よろしくお願いいたします。

○水道課長（福島哲朗） おはようございます。水道課長を拝命いたしました福島哲朗でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○会計課長（岡山洋恵） おはようございます。

会計管理者兼会計課長を拝命いたしました岡山洋恵です。よろしくお願いいたします。

○消防署長（田中昭弘） おはようございます。次長兼消防署長を拝命いたしました田中昭弘と申します。よろしくお願いいたします。

△開 議

○議長（川越信男） これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△会議録署名議員の指名

○議長（川越信男） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において、堀内貴志議員、川畑三郎議員を指名いたします。

△会期の決定

○議長（川越信男） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

去る6月3日、議会運営委員会が開催され、協議がなされた結果、本定例会の会期をお手元の会期日程表のとおり、本日から7月1日までの22日間とすることに意見の一致を見ております。

これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。

よって、会期は、本日から7月1日までの22日間と決定しました。

△諸般の報告

○議長（川越信男） 日程第3、諸般の報告を行います。

この際、議長の報告を行います。

地方自治法第243条の3第2項の規定により、垂水市土地開発公社に係る令和3年度の補正予算書、事業報告書及び決算諸表並びに令和4年度の事業計画書及び予算書の提出がありましたので、お手元に配付しておきましたから御了承

願います。

次に、監査委員から令和4年2月、3月及び4月分の出納検査結果報告がありましたので、写しをお手元に配付しておきましたから御了承願います。

次に、去る5月25日、東京都の東京国際フォーラムにおいて、第98回全国市議会議長会定期総会が開催され、本市議会から篠原静則議員が議員在職35年以上の特別表彰を、徳留邦治議員が議員在職30年以上の特別表彰を授与されましたので、ここに御報告し、お喜びを申し上げます。

なお、議会散会後に表彰状の伝達式を行いますので、議場にいらっしゃる皆様方はしばらくお残りください。

以上で、議長報告を終わります。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 皆さん、おはようございます。先日開催をされました令和4年第1回定例会後の議会に報告すべき主な事項につきまして御報告いたします。

初めに、新型コロナウイルスにつきまして御報告をいたします。

まず、本市における発生状況についてでございます。本市におきましては、6月9日現在、459名の感染が確認をされております。

次に、新型コロナウイルスワクチン接種関連につきまして御報告をいたします。

4回目接種についてでございます。本市におきましては、3回目接種を完了いたしました60歳以上の医療従事者に対しまして、今月4日から接種を開始したところでございます。今後、施設入所者や一般高齢者に対しまして、順次、接種券の発送を行ってまいります。

本市といたしましては、希望される方ができるだけ早く接種できるよう、現在、肝属郡医師会などと調整を行っているところでございます。

国におきましては、4回目接種を受けること

により、高い重症化予防効果が得られるとされておりますことから、市民の皆様に対しましては正確な情報をお伝えいたしますとともに、速やかにワクチン接種ができるよう今後も努めてまいります。

次に、経済対策について御報告いたします。

商工業者への支援対策であります「盛り上げようたるみずプレミアム付商品券」、いわゆる「こもんそ商品券」につきましては、4月20日から5月20日までの間、約2,700件のお申込みをいただいたところであり、今月1日からは商品券の販売を開始したところでございます。

本事業を通じまして、消費意欲の喚起が図られますとともに、市内への資金循環により商工業の景気回復につながっていくものと考えております。

また、一般の原油価格、物価高騰への対応といたしましては、水産業、商工業を下支えするための補正予算を今議会に上程させていただいております。

次に、農林関係につきまして御報告いたします。

新型コロナウイルス感染拡大やコロナ禍における原油価格高騰などへの対応といたしましては、農林業者を下支えするための補正予算を今議会に上程させていただいております。この農林水産業及び商工業への経済対策につきましては、議員の皆様方の御理解を得た上で速やかに執行させていただければと考えております。

次に、コロナ関連以外の事項につきまして御報告をいたします。

初めに、総務関係についてでございます。令和4年4月1日付人事異動についてでございます。今回の人事異動では、庁舎改修を含めた財産管理を一元化する目的から、企画政策課庁舎建設係と財政課契約管財係を整理統合し、財政課契約・財産管理係としたところでございます。

また、学校給食センターの民間委託に伴い、

調理、配送及び労務管理が軽減し、施設管理等の面から、学校教育課学校給食係を教育総務課へ移管したところでございます。

そのほか各種重点施策の充実を図る観点から、社会教育課と国体推進課を分離するとともに、保健課健康増進係を保健課健康増進・元気プロジェクト係に、水産商工観光課観光推進係を水産商工観光課観光・ジオパーク係に名称を変更したところでございます。

なお、令和4年4月1日現在の職員数は、行政改革大綱の目標値である235名以内に対し、234名でございます。このほか、再任用職員を10名配置したところでございます。

次に、安心・安全なまちづくりについてでございます。例年、出水期前に実施しております防災点検と総合防災訓練につきまして、先月末までに完了したところでございます。防災点検につきましては、先月24日に災害復旧箇所の工事進捗の確認などを、国土交通省、自衛隊、県、警察などの関係機関と合同で行ったところでございます。

次に、総合防災訓練につきましては、先月27日と28日の2日間、水之上小学校を主な会場として実施したところでございます。

まず27日につきましては、水之上小学校の全児童78名を対象に訓練が行われ、鹿児島地方気象台の気象情報官による防災や雨雲に関する特別講話をはじめ、降雨体験機や土石流実験機、VRによる桜島火山の映像視聴など多彩な体験メニューを盛り込んだ形で実施したところでございます。児童たちは、早めの避難の大切さなどを真剣に、また、楽しみながら学習していたものと感じたところでございます。

次に、翌日28日につきましては、地域の方々を対象に訓練が行われ、前日と同様の内容に加えて、地元消防分団による警戒訓練や市内全消防分団が参加した水防工法訓練も併せて実施されたところであり、2日間の参加者数は延べ人

数で233名でございました。本格的な出水期と台風シーズンに備え、今後もこうした取組を継続しながら、市民の皆様の防災意識の向上を図り、安心・安全の確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、企画政策関連についてでございます。

去る3月17日、明治安田生命保険相互会社様と、本市におきまして包括連携協定の締結式を行ったところでございます。今後、この協定に基づきまして、新型コロナウイルスに関する啓発活動や本市の特産品や観光、イベントなどのPR、将来を担う子供たちの健全育成などに関する様々な取組が進められますとともに、このような取組を通じまして、市民の皆様の生活環境のさらなる充実につながりますことを期待しているところでございます。

また、先月10日には、公益財団法人慈愛会様と包括連携協定の締結式を行ったところでございます。締結式に際しましては、鹿児島県の産科、婦人科医療の中心を担っておられるお立場から多くの御助言をいただきました鹿児島大学病院副院長の小林裕明教授と、健康長寿・子育て支援につきまして専門的見地から御助言をいただいております本市スーパーバイザーの大石充鹿児島大学教授に立会人として出席をいただいたところでございます。

今後、この協定に基づきまして、子育て支援や医療に関する様々な連携を行いますほか、妊婦健診や産後の診療、婦人病の検査など、市外の総合病院の協力の下、本市にいながら産婦人科に関する診療が受けられるような県内でも例を見ない新しい地域医療の仕組みづくりを目指してまいります。

今回の総合病院との連携協定により、産前・産後、また妊娠期から子育て期にわたり、切れ目のない支援を行うなど、安心して子育てができるための環境の充実が今後図られていくものと期待をしているところでございます。

次に、地域振興対策についてでございます。

昨年度、大野地区で地域振興計画の第2期大野づくり計画が策定をされました。この計画における事業の実施に当たり、申請を行ってまいりました総務省の国庫補助金、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業につきましては、地元選出の衆議院議員森山先生をはじめ、関係各位の特段の御尽力を賜り、先月12日付で交付に係る内示を頂き、近々交付決定がなされる見込みでございます。

今議会に、当該事業に関する補正予算を上程しており、議員の皆様方の御理解を得た上で、大野地区の関係者の皆様方と連携をし、地域振興の具現化を図ってまいりたいと考えております。

次に、会計関係についてでございます。住民票、税証明などの交付手数料につきましては、昨年度よりスマホアプリ決済を導入しておりますが、本年4月から市民課以外の窓口でも各種手数料や使用料につきましてスマホアプリによる納付が可能となったところでございます。

具体的には、ふるさと納税の納付や垂水中央運動公園等の施設使用料が、スマホアプリのPay Payにより納付できるようになったものであり、これにより市民の皆様方のさらなる利便性の向上が図られたばかりでなく、感染防止対策の面におきましても、その効果が期待されるところでございます。

次に、保健関係についてでございます。

「たるみず元気プロジェクト・健康チェック」につきまして、昨年度の実施状況を御報告いたします。

昨年度は、新型コロナウイルス感染防止対策を講じた上で計9回開催し、566名の皆様に御参加をいただきました。同事業の満足度につきましては、参加された95.1%の方々から、「よかった」との評価を頂いたところでございます。また、この健康チェックにより、ステージ0の

超早期の口腔がんが見つかった方がおられるなど、疾病の早期発見にも寄与しているものと考えております。

今後も、市民の皆様方の健康寿命の延伸を図るため、引き続き鹿児島大学と連携して事業を推進してまいります。

次に、自殺対策についてでございます。子供のSOS受け止め講演会につきましては、去る4月24日に文化会館におきまして開催いたしましたところ、保護者や子育て支援等に関係する方々など約200名の御参加をいただいたところでございます。当日参加された方々にアンケートを行いましたところ、開催時期や講演内容について、全員から「よかった」との評価を頂いたところでございます。

今後とも、このような事業を通じまして、感情表現が成長過程である児童生徒に、知識や表現する力をしっかり身につけさせますとともに、その受け皿となる保護者や教職員につきましても、この内容を少しでも役立てていただければと考えているところでございます。

次に、福祉関係についてでございます。

低所得者の独り親世帯や、低所得の子育て世帯への支援策についてでございます。国が行う経済対策である低所得の子育て世帯に対する子育て世帯生活支援特別給付金につきましては、今月中旬から児童一人当たり5万円を支給できるよう、現在、準備を進めているところでございます。

また、国の給料金の対象とならない子育て世帯につきましては、市が独自に児童1人当たり5万円を給付することにより、本市の全ての子育て世帯の経済的な負担軽減を図りたいと考えているところでございます。

このため、今議会に当該事業に関する補正予算を上程しており、議員の皆様方の御理解を得た上で、速やかに執行させていただければと考えております。

次に、土木関係についてでございます。

まず防災工事につきましては、垂水市強靱化地域計画に基づき、市道元垂水原田線と桜島口牛根麓線の実施設計業務を発注したところでございます。また、舗装の傷みが激しい市道や補修が必要な橋梁につきましては、市道高野線や浜平大都線など12路線の舗装工事と、小森橋や第2井川橋など3橋の実施設計を今年度中に行うこととしております。

次に、災害対策につきましては、大雨等による被災を未然に防ぐため対策が必要な箇所につきまして、側溝の土砂除去や土嚢による補強などが本日までに完了しているところでございます。

次に、農林関係についてでございます。

先月9日から21日にかけては、県や垂水市土地改良区と合同で農業用施設、林道・治山施設等の点検を行ったところでございます。点検後は、草払いや側溝の土砂除去など出水期に備えた事前対策を行ったところでございます。

また、新たに作成したため池ハザードマップの配布や、ホームページへの掲載により防災・減災に向けた市民への広報周知も行っているところでございます。土木、農林施設の災害対応につきましては、引き続き迅速な対応を心がけ、安心・安全に努めてまいります。

次に、水産商工観光関係でございます。

本市は、昨年7月に、日本航空株式会社様と連携協定を締結したところでございます。この連携協定の成果の一つといたしまして、株式会社JALUXが進めております環境配慮型素材のショッピングバッグの導入に対しまして本市が協賛したところでございます。これに伴いまして、4月14日から16日までの3日間、羽田空港内の店舗におきまして、本市特産品を展示販売する垂水市フェアを開催したところでございます。

現在、本市の特産品がデザインされた環境配

慮型素材のショッピングバッグが鹿児島空港内の店舗「ブルースカイ」におきまして、お客様に提供されております。これにより、本市で生産された特産品のイメージアップを図りますとともに、今後とも同社と連携しながら、市特産品の販売促進と観光PRを推進してまいります。

次に、大型連休における主な観光事業、観光拠点の状況について御報告をいたします。

例年実施しております垂水カンパチ祭は延期となりましたが、たるみず春フェスタなどの、ほかのイベントにつきましては、コロナ禍の中、感染防止対策を講じた上で規模を縮小し、開催したところでございます。

道の駅たるみずにおきましては、射的や指定管理者による特別販売、ピワ等の地元特産品の販売が行われたところでございます。

また、道の駅たるみずはまびらにおきましては、キッチンカーフェスやお子様向けのランニングバイク体験会、サップ体験などが開催されたところであり、来場者につきましては、両会場とも、昨年と比較して大幅に増加したとの報告を受けているところでございます。

森の駅たるみずにおきましては、マス釣りや笛作りなどの体験が行なわれ、期間中、約770名の方々に訪れていただいたところでございます。

高峠つつじヶ丘公園につきましては、4月29日から5月5日までの間、約2,200名の方々に訪れていただいたところでございます。

次に、スポーツ合宿につきましては、4月から5月にかけては、鹿児島実業高校サッカー部をはじめ、フェンシング日本代表フルーレ、アンダー17、アンダー20、アンダー23の合宿が行なわれたところであり、これにより3団体で滞在延べ人数368名を数え、本市にとりまして大きな経済効果の一つとなったと考えております。

今後も引き続き、感染防止対策を講じた上で、

周辺地域の活性化につながるよう交流人口の増加に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、学校教育関係でございます。各学校におきましては、去る4月6日に入学式が行われ、小学1年生72名、中学1年生98名が、新入生として希望を持って各学校の門をくぐったところでございます。幸いなことに、本市では学校クラスターが発生しておらず、今年度は既に中学校の修学旅行や小学校の集団宿泊学習などの、子供たちの思い出に残る学校行事を終えることができたところでございます。

次に、中学1年生を対象とした「夢の実現！学びの教室」につきましては、去る4月23日に実施したところ、23名の生徒に受講していただいたところでございます。また、英語に慣れ親しみ、確かな英語力の基礎を培うため、小学5・6年生を対象として行っております「小学生英語教室垂水キッズ・イングリッシュクラブ」につきましては、同日に実施したところでございます。

昨年度から全国で始まりましたGIGAスクール構想につきましては、垂水の子供たちの豊かな創造性を育み、生きる力を培うため、先生方の指導方法の改善が進められているところでございます。本市の取組は、これまでテレビや新聞の報道で数多く取り上げられ、県内でもGIGAスクールの先進地として高く評価されており、昨年度から市教育委員会への問合せや、学校に直接視察に来られる市外からの訪問が増えているところでございます。

また、今年度から、児童生徒をはじめ、教職員や保護者における機器の活用スキルの向上等を図りますためGIGAスクールアドバイザー招聘事業を立ち上げ、教育の情報化において全国的に活躍をされておられる鹿児島女子短期大学の渡邊准教授をアドバイザーとしてお迎えしております。先生のお力もお借りしながら、2年目を迎えた垂水市の取組が、さらに前進する

ことが期待されるところでございます。

次に、社会教育関係でございます。

今年度の生涯学習につきましては、先月、15日に市民館におきましてオープニングフェアを開催したところでございます。当日は、関係者を含め100名を超える方の参加をいただいたところでございます。今後、この事業を通じて、市民の皆様方の学びのニーズに応え、生涯において学びの場を提供できるものと考えております。

垂水おもてなし少女・少年隊につきましては、先月21日に市民館におきまして結団式を行ったところでございます。今後、市主催のイベントなどでおもてなし活動を予定しているところでございます。

次に、新小学校1年生を対象としたセカンドブック事業につきましては、今月7日に柘原小学校におきまして贈呈式を行ったところでございます。本を贈呈された児童たちは、大変喜んでいました。

また、新中学校1年生を対象としたサードブック事業につきましては、今月29日に垂水中央中学校におきまして贈呈式を行う予定としているところでございます。引き続き、この事業を通じまして、子供たちの読書への関心を深めていくこととしております。

次に、瀬戸口藤吉翁記念行進曲特別コンサートにつきましては、今月4日に文化会館で行われたところであり、当日は、垂水小学校金管バンド、垂水中央中学校吹奏楽部、垂水高等学校吹奏楽部、垂水吹奏楽団が演奏を行い、その美しい音色が、来場された皆様方を楽しませていただいたものと感じております。

また、海上自衛隊佐世保音楽隊による瀬戸口藤吉翁記念ふるさとコンサートにつきましては、今月11日に、文化会館におきまして、その実施が予定をされているところでございます。今後も感染防止対策を講じながら、市民の皆様方の生

きがいつくりや文化芸術、スポーツの振興と地域の活性化に寄与できるような様々な取組を進めてまいりたいと考えております。

最後に、5月14日付の南日本新聞に掲載されました公金に関する記事につきまして御報告をいたします。

本件は、平成29年から平成30年までの期間で、本市発注の公共工事を受注した事業者が本市に対して納付した契約保証金約285万円が不明となっているものであり、令和元年5月に発覚し、同年11月に警察へ被害届を提出したものであります。記事にもありましており、警察による捜査が現在も行われているところでございます。

市といたしましては、今後とも警察の捜査に全面的に協力することで、事案の解明に努めたいと考えているところでございます。

以上で、諸般の報告を終わります。

○議長（川越信男） 以上で、諸般の報告を終わります。

△報告（令和3年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について）

○議長（川越信男） 日程第4、報告を行います。

令和3年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について報告を求めます。

○主幹兼財務係長（野元 悟） 令和3年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書につきまして御報告申し上げます。

令和3年度の歳出予算の経費のうち、年度内にその支出を終わらない見込みのものにつきまして、地方自治法第213条の規定により、令和4年度に繰り越して使用しますことを、第1回定例会において令和3年度補正予算（第14号）で御承認いただき、この後、補正予算（第15号）でも繰越明許費の補正を御報告いたしますが、その繰越明許費について、同法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を御報告申し上げます。

繰り越された経費は、配付しております令和3年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書に記載しているとおりでございます。

繰越事業の内容でございますが、2款総務費3項戸籍住民基本台帳費のマイナンバーカード所有者の転出・転入手続のワンストップ化事業は、国より令和3年度補正予算で計上し、繰越しで対応することとされているもので、令和4年度へ繰り越すものでございます。

3款民生費1項社会福祉費の非課税世帯等臨時特別給付金事業は、申請期限が令和4年9月末日までとなっているため令和4年度へ繰り越すものでございます。

同じく2項児童福祉費の子育て世帯への臨時特別給付金は、令和4年度3月31日に生まれた新生児等については支給事務の終了が令和4年度となるため、令和4年度へ繰り越すものでございます。

6款農林水産業費1項農業費の情報収集等業務効率化支援事業は、全国農業会議所が落札した調達業者と各農業委員会が令和4年3月22日に契約を行い、3月31日までにタブレットを導入する計画としておりましたが、半導体不足の影響により国内在庫が不足し、令和4年3月31日までに事業完了することが困難となったことから、令和4年度への繰越しが必要となったものでございます。

同項農道松尾線横断暗渠改修工事は、沢部の横断暗渠改修中に降雨等の影響により作業中断の期間が発生し、年度内完成が困難となりましたことから、令和4年度へ繰越しを行うものでございます。

10款教育費2項小学校費及び3項中学校費の学校保健特別対策事業は、国の補正予算に係るもので、年度内の完了が見込めないことから、令和4年度へ繰越しを行うものでございます。

11款災害復旧費1項農林水産施設災害復旧費の林業用施設単独災害復旧事業及び林業施設現

年発生補助災害復旧事業は、白山線地滑り災害復旧工事の監理等業務委託及び工事請負費で、12月中旬に災害査定を完了し、その後、工事発注となったため年度内での標準工期を確保できないことから、令和4年度へ繰越しを行うものでございます。

2項公共土木施設災害復旧費の道路橋梁河川現年発生補助災害復旧事業は、令和3年8月の停滞前線により被災しました高峠線道路災害復旧工事に係るもので、11月に災害査定を受検し、災害復旧事業の認定を受けたことから、12月中旬より発注準備し、工事発注を行いましたが、標準工期を確保できていないことから令和4年度へ繰越しを行うものでございます。

繰越明許費全体としまして、9事業、総額4億4,691万4,000円でございますが、繰越しに要する財源は国県支出金、地方債、一般財源でございます。

以上でございます。

○議長（川越信男） 以上で、日程第4、令和3年度垂水市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告についての報告を終わりました。

ただいまの報告は、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告されるものですので、御承知をお願いします。

△報告第4号～報告第8号一括上程

○議長（川越信男） 日程第5、報告第4号から日程第9、報告第8号までの報告5件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市税条例の一部を改正する条例）

報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

報告第6号 専決処分の承認を求めることにつ

いて（令和3年度垂水市一般会計補正予算（第15号））

報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（令和4年度垂水市一般会計補正予算（第1号））

報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第3号））

○税務課長（篠原彰治） 議員の皆様、おはようございます。

それでは、報告第4号専決処分の承認を求めることにつきまして御説明申し上げます。

令和4年度税制改正の大綱を受け、地方税法等の一部を改正する法律、地方税法施行令等の一部を改正する政令及び地方税法施行規則等の一部を改正する省令が、令和4年3月31日にそれぞれ公布され、原則として同年4月1日から施行されることとなりました。

このことを受けて、令和4年度の市税の賦課に急施を要しましたので、垂水市税条例の一部を改正する条例を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分とし、4月1日から施行したところでございます。そのため、地方自治法第179条第3項の規定に基づき、御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回の市税条例の改正につきましては、令和4年度の地方税制の改正に伴う法律改正による項ずれの反映、省エネ改修工事を行った住宅における特例の拡充に伴う改正及び固定資産税の負担調整措置に伴う改正に関するものが主な内容でございます。

なお、他の改正につきましては、施行日が令和5年1月以降であることから、第3回定例会への上程を予定しております。

説明につきましては、お手元の新旧対照表にて主要な改正につきまして御説明申し上げます。

1ページを御覧ください。1ページの第48条

第9項及び第15号につきましては、法律改正による項ずれを、それぞれ反映させたものでございます。

第73条の2及び第73条の3につきましては、法律改正に伴い、ただし書きの規定を追加するものでございます。

2ページから3ページを御覧ください。附則第10条の2第2号につきましては、法律改正に併せて、わがまち特例の割合を4分の3から5分の4に改め、3号から第24号までの改正につきましては、法律改正に伴う項ずれをそれぞれ反映させ、25号の次に、新たに貯留機能保全区域の指定を受けた土地に係る課税標準の特例措置のわがまち特例の割合を定める規定を26号として加え、改正前の26号を27号に改正するものでございます。

4ページをお開きください。附則第10条の3につきましては、法律改正に併せて省エネ改修工事を行った住宅に係る特例の拡充等に伴い、改正するものでございます。

附則第12条につきましては、法律改正に併せて、令和4年度に限り、商業地等に係る課税標準額の上昇幅の2.5%とする改正でございます。

以上で、垂水市税条例の一部を改正する条例の専決処分について報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○市民課長（松尾智信） おはようございます。

それでは、報告第5号垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

地方税法施行令等の一部を改正する政令が、令和4年3月31日に公布され、令和4年4月1日から施行されたことに伴い、令和4年度の国民健康保険税の賦課に急施を要しましたので、地方自治法第179条第1項の規定により、垂水市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を令和4年3月31日に専決処分し、4月1日から

施行いたしました。

このことにつきましては、地方自治法第179条第3項の規定により、御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

それでは、改正の内容を新旧対照表で御説明申し上げます。下線を引いたところが改正部分でございます。

第2条第2項は、国民健康保険税の基礎課税額の上限を63万円から65万円へ引き上げております。

第2条第3項は、後期高齢者支援金等分の上限を19万円から20万円へ引き上げております。

第23条は、低所得世帯に適用される国保税の減額後の賦課限度額について、第2条と同様に、国民健康保険税の基礎課税額の上限を63万円から65万円へ引き上げ、後期高齢者支援金等分の上限を19万円から20万円へ引き上げるものです。

附則第3項については、文言を適正にするため、改正を行っております。

次に、条例案の最後のほうの附則を御覧ください。附則第1項は、この条例を令和4年4月1日から施行しようとするものでございます。第2項は、改正後の規定の適用区分を定めるものでございます。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○主幹兼財務係長（野元 悟） 報告第6号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

特別交付税及びふるさと応援寄附金等の確定に伴い、令和3年度内に行う各基金への積立て及び老人保健施設特別会計への繰出金の執行に急施を要しましたので、令和4年3月31日に、令和3年度垂水市一般会計補正予算（第15号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも3億6,812万7,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は133億2,266万円になります。

補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

繰越明許費にも補正がありましたので、4ページの第2表、繰越明許費の補正を御覧ください。追加の内容でございますが、非課税世帯等臨時特別給付金事業は、申請期限が令和4年9月末日までとなっているため、令和4年度へ繰り越すものでございます。

子育て世帯への臨時特別給付は、令和4年3月31日に生まれた新生児等については、支給事務の終了が令和4年度となるため、令和4年度へ繰り越すものでございます。

次に、情報収集等業務効率化支援事業は、全国農業会議所が落札した調達業者と各農業委員会が、令和4年3月22日に契約を行い、3月31日までにタブレットを導入する計画としておりましたが、半導体不足の影響により国内在庫が不足し、令和4年3月31日までに事業完了することが困難となったことから、令和4年度への繰越しが必要となったものでございます。

農道松尾線横断暗渠改修工事は、沢部の横断暗渠改修中に降雨等の影響により作業中断の期間が発生し、年度内完成が困難となりましたことから、令和4年度へ繰越しを行うものでございます。

地方債にも補正がありましたので、5ページの第3表、地方債の補正を御覧ください。変更の内容でございますが、住宅安全対策事業及び高等学校振興対策事業の過疎債は、事業費の確定に伴い、限度額を組み替えるものでございます。

同じく、現年発生補助災害復旧事業及び現年発生単独災害復旧事業の災害復旧事業債につき

ましても、事業費の確定に伴う限度額の組替えでございます。

続きまして、事項別明細を御説明いたします。9ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費8目財産管理費の積立金は、財政調整基金及び市有施設整備基金積立金でございます。同じく16目諸費の償還金、利子及び割引料は、過年度事業における国庫支出金の清算を行い、返還が生じたものについて返還金として国に支出するものでございます。18目ふるさと納税制度事業費の積立金は、ふるさと応援基金への積立金でございます。

3款民生費1項社会福祉費13目介護老人保健施設費の繰出金は、老人保健施設特別会計において、令和3年度の資金不足を解消するため、特別減収対策企業債を発行する計画で、地方債届出事務手続を行っておりましたが、令和3年度においては地方債届出手続が行えないことが判明したため、緊急的に一般会計から老人保健施設特別会計へ繰り出しを行ったものでございます。

6款農林水産業費2項林業費2目林業振興費は、森林環境譲与税事業の執行額の確定に伴い、基金積立金へ組み替えるものでございます。

10ページをお開きください。

8款土木費と10款教育費は、先ほど地方債の補正で御説明いたしました住宅安全対策事業及び高等学校振興対策事業の事業費確定に伴う過疎債の財源組替えでございます。これらに対する歳入は、6ページの事項別明細書の総括表及び8ページの歳入明細にお示ししてありますとおり、地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税、寄附金を増額補正して、収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

引き続きまして、報告第7号専決処分承認を求めることについて御説明申し上げます。

国の子育て世帯生活支援特別給付金支給の執行に急施を要しましたので、令和4年5月30日に、令和4年度垂水市一般会計補正予算（第1号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告を申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

今回、歳入歳出とも1,876万7,000円を増額いたしましたので、これによります補正後の歳入歳出予算額は115億4,076万7,000円となります。補正の款項の区分及び区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、歳出の事項別明細について御説明いたします。7ページをお開きください。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の需用費から扶助費は、子育て世帯生活支援特別給付金の支給に要する経費でございます。これらに対する歳入は、戻りまして4ページの歳入明細にありますとおり、全額国庫支出金を充て、収支の均衡を図っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○保健課長（草野浩一） 報告第8号専決処分の承認を求めることについて御説明申し上げます。

令和3年度の資金不足を解消するため、予算編成を緊急的に行う必要が生じたことから、令和4年3月31日に令和3年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第3号）を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分し、同条第3項の規定により御報告申し上げ、承認を求めようとするものでございます。

当初、資金不足の対応については、令和4年3月の令和4年第1回市議会定例会にて議決をいただきました令和3年度垂水市老人保健施設特別会計補正予算（第2号）において、特別減

収対策企業債を発行し、解消する予定でございました。そのため、議決後、即時に特別減収対策企業債を発行するための地方債届出事務手続に入ったところでございますが、その手続中に、令和2年度において資金不足を解消するために借り入れた特別減収対策企業債は、地方財政法において、建設改良費以外の経費の財源に充てるために起こした地方債扱いとなり、地方財政法において、令和3年度は資金不足は解消されていない状況とみなされ、令和3年度の特別減収対策企業債を借り入れるための地方債届出手続が行えないことが判明しました。

その後、令和3年度の資金不足に対応する手続について、国県との協議を幾度と重ねてまいりましたが、協議が整わないうちに期限である3月31日を迎えることとなり、令和3年度の資金不足を解消するため予算編成を緊急的に行ったところでございます。

補正の内容でございますが、補正予算（第2号）で特別減収対策企業債を発行予定であった金額について、一般会計から繰り入れるものでございます。今回、歳入歳出とも増減はないことから、歳入歳出予算総額について変更はなく、6億4,497万1,000円となります。

2ページをお開きください。先ほど申し上げました理由により、市債から一般会計繰入金への財源更正を行うとともに、3ページの第2表におきまして地方債の変更を行っております。

次に、歳入予算事項別明細書により財源更正の内容について御説明申し上げます。5ページをお開きください。

6款繰入金2項1目一般会計繰入金を増額し、8款1項市債1目老人保健施設事業債の特別減収対策企業債を同額減額し、財源更正を行っております。

以上で報告を終わりますが、御承認いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの報告に対し、

これから質疑を行います。質疑はありませんか。
○持留良一議員 報告第4号についてお聞きしますけども、まずですね。これは緩和措置ということで、この法律が施行されているんですけども、来年度もまた条例の改正の中身が提案されることになるのかどうか。いわゆる、今標準額が2.5%でしたけども、現行5%、これは緩和したということだと思わなければならないのかどうかということをお聞きしたいと思います。

というのは、結果として負担が増えるという、将来的にはですね。据え置かれたとしても将来的には負担が増えるということになるので、その点についてお聞きしたいと思います。これは国保税の一部の改正する条例ですけども、今回、限度額の見直しがあったわけですけども、なぜこの最高限度額を見直すのか。もう本当に、今後さらに限度額はどんどん引き上げられていく状況なのかどうかですね、この点が一つあります。そのことによって、財政的な影響については、どんなことになるのか、この点をお聞きしたいというふうに思います。

それと、令和3年度一般会計補正予算のところの財産管理費なんですけども、この基準ですね。庁舎等の関係等から、あと財政調整基金のところですけども、この基準はどこにあったのか、ちょっとお聞きしたいというふうに思います。

それとあと、報告第8号、老人保健施設のことですけども。先ほど、公営企業における特別減収対策企業債の発行ができなかったということだったんですけども、これができていれば、どんな形で本市にとって効果的だったのか。そしてまた、一般会計を入れたことで、当然、一般会計への影響があると思わなければならないのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○税務課長（篠原彰治） 先ほどの御質問です

が、負担調整措置についての御質問だと思うんですけども、先ほどありましたように、評価額の5%相当額の増額となるところを、令和4年度に限り、評価額の2.5%分の増加とするように、国のほうの地方税法の改正に伴い、市税条例を今回改正したところでございます。

そのことから、現在のところ、来年については通常の5%に戻るということで御理解していただければと思います。

以上でございます。

○市民課長（松尾智信） 保険料の引上げ理由と限度額引上げによる影響、それから、その引上げの財源はという質問だったと思いますけども、これまで国保の上限額を99万円でお済みして、これを3万円引き上げて、今回102万円に改定をするものでございます。

引上げの理由でございますけども、国保保険料の限度額については、これまで被用者保険のルールとのバランスを考慮しまして、賦課限度額超過世帯割合が1.5%に近づくように段階的に引き上げております。

今回は、医療費給付等の税額が見込まれる中で、限度額の超過世帯割合を1.5%台になるように限度額を引き上げることによって、中間所得世帯と高所得世帯の引上げ幅の公平を図る上で、上限を3万円に引き上げたということでございます。

このことにつきましては、厚労省が諮問機関であります社会保障審査会医療保険部会に提案し、提案され、令和4年2月に閣議決定されたところでございます。これを受けまして、令和4年3月31日に公布されましたことから、条例の一部を専決で行ったところでございます。

また、限度額引上げによる影響でございますけども、こちらにつきましては、令和4年度の国保税の課税が7月1日に可決いたしますことから、令和3年度の賦課算定時における被保険者情報資産割廃止による税率改定の試算前で

お答えいたしますけれども、医療分につきましては2万円の増となります。2,530世帯中、増減世帯が18世帯で、割合で申し上げますと0.71%、影響合計金額は18世帯掛ける2万円ということで36万円になるようでございます。

それから、後期高齢者支援金等分につきましては1万円の増で、2,538世帯中、増額世帯数が16世帯、割合で申し上げますと0.63%でございます。それから影響合計金額は16世帯掛けの1万円で16万円となるようでございます。

それから、その財源なんですけれども、上限を3万円に引き上げることについては、増減分については個人の負担と。そして、今回、軽減負担分の2割、5割、7割に改正はございませんけれども、こちらにつきましては保険基盤安定制度により、全額公費が補填されるということになっております。

以上でございます。

○主幹兼財務係長（野元 悟） 財政調整基金と市有施設整備基金の積立割合につきましてですが、財政調整基金につきましては、かねてより目標額を15億円としておりますことから、今回の補正につきましては、財政調整基金を15億円となる形で積み立て、残額を市有施設整備基金へ積み立てたものでございます。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 特別減収対策企業債を借り入れることができたなら、市としてどのように効果的であったかという御質問だろうと思いますが、まずこの企業債につきましては交付税措置がございまして、利子の2分の1の80%が交付税措置されるということでございますので、その分、市のほうに財源が入ってくるということでございます。

ですので、まず一般財源を借りるよりも、その企業債を借りることで市の負担を軽くすること、また長期的に借り入れることで負担の軽減を図るということでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 国保の問題なんですけれども、先ほど言いましたとおり、中間層との関係でしたよね。本市にとって、今回、この限度額を上げたことによって、その辺りのいわゆる緩和策になるのかどうなのか。国全体はそういう考え方だろうけども、地方において、はたしてそれが、そういう役割、目的を達成していく内容なのかどうなのかということなんですけど。

そうすると、もう今後ますます最高限度額が引き上げられていく構造に、中間層の負担の割合を減らしていくんだとなると、そうなるんですが、その辺りの懸念は、このことではないのかどうなのかということだけお聞きします。

○市民課長（松尾智信） 今後の引上げについてなんですけれども、これまで一、二年間隔で上限が引き上げられておりますことから、今後の国保の情勢、また国保の動向により、引き上げられていくのではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（川越信男） よろしいですか。ほかにありませんか。

○前田 隆議員 報告第6号の補正予算（第15号）のこの中の積立金。先ほどは、財政調整基金は1億2,000万円積んで、最終10億円だったということですが、もう1点のほうの市有施設整備基金、これは9,100万円ほど積み立てるんですが、最終金額は幾らだったかだけ教えてください。

○主幹兼財務係長（野元 悟） 令和3年度末におきます財政調整基金の年度末残高見込みは約15億円です。市有施設整備基金につきましては19億7,700万円ほどとなる見込みでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。ありがとうございます。

ざいます。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。報告第4号から報告第8号までの報告5件については、会議規則第37条第3項の規定により、委員会負託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、報告第4号から報告第8号までの報告5件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。報告第4号から報告第8号までの報告5件を承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、報告第4号から報告第8号までの報告5件については、いずれも承認することに決定しました。

△議案第28号上程

○議長（川越信男） 日程第10、議案第28号垂水市総合開発審議会条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

説明を求めます。

○企画政策課長（二川隆志） 議案第28号垂水市総合開発審議会条例の一部を改正する条例案について御説明申し上げます。

本市の最上位計画であります垂水市総合計画につきましては、平成30年度より10年間を計画期間とする第5次総合計画が作成されており、

令和4年度末で前期基本計画が終了し、令和5年度より後期基本計画を策定する計画でございます。そのため、垂水市総合計画及び総合計画に密接な関係を有する事項について審議する機関でございます垂水市総合開発審議会を招集し、後期基本計画の策定について御審議いただく必要がございます。

第5次総合計画策定以降、コロナ禍やロシアのウクライナ侵攻等、社会情勢は大きく変容し、DXをはじめとする新たな施策の検討が求められております。このような状況を鑑み、より多様な立場の方からより多様な意見を反映させるべく委員の増加を目的として、垂水市総合開発審議会条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正の内容について、添付しております新旧対照表で御説明いたします。

今回の改正におきましては、第3条のみを対象といたします。委員数を現行の10人から15人へと変更いたします。また、委員の選抜に際し、現行では学識経験を有する者とその他市長が必要と認めた者のうちからの選定となっておりますが、より公平性を期するために公募による者を追加し、任命の文言を委嘱へと変更するものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第29号上程

○議長（川越信男） 日程第11、議案第29号垂水市固定資産評価員の選任についてを議題といたします。

説明を求めます。

[市長尾脇雅弥登壇]

○市長（尾脇雅弥） 議案第29号の垂水市固定資産評価員の選任について御説明を申し上げます。

前任者の税務課長が人事異動により辞任をし、新たに垂水市固定資産評価委員を選任する必要が生じたので、地方税法第404条第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。

選任しようとする者は、垂水市税務課長の篠原彰治でございます。住所は、垂水市旭町52番地3、生年月日は、昭和37年10月24日でございます。

御同意いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ここで暫時休憩いたします。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午前11時8分休憩

午前11時20分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど議題としました議案に対し、これから質疑を行います。質疑はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りいたします。議案第29号については、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、議案第29号については、委員会の付託を

省略することに決定しました。

先ほど議題としました議案に対し、これから討論を行います。討論はありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。議案第29号については、同意することに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、議案第29号については、同意することに決定しました。

△議案第30号上程

○議長（川越信男） 日程第12、議案第30号消防本部災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約についてを議題といたします。

説明を求めます。

○消防長（後迫浩一郎） 議案第30号消防本部災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車の購入契約につきまして御説明申し上げます。

現在の消防本部水槽付消防ポンプ自動車は、平成19年1月に購入したもので、約15年が経過し、平成19年4月には緊急消防援助隊に登録し、東日本大震災及び熊本地震へ緊急消防援助隊として出動した車両で、通常の火災の消火活動はもとより、ドクターヘリの支援活動等、様々な消防活動に貢献してきました。現在では、車両の老朽化、ポンプ性能の低下等も見られ、今後の消防業務及び緊急消防援助隊活動に支障を来さないためにも更新の必要がございます。

今回更新する車両は、水を1,500リットル積載し、緊急消防援助隊として県外等へ出動の際、派遣職員の負担軽減を図るために必要な乗車スペースを確保した仕様としております。

去る5月27日に入札を実施いたしまして、現在、仮契約の締結をさせていただいているところでございます。

また、今回の水槽付消防ポンプ自動車は、引

き続き緊急消防援助隊の登録車両とするもので、緊急消防援助隊設備整備費補助事業を活用するものであり、名称も災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車となります。ただし、契約金額が2,000万円以上につきましては議会の議決を必要とするため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定に基づき、指名競争入札に係る契約による災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入について、以下説明しますとおりの物品購入契約を締結するため議会の議決を求めるものでございます。

契約の目的は、災害対応特殊水槽付消防ポンプ自動車購入、入札の方法は、指名競争入札でございます。契約金額は5,753万円、うち消費税は523万円でございます。契約の相手方は、鹿児島県鹿児島市松原町12番32号、鹿児島森田ポンプ株式会社代表取締役尾曲昭二でございます。

なお、契約日は議会の議決日となっております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案については、総務文教委員会に付託いたします。

△議案第31号上程

○議長（川越信男） 日程第13、議案第31号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を議題といたします。

説明を求めます。

○主幹兼財務係長（野元 悟） 議案第31号令和4年度垂水市一般会計補正予算（第2号）案を御説明申し上げます。

主な補正の内容を記載いたしました参考資料

をお配りしておりますので、併せて御覧ください。

今回の補正の主な理由でございますが、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業の通常分及び原油価格・物価高騰対応分に係る増額補正によるものでございます。

補正は、歳入歳出とも2億7,703万2,000円を増額し、補正後の歳入歳出予算総額は118億1,779万9,000円となります。補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、2ページから4ページまでの第1表、歳入歳出予算補正に掲げてあるとおりでございます。

次に、5ページの第2表、地方債の補正を御覧ください。追加の内容でございますが、垂水港改良事業費予算額内定に伴う増額に併せ、公共事業等債から過疎債への組替えに伴うものでございます。

6ページをお開きください。変更の内容でございますが、公共事業等債は、過疎債への組替えに伴う減額、道路整備事業の辺地債は、大野原3号線舗装工事について辺地債での対応が可能となったことに伴う財源更正、林業基盤整備事業の過疎債は、牛根麓線辺田川橋梁補修工事に係る単価・歩掛改正に伴う増額によるものでございます。今回の変更に伴う起債額を右の欄に示しております限度額に変更し、本年度の借入限度額を7億7,860万円にするものでございます。

続いて、歳出の事項別明細で主なものを御説明申し上げます。11ページをお開きください。

2款総務費1項総務管理費10目企画費の負担金、補助及び交付金のうち、コミュニティ助成事業は、境地区7振興会で防犯灯を設置するものでございます。まちづくり交付金は、各地区公民館が策定した地域振興計画に基づく事業に

対するものでございます。

同じく過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業交付金は、大野地区の総務省事業で「うのばい魂！知る・来る・住むの6プラン」に係るものでございます。

11目電算費の役務費及び委託料は、新型コロナウイルスの感染拡大防止対策を目的に、本町及び9地区公民館に公衆無線LANを整備するもので、財源は、地方創生臨時交付金でございます。

3款民生費2項児童福祉費1目児童福祉総務費の需用費から扶助費は、原油価格高騰及び物価高騰の影響を受ける子育て世帯を支援するため、国の子育て世帯生活支援特別給付金の対象外となる子育て世帯について、児童1人当たり5万円を給付するもので、財源は、地方創生臨時交付金でございます。

4款衛生費1項保健衛生費3目予防費の報酬から12ページの委託料は、新型コロナウイルスワクチンの4回目接種に要する経費でございます。

8目健康増進費の扶助費は、県の新規事業に伴うもので、がん患者ウィッグ購入費及び造血細胞移植後ワクチン再接種費用の助成に係るものでございます。

次に、3項病院費1目病院費の負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染症が、より感染力の高いものに変異している状況において、院内感染対策をさらに強化するための院内整備に要する経費で、財源は地方創生臨時交付金でございます。

13ページを御覧ください。

6款農林水産業費1項農業費5目農業振興費の需用費から負担金、補助及び交付金は、新型コロナウイルス感染拡大の影響やコロナ禍における原油価格等の高騰により、農林業を行うための資材等が高騰し、農林業者の経営が圧迫されていることから、持続可能な生産体制を維持、経営の安定化を図るための支援として事業継続

に必要な資材等の購入費用の一部を補助するもので、財源は、地方創生臨時交付金でございます。

2項林業費7目林業整備事業の工事請負費は、牛根麓線辺田川橋梁補修工事に係る単価・歩掛改正に伴う増額でございます。

3項水産業費2目水産業振興費の需用費から負担金、補助及び交付金は、コロナ禍における原油価格等の高騰は漁業者にとって大きな負担となっていることから、漁船に使用する燃料代の一部を補助することにより漁業者等の負担を軽減することを目的とするもので、財源は、地方創生臨時交付金でございます。

14ページをお開きください。

7款商工費1項商工費2目商工業振興費の需用費から負担金、補助及び交付金は、コロナ禍における原油価格・物価高騰の影響は、商工業者にとって、移動、機械稼働、原材料及び商品仕入れ等々全ての事業活動に及ぶため、その影響を緩和することを目的として市内商工業事業者に対して支援金を速やかに給付するもので、財源は、地方創生臨時交付金でございます。

8款土木費1項土木管理費1目土木総務費の備品購入費は、砂防施設や橋梁点検を想定し、カメラの可動域が広いドローンの購入に要する経費でございます。

2項道路橋梁費1目道路維持費は、大野原3号線舗装工事について、辺地債での対応が可能となったことによる財源更正でございます。

4項港湾費1目港湾管理費の負担金、補助及び交付金は、垂水港改良事業費予算額内に伴う増額に合わせ、公共事業等債から過疎債への組替えに伴うものでございます。

6項住宅費1目住宅管理費の工事請負費は、市住脇田団地の解体工事に係るものでございます。

15ページを御覧ください。

10款教育費1項教育総務費3目学校教育事務

費の委託料は、新型コロナウイルス感染症により今後登校できない児童生徒数の増加が予想される中で、オンライン授業の提供や個別最適な学びを保障するとともに、学校間のオンラインによる交流学習を円滑に行うため、機器の不具合等、緊急対応できる人的環境を整えるもので、財源は、地方創生臨時交付金でございます。

16ページをお開きください。

6項保健体育費3目学校給食費の負担金、補助及び交付金は、学校給食に係る食材料費の高騰などにより、学校給食の質や栄養バランスの低下を防ぎ、また、食育の推進、安心・安全な学校給食を維持することが難しい状況となったことから、学校給食費の値上げを行わないために要する経費を補助するもので、財源は、地方創生臨時交付金でございます。

以上が、歳出の主なものでございますが、これらに対する歳入は、前に戻っていただきまして、7ページの事項別明細書の総括表及び9ページからの歳入明細にお示ししてありますように、それぞれの事務事業に伴う国県支出金、諸収入、市債などの特定財源と財政調整基金繰入金を補正し、収支の均衡を図るものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

本案については、所管の各常任委員会に付託いたします。

△議案第32号・議案第33号一括上程

○議長（川越信男） 日程第14、議案第32号及び日程第15、議案第33号の議案2件を一括議題といたします。

件名の朗読を省略いたします。説明を求めます。

議案第32号 令和4年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案

議案第33号 令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案

○保健課長（草野浩一） 議案第32号令和4年度垂水市病院事業会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正の理由でございますが、県内での新型コロナウイルス感染症の新規感染者数につきましては、大型連休を経た後も高い水準で推移している状況となっており、本市においても、今日まで連日、感染が確認されている状況にあります。今後もさらなる拡大が続いた場合には、高齢者への感染拡大、重症者の増加及び医療提供体制への影響が懸念されるところでございます。そのため、本市の中核的医療機関を担っている垂水中央病院において、そのような状況に対応できるよう、これまで行ってきた病院設備等の感染対策に加え、数量を増やすなど追加対策をすることで、さらなる感染対策の強化を図ろうとするものでございます。今回、収益的収入及び支出を、それぞれ1,035万円増額するものでございます。

2ページをお開きください。実施計画でございます。収益的収入及び支出につきまして御説明申し上げます。

収益的収入において、1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金を1,035万円増額し、支出において、1款病院事業費用1項医業費用1目経費を政策的医療交付金として、同額の1,035万円増額するものでございます。

次に、内容につきまして御説明申し上げます。4ページをお開きください。

初めに、収益的収入から御説明申し上げます。

1款病院事業収益2項医業外収益2目他会計負担金の一般会計負担金は、冒頭申し上げまし

た垂水中央病院のさらなる感染症対策強化を図ることを目的とし、国から本市へ交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の一部を、一般会計から病院事業会計へ繰入れようとするものでございます。

次に、支出につきまして御説明申し上げます。

1 款病院事業費用 1 項医療費用 1 目経費の政策的医療交付金は、収益的収入で申し上げました国から本市へ交付されます新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を財源とし、垂水中央病院におけるさらなる感染対策の強化として、PCR検査装置の追加購入や発熱専用外来の環境整備、透析室内の水道蛇口をセンサー式自動水栓への交換などを行おうとするものでございます。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○水道課長（福島哲朗） 議案第33号令和4年度垂水市簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）案について御説明申し上げます。

今回の補正でございますが、人事異動に伴う人件費を整理するものでございます。

1 ページを御覧ください。

今回の補正額は、歳入歳出それぞれ75万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ5,567万7,000円とするものでございます。

それでは、歳出から、事項別明細書により御説明申し上げます。7 ページをお開きください。

1 款総務費 1 項 1 目一般管理費の 1 節報酬、2 節給料、3 節職員手当等、4 節共済費、8 節旅費の各節につきまして、再任用職員に関わる費用を減額補正し、会計年度任用職員に関わる費用を増額補正するものでございます。

次に、歳入でございますが、6 ページを御覧ください。

2 款繰入金 1 項 1 目一般会計繰入金の 1 節一般会計繰入金は、一般会計からの繰入金を、歳

出の減額に伴い減額補正いたしまして、収支の均衡を図っております。

以上で説明を終わりますが、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（川越信男） ただいまの説明に対し、これから質疑を行います。質疑ありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

ただいまの議案2件については、いずれも産業厚生常任委員会に付託いたします。

△請願第8号・陳情第14号～陳情第18号
一括上程

○議長（川越信男） 日程第16、請願第8号パートナーシップ制度の導入を求める請願及び日程第17、陳情第14号から日程第21、陳情第18号の陳情5件を一括議題といたします。

請願第8号 パートナーシップ制度の導入を求める請願

陳情第14号 女性トイレの維持及びその安心安全の確保について

陳情第15号 国民の祝日「海の日」を7月20日に固定化する意見書の提出を求める陳情

陳情第16号 沖縄を「捨て石」にしない安全保障政策を求める意見書の提出を求める陳情

陳情第17号 義務教育費国庫負担制度負担率の引き上げをはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

陳情第18号 ゆたかな学びの実現・教職員定数改善をはかるための、2023年度政府予算に係る意見書採択の陳情について

○議長（川越信男） ただいまの請願及び陳情については、総務文教委員会に付託いたします。

△鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙について

○議長（川越信男） 日程第22、鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙を行います。

鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員は、県内市町村の長及び議員のうちから市長区分6人、市議会議員区分6人、町村長区分4人、町村議会議員区分4人から構成されています。現在の広域連合議会議員のうち、市議会議員から選出する議員について1人の欠員が生じているため、広域連合規約第9条第3項及び広域連合議会の議員の選挙に関する規則の規定に基づき、選挙の告示を行い、候補者の届出を締め切ったところ、市議会議員から選出すべき人数を超える2人の候補者がありましたので、広域連合規約第8条第2項の規定により選挙を行います。

この選挙は、同条第4項の規定により、全ての市議会の選挙における得票総数の多い順に当選人を決定することになりますので、会議規則第32条の規定に基づく選挙結果の報告のうち、当選人の報告及び当選人の告知は行いません。

そこでお諮りいたします。選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することとしたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、選挙結果の報告については、会議規則第32条の規定に関わらず、有効投票のうち候補者の得票数までを報告することに決定いたしました。

選挙は投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

〔議場閉鎖〕

○議長（川越信男） ただいまの出席議員数は14人です。

次に、立会人を指名します。

会議規則第31条の規定によって、立会人に、堀内貴志議員、感王寺耕造議員、持留良一議員

の3名を指名します。

候補者名簿を配ります。

〔候補者名簿配付〕

○議長（川越信男） 候補者名簿の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 配付漏れなしと認めます。投票用紙を配ります。

念のため申し上げます。投票は単記無記名です。

〔投票用紙配付〕

○議長（川越信男） 投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 配付漏れなしと認めます。投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（川越信男） ただいまから投票を行います。

投票は、1番議員から順番に投票願います。それでは、順次、投票を願います。

〔1番議員から順次投票〕

1番	新原	勇	議員
2番	森	武一	議員
3番	前田	隆	議員
4番	池田	みすず	議員
5番	梅木	勇	議員
6番	堀内	貴志	議員
7番	川越	信男	議員
8番	感王寺	耕造	議員
9番	持留	良一	議員
10番	北方	貞明	議員
11番	池山	節夫	議員
12番	徳留	邦治	議員
13番	篠原	静則	議員
14番	川畑	三郎	議員

○議長（川越信男） 投票漏れはありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 投票漏れなしと認めます。
投票を終わります。

開票を行います。

立会人の堀内貴志議員、感王寺耕造議員及び
持留良一議員は、開票の立会いをお願いいたし
ます。

[開票]

○議長（川越信男） 選挙の結果を報告します。

投票総数 14票

うち

有効投票 14票

無効投票 0票

有効投票総数のうち

下川床泉君 12票

畑中香子君 2票

以上のとおりです。

議場の出入口を開きます。

[議場開鎖]

△決議案第3号上程

○議長（川越信男） 先ほど持留良一議員から
決議案第3号事務検査に関する特別委員会の設
置を求める決議が提出されました。

この動議は、会議規則第14条の規定による賛
同者がおりますので成立いたしております。

決議案第3号事務検査に関する特別委員会の
設置を求める決議を日程に追加し、追加日程第
1として議題とすることについて採決します。

この動議を日程に追加し、追加日程第1とし
て、直ちに議題とすることに御異議ありませ
んか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。し
たがって、この動議を日程に追加し、追加日程
第1として議題とすることに決定しました。

ここで暫時休憩します。休憩時間中、委員
会室におきまして、議会運営委員会を開きま
すので、委員の皆様は御参集願います。

午前11時52分休憩

午後0時1分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を
開きます。

追加日程第1、決議案第3号事務検査に関す
る特別委員会の設置を求める決議案を議題とい
たします。

提出者の説明を求めます。

○持留良一議員 それでは、事務検査に関する
特別委員会の設置を求める決議案を提案したい
と思います。

皆さんのほうに文書も届いているかと思いま
すので、決議案、本議会は、地方自治法98条第
1項の規定により次の事項について事務検査を
行うものとする。一つは、検査事項、本議会は
次の事項について検査をするものとする。契約
保証金の紛失に関する一切の事項について。2、
検査方法、（1）本市に在する関係書類及び証
拠書類の提出を求める。（2）本検査は、地方
自治法第109条及び垂水市議会委員会条例第6
条の規定により、委員13人からなる契約保証金
検査特別委員会を設置し、これに付託して行う。
3、検査権限、本議会は、1に掲げる事項の検
査を行うため、地方自治法98条第1項の権限を
上記特別委員会に委任する。4、調査権限、上
記特別調査委員会は、1に掲げる調査が終了す
るまで、閉会中もなお調査を行うことができ
るとするということを提案したいと思います。

そして、提案理由の中身について、3点お話
しをしたいというふうに思います。

一つは、皆さんも御存じでしょう、5月23日
の地元新聞に書かれた記事がありました。なぜ
湧き上がるのに市側の態度は今のままでは不明
金が発生する構造的な問題があるのかないのか、
市民も検証のしようもない。まず、この検証の
しようもないということが一つです。そして、
市政への不信が広がり、納税の意欲が削がれて
もおかしくない、こういうことが書かれて、そ

して最後に、再発防止策と一緒に考える契機になるのではないかという、私たちもこのところを最大の目的とするわけです。

そこで、今の中で重要な点が指摘されています。いわゆる市民は検証のしようもないという問題点です。そのことが、今、1点目は議会の責任と役割が求められているんだということ、私たちは市民から、その点では負託を受けています。議会に対して、この点については、市民の皆さんからも、なぜそうなんだと様々な声もあります、不満もあります。そして、当然、市に対しては、そういう政治に対する不信、これも広がってきています。やはりこれらを解決するために、市は、議会は、その役割、責任があるんだということが1点です。

2点目は、では、そうやってきたときに、議会は何ができるのか、このようなときは、どのような権限があるのかという問題であります。議会には検査権が保障されています。このように書かれています。議会には、住民代表の機関としての立場にあることから、法的に検査権が与えられている、事務に関する書類及び計算書を検閲すること、あるいは市長等の執行機関から報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納検査する権限であると。書面による検査を行い、実地調査をすることはできないと、こんな形で地方自治法98条第1項に検査権がうたわれています。

そして、大事な点は、私たちの最終的なことというのは、再発防止策に向けたこのことに関して私たちが提案をしながら全体としての市民の信頼を取り戻す、このことは、やはり私は議会の最大の責務だというふうに思います。不正防止や事故防止など再発防止を速やかに講ずる必要があると考えます。これらを目的とした事務検査に関する調査特別委員会を設置すること、このことが非常に今重要になっているということでもあります。そのことを提案理由としたいと

思います。

以上です。

○議長（川越信男） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○池山節夫議員 順番にお伺いします。

まず今3点目に、特別委員会の設置が求められていると、それはそれでいいと思うんですが、1番、2番、聞きました。検査権も与えられている。

まず1回目の質問として、議会には検査権として、その98条の以前に、常任委員会、議会運営委員会、その委員会で、ある程度の検査権はあるわけですよ。それで不足と思われたそのところを、もう一回御説明いただきたいということ、あと一般質問というのも、その検査権のうちに入るような、まあ入ると思うんですよ。だから、今日の冒頭、本会議でなくて、一般質問が終わった後に委員会の設置を、こういう決議を出されるということは考えられなかったのか、まずここを1回お伺いします。

○持留良一議員 重要な指摘だろうというふうに思います。ただ、私たちが一般質問、それに委員会等は、ある程度、拘束を受ける部分もあると思うんですよ。例えば、今回のこの調査の視点として考えられることは何かと考えたときに、いわゆる契約保証金の現状はどうなっているのか……（「もう一回」の声あり）契約保証金の現状ですね。そうすると、関わる部分だけしか委員会は制約されてしまうという問題もあるんです。では、管理と実態はどうなっているのか、セキュリティ対策はどうなっているのか、危機管理費と職員の問題意識はどうなっているのか、様々、そういう点を聞かなきゃなりません。そして、あと通常の委員会だと制限される可能性が強くなるということが一つあるということで、その辺りは、やっぱり調査特別委員会が、その役割を果たすんじゃないかという点であります。

これだけでしたっけ。（発言する者あり）当初いろいろ考えたんですけども、ひとつは、やっぱり皆さんとの問題意識の共有を図ったほうがいいということ。あとで出して、確かに深まる点もあるかと思えますけども、やはり私は大事なのは、今、問題提起、それからみんなが入る導入、そういう点で意識を高めて、そしてみんなで行っていいんじゃないかという、この問題に対して、議会の役割、責任があるんだということをしかりと受け止めていただければということですよ。

以上です。

○池山節夫議員 非常に分かりやすかったです。

今の質問に対する今のお答えですとですよ、98条による委員会設置じゃなくて、私はもう100条による委員会設置でよかったんじゃないかなと思うんですけど、なぜ98条にされたのか、100条にされなかったのか、そのところをいいですか。

○持留良一議員 百条委員会というのは非常に権限が強いですよね。地方自治法第100条に基づき、地方議会の議決により委任を受けた特別委員会のことを今指すと思えますけれども、この委員会は権限が、関係者の出頭、証言、記録の提出を請求することができるとなっています。正当でなく拒否した場合や、虚偽の陳述をした場合には罰則がある。しかし、この私たちの提案している調査権というのは、関係者を罰することではなくて、問題の、私は真相解明、そして提言ということが非常に重要な目的だというふうに思いますので、百条委員会とは、ちょっと性格が異なるのかなというふうに思います。

○池山節夫議員 まあ、性格が異なる——異なるんだけど、まあいいです、もう3回目ですからね。この提案されたこの文章について、ちょっとお伺いしますけど。3番目のところに検査権限、2番目に検査方法ですね。それで3番目に検査権限、4番目に調査権限というものもある

んですよ。私は、ちょっと98条を見た限りでは、間違っていたらごめんなさいね。私が見た限りでは、98条による委員会は、その資料の提出とかそういう検査しかできないと思うんですよ。100条になると調査の権限があると思っているんですけど、この辺のこの検査権限の、本議会は1に掲げる事項の調査を行うためって、この「調査」という言葉を使うのはどうなのかなと思うんですけど、私はこれは「検査を」って替えないといけないんじゃないかと私は思うわけです。そこについて1点。

それと、下の「調査権限」って、これ98条の委員会に調査の権限があるのかという、その疑問があるんですけど、そこについて伺いたい。

○持留良一議員 調査、これは私も、様々いろんなところの出している議会のを調べてみたら、やっぱりそれを参考にしたら、やっぱり調査という文言が使われて、そういう形で議案が提案されているということで、私のほうもこれを活用をしたということです。

あと何でしたっけ。（「調査権限があるか」ということ）の声あり）調査権限です。いや、調査権限、先ほどちょっと述べましたけども、この部分については、事務に関する書類及び計算書を検閲すること、あるいは市長等の執行機関からの報告を請求して、事務の管理、議決の執行及び出納検査をする権限ということになります。そうなってくると、さっき言ったとおり、書面による検査を行い、実地調査することはできないという制約がある中で、そういう形で与えられた権限というのは、そういう検閲だとか、報告を求めることができることだとか、そういう感じで書かれていますので、私たちはこれを行って、検査、調査を行っていくということになるかと思えます。

○議長（川越信男） ほかにありませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（川越信男） 質疑なしと認めます。こ

れで質疑を終わります。

本件につきましては、委員会の審査を省略したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、本件については、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

お諮りいたします。本案は、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（川越信男） 賛成多数でございます。よって、決議案第3号事務検査に関する特別委員会の設置を求める決議案は、原案のとおり可決されました。

△契約保証金検査特別委員会設置について

○議長（川越信男） ただいま決議案第3号が可決され、特別委員会が設置されたところです。この委員会の名称につきましては、提案されていますとおり、契約保証金検査特別委員会としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、この特別委員会の名称は、契約保証金検査特別委員会と決定いたしました。

引き続いて、特別委員会の選任を行います。特別委員の選任を行います。

お諮りいたします。特別委員の選任につきましては、委員会条例第8条第1項の規定により、新原勇議員、森武一議員、前田隆議員、池田みずすず議員、梅木勇議員、堀内貴志議員、感王寺耕造議員、持留良一議員、北方貞明議員、池山節夫議員、徳留邦治議員、篠原静則議員、川畑三郎議員、以上の13名を指名いたしたいと思

います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（川越信男） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました13名を契約保証金検査特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

ただいま選任いたしました契約保証金検査特別委員会委員の方々は、次の休憩時間中に正副委員長の互選を行い、その結果を報告願います。

ここで暫時休憩します。

休憩時間中、全員協議会室におきまして全員協議会を開きますので、ただいまの議案を持って御参集願います。

午後0時16分休憩

午後0時19分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

契約保証金検査特別委員会における正副委員長の互選の結果について、報告がありましたので、お知らせいたします。

契約保証金検査特別委員会委員長、感王寺耕造議員、副委員長、池山節夫議員、以上でございます。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

△日程報告

○議長（川越信男） 明11日から6月20日まで は議事の都合により休会といたします。

次の本会議は、6月21日及び22日の午前9時半から開きます。一般質問を行います。

なお、質問者は会議規則第62条第2項の規定により、本会議終了後の全員協議会終了後から14日の正午までに質問事項を具体的に記載の上、文書で議会事務局へ提出願います。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これもちまして散会いたします。

午後0時21分散会

令和 4 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 2 日 令和 4 年 6 月 2 1 日

本会議第2号（6月21日）（火曜）

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	濱 久志	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
財政課長	園田 保	事務局長	
税務課長	篠原 彰治	土木課長	東 弘幸
市民課長	松尾 智信	水道課長	福島 哲朗
併任		会計課長	岡山 洋恵
選挙管理		監査事務局長	榎園 雅司
委員会		消防長	後迫 浩一郎
事務局長		教育長	坂元 裕人
保健課長	草野 浩一	教育総務課長	野村 宏治
福祉課長	森永 公洋	学校教育課長	今井 誠
水産商工	大山 昭	社会教育課長	港 耕作
観光課長		国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	橘 圭一郎	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和4年6月21日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから休会明けの本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（川越信男） 日程第1、これより一般質問を行います。

1回目の質問は登壇して行い、再質問は質問席からお願いします。

なお、質問時間は答弁時間を含めて1時間以内とし、質問回数については無制限といたします。

また、いずれも初回の発言時間を20分以内に制限しますので、御協力をお願いいたします。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、6番、堀内貴志議員の質問を許可します。

[堀内貴志議員登壇]

○堀内貴志議員 おはようございます。垂水の稔り生む風の堀内貴志でございます。

今回の質問、私にとりまして3期目、44回目という回数になりますけれども、本日も市長、副市長、そして関係各課の皆さんは積極的に御答弁をよろしく願いいたします。

さて、コロナ禍の中で、最近ではウィズコロナとか、アフターコロナとかいう言葉をよく使われるようになってきました。ウィズコロナとはコロナと共存する社会、アフターコロナは治療法など、対策がある程度確立された状態の時期ということです。4回目のワクチン接種が実施される中で、その治療法が確立されてきたのでしょうか。

そんな中で、官公庁は6月末を期限としていました県民割支援について、7月14日まで延長すると発表しました。県民限定の県内旅行の割引、県民割から、今年の4月には全国を関東、九州、近畿など6ブロックに分けて、そのブロック内の居住者についてはその管内で旅行すれば地域ブロック割になるということで、旅行の誘致をしました。そして、来月7月前半からは全国旅行支援として全国に拡大します。国もウィズコロナとして、経済を回していこうという動きに変わってきました。

この全国旅行支援について、補助率でいきますと従来の50%から40%に引き下げ一方で、新幹線やフライト等でセットになった旅行では、補助額の上限を現在の1人1泊5,000円から8,000円に引き上げるということです。さらに2,000円のクーポン券は、この全国旅行支援を使いますと、平日の場合3,000円に引き上げられるということですから、この全国旅行支援を利用すると最大で1万1,000円もお得になるということです。どうかお得感満載でありますので、どうか皆さんもこの機会に旅行を計画してはどうかというふうに思います。

では、早速ですけれども質問に入りますが、まず、大きな1つ目は、契約保証金に係る不明金についてお尋ねをいたします。

最初に話しておきますが、この契約保証金に係る不明金のことについては、今回の議会開会日に議長を除く議員13名で構成する特別委員会をつくり、地方自治法第98条に基づく調査をするということが決定しております。ですから、私を含めて13名の全議員が特別委員会のメンバーということになりますので、その際に執行部や監査、場合によっては関係ある対象者に対して、その詳細について報告を求めるということになるかと思いますが、一般質問のトップバッターとして、この事件の背景や経緯についてお聞きしたいと考えていますので、御承知お

きください。

今回の事件は、5月14日の南日本新聞に、続いて5月17日の朝日新聞に事件の概要が掲載され、市民の知るところとなりました。その新聞記事によりますと、不明となった契約保証金の額は合計で285万円であった。その時期は2017年から2018年の4回にわたり納付されたものだった。そして執行部が認知したのは2019年5月であったとありますが、その事実で間違いはないのでしょうか。

我々議会に対して説明があったのは、今年2022年4月の全員協議会でした。執行部が認知してから約3年近くが経過をしています。執行部は、その全員協議会の中で我々議員に対して初めて明らかにしました。そして、公表しなかった理由を、関係職員の人権侵害や名誉棄損、また警察の捜査に支障があることを理由としていました。

今日、この本会議ではインターネットでライブ配信がされており、また昨年からの録画配信もされるようになりました。ですから、この一般質問も多くの市民の方が傍聴されていることとなります。そして今回、新聞記事で掲載されたことと併せて、この議会で執行部が答弁することで、市が公表したことと同等の影響があると思います。

改めて今回の事件をよくよく考えてみますと、なぜこのような事件が発生したのか、なぜに事件発生から事件の認知まで時間を要したのか、なぜに議会に対しても含めて公表が遅れたのかなど、多くの疑問点があります。その点を含めて、この一般質問の場を生かし、現時点で分かる範囲で結構ですから、今回の事件の背景や経緯について正確な情報を教えてください。

また、この事件の大きな問題点は、事件の発生から執行部の認知まで時間を要したということです。なぜ認知が遅れたのかについては、経緯で答弁されると思いますが、今回、今後執行

部として同じようなことを繰り返してはいけないということです。今回の事件を踏まえて、再発防止を十分に検討し対策を講じたのかお尋ねをいたします。

次に、垂水中央運動公園についてお尋ねをいたします。

陸上競技場が多目的グラウンドとして整備され、グラウンドゴルフ、サッカー、また市内の各種大会やイベントなどに利用され、さらに市外の学校や団体のスポーツ合宿など、多くの目的で活用がされております。そのほかにも、国体のフェンシング会場となる体育館の改修がされるなど、整備が進められてきました。この運動公園については、これまでどのような改修がされてきたのかをお尋ねいたします。

また、大規模な改修工事をしなければならない施設もあると思いますが、今後の改修計画についてお聞きをいたします。

最後は、新型コロナウイルス感染症予防対策についてお聞きをいたします。

県内の感染者数は依然厳しい状況にあると感じていますが、垂水市の状況を見ても、まん延防止等措置が発令されていたときよりも感染者が多くなっているように思います。

まずは、新型コロナウイルスの感染状況について答弁を求めます。

今日は土砂降り、大雨が降っていますが、鹿児島気象台は今月の11日に九州南部が梅雨入りしたと発表しました。災害がないことを祈るばかりです。梅雨が終わると夏本番の蒸し暑い日々との戦いになりますが、最近では既にマスク着用について息苦しく感じているときがあります。これからの時期、できればマスクを着用したくないと考えている方も多いと思います。

そんな中で、厚労省はマスク着用の緩和について発表し、本市においても、それを受けてこのチラシを配布しました。マスクの着用について本市ではどのように変わるのか教えてください。

い。

以上で、1回目の質問を終わります。

○総務課長（濱 久志） おはようございます。背景、経緯、事案発生後に行った再発防止策につきましてお答えいたします。

4月28日木曜日の全員協議会において、議員の皆様にお伝えいたしました契約保証金に係る不明金につきまして、改めて、本会議におきまして御説明いたします。

まず、契約保証金とは、公共工事の請負契約締結において、請負者の義務の履行を確保するために、請負者が発注者に納付する担保金のこと、契約金額の10%以上としており、工事完了後、全額返還するもので、雑部金口座とは、契約保証金をはじめ、職員の共済掛金や所得税などを一時的に保管する口座でございます。

経緯について御説明いたします。

令和元年5月22日、会計課にて契約保証金の返還を雑部金口座より支出しようとしたところ、指定金融機関より残高不足との連絡があり、会計課にて原因について調査したところ、市が収入処理していない契約保証金に対し、返還している事例が4件あることが判明いたしました。

その後の調査により、収入処理をしていない4件については、会計課領収印押印済みの領収書の写しが、所管課の契約書に添付されていたことから、本市会計課の窓口で現金が支払われ領収書が発行されているものと推測されますが、市側で保管すべき領収書の原本は、4件とも存在しておりません。

不明金は平成29年12月から平成30年3月までの契約保証金で、不明金の総額は、4件で285万3,560円でございます。不明金の処理については、現段階では公費からの補填は行っておりません。口座内には、ほかの雑部金も入っており、常に口座に残高がある状態ですので、当面資金繰りが困難になることはございません。

（発言する者あり）

発覚後、令和元年6月から8月にかけて、総務課により庁内関係者に聞き取り調査をするも問題解決に至らず、令和元年8月に市顧問弁護士に相談の上、同年11月15日に鹿屋警察署に被害届を提出したところでございます。

現在は、警察の捜査状況を見守っている状況が続いているところですが、今回4月28日の全員協議会におきまして、議員の皆様にも現時点で分かる範囲の正確な情報をお伝えすることとしたものでございます。

全員協議会で説明した理由でございますが、関係職員への警察による事情聴取が先般行われ、関係者と思われる職員が警察による捜査を認知し、これにより家族等への相談等が行われた場合に、当該情報や不確定なうわさ等が市中に広まるおそれがあったことや、警察に公表について相談したところ、市民等からの警察への問合せなどデメリットはあるが、最終的には市の判断であるとの見解を頂いたことから、議員の皆様にも現時点で分かる範囲の正確な情報をお伝えしたところでございます。

なお、全員協議会におきましては、今回の内容は議員の皆様のみにお伝えするものであり、この情報が外部に漏れることで、関係職員への人権侵害や名誉棄損、警察の捜査に支障があることも考えられることから、情報の取扱いには十分に御注意いただきますようお願いしたところでございます。

当該事案につきましては、警察による捜査が現在も行われていることから、市といたしましては、今後とも警察の捜査に全面的に協力することで、事案の解明に努めたいと考えております。

次に、事案発生後に行った再発防止策については、発覚後の令和元年6月より、会計課執務室の出入口扉に鍵を設置し、会計課職員のみが鍵を持つこととし、閉庁時は施錠すること。領収印は会計課に1個とし、昼休みや閉庁時は、

会計課内の金庫に保管し施錠すること。契約保証金や住宅敷金などの大口なものは、会計課窓口では取り扱わず、金融機関の窓口での納入をお願いすること。歳計外現金のうち、契約保証金、住宅敷金については、1件ごとの事前調定を徹底すること。契約保証金の返還請求時の添付書類として、会計書類確認のため納入時の領収書の写しを添付すること。それぞれの収納に対する払出しを台帳化し、漏れや間違いを防止すること。などの再発防止策を行っております。

以上でございます。

○社会教育課長（港 耕作） 今後の運動公園の改修計画につきましてお答えいたします。

垂水中央運動公園は、現在、7つのスポーツ施設がございます。

平成29年度から令和3年度までに実施した主な改修状況でございますが、平成29年度に旧陸上競技場を多目的グラウンドとして天然芝化し、令和元年度には体育館の耐震補強を含む外装、内装の改修を行ったところでございます。また、令和2年度に体育館に隣接する遊戯広場を児童公園として、噴水跡地を中央広場として整備を実施したところでございます。令和3年度には体育館の空調設備の整備を行ったところでございます。令和4年度におきましては、多目的屋内ホールの照明機器のLED化と野球場スコアボードの老朽化による撤去を計画しているところでございます。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 本市の感染状況につきましてお答えいたします。

初めに、全国の感染状況につきましては、6月8日に開催された厚生労働省の第87回新型コロナウイルス感染症対策アドバイザリーボード資料によりますと、直近の感染状況として、直近の1週間では10万人当たり約97人となり、年代別の新規感染者数は、全ての年代において減少が続いているとされており、全国の新規感染

者数の減少に伴い、療養者数及び重症者数は減少が続くとともに、横ばいで推移していた死亡者数も減少に転じていると評価されております。

また、新規感染者数に占める各年代の割合を見てみると、10代以下が34%と最も多く、20代は14%程度、30代は17%程度、40代が15%程度、50代は8%程度となっており、20代以下で約半数を占めていると評価されております。

また、今後の感染状況として、ワクチンの3回目接種と感染により獲得された免疫は徐々に減衰していくこと。6月は梅雨の時期であり、人流は比較的抑制される傾向にあるが、7月以降は夏休みの影響もあり、接触の増加等が予想されること。オミクロン株の新たな系統への置き換わりの可能性もあること等から、夏頃には感染者数の増加も懸念されるところであり、医療提供体制への影響も含めて注視していく必要があるとされております。

次に、県内においては、県発表の記者発表資料を基に見てみますと、直近1週間の新規感染者の各年代の割合は、10歳未満が24%、10代が16%、20代が9%、30代が15%、40代が14%、50代が7%、60代以上が15%となっております。全国と同様10代以下が最も多く、また30代以下の若年層において全体の割合の64%を占めております。

そのような中、本市の感染状況でございますが、昨日20日時点で469名の感染が確認されております。直近1週間の感染者を見てみますと、各年代1人、もしくは感染者なしであることから比較が困難であるため、本年4月以降の感染者の割合で見ても、10歳未満が16%、10代が12%、20代が17%、30代が19%、40代が11%、50代が10%、60代以上が15%となっており、本市においても国、県と同様10代以下が最も多く、30代以下の若年層が全体の約64%を占めております。

以上でございます。

続きまして、マスク着用について本市ではどのように変わるのかにつきましてお答えいたします。

初めに、マスク着用の考え方に関する国の方針につきましては、本年5月23日に変更されました新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針におきまして、屋内、屋外、乳幼児等のマスク着用についての推奨事項が示されたところでございます。

具体的には、屋内において、他者と2メートル以上を目安とした身体的距離が取れていない場合、他者と距離が取れるが会話を行う場合、屋外において、他者と距離が取れず会話を行う場合、また高齢者等との面会時や病院内など、重症化リスクの高い者と接する場合にはマスクの着用を推奨し、マスクは不織布マスクを推奨するとされております。

また、屋内において、他者と身体的距離が取れて会話をほとんど行わない場合はマスク着用は必要ないとされ、屋外において、他者と身体的距離が確保できる場合、他者と距離が取れていない場合であっても会話をほとんど行わない場合はマスクの着用は必要なく、特に夏場については、熱中症予防の観点からマスクを外すことが推奨されております。

また、小学校に上がる前の乳幼児のマスクの着用には注意が必要であり、特に2歳未満では推奨されなくなっております。2歳以上の就学前の子供についても、個々の発達の状況や体調等を踏まえる必要があることから、他者との身体的距離にかかわらず、マスク着用を一律には推奨しないとされ、本人の体調がすぐれず持続的なマスクの着用が難しい場合は、無理に着用する必要はなく、マスクを着用する場合には、保護者や周りの大人が子供の体調に十分注意した上で着用するとされております。

本市においては、この国の方針に基づき、マスク着用の考え方について、今月1日に厚生労

働省より提供されたマスク着用についてのリーフレットを全戸配布し、併せてホームページにおいても周知を図ったところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 一問一答方式で、公金の取扱いについてから2回目の質問をしたいと思います。

今、経緯、概要について説明がありましたけれども、今回、この事件について議会に報告があったのは4月28日、全員協議会でした。そのとき既に警察に被害の届出がしてあり、捜査に支障があり、また関係職員が誹謗や中傷を受けるおそれがあるために情報の取扱いには十分注意しなさいと、いわゆる他言しないようにということでありました。それから2週間経過後の5月14日に、そして5月17日に、それぞれ新聞に事件の概要が掲載された。

今回の事件、執行部が認知してから3年近く、この情報が議員を含めて外に漏れることはなかった。当然私、議員としても知らなかったし、ほかの議員も知らなかったと思いますが、全協で執行部から説明があってから情報が漏れて記事になりました。思うことは、記者の情報の入手能力、これはすごいなど。今日も記者が来られておりますけど、記者の情報入手能力というのはすごいというふう感じたところでした。

その記事のおかげさまをもちまして、市民の知るところとなりました。執行部はこれまで、何回も言いますが、関係職員の人権侵害や名誉棄損、また警察の捜査に支障を来すという理由で公表しなかったと話していますが、この新聞記事で市が公表したのと同等の影響が出たというふうに思います。

そのことも踏まえて、先ほど、この事件の背景、経緯について、あえてこの一般質問の場で質問をし、そして答弁を頂きました。

執行部としては、私の質問に対して、先ほどと同じことを理由にして答弁を拒むこともでき

たわけですけれども、あえてこの一般質問の場で公表したことに対して、公表するに至った経緯についてお聞きしたいと思います。

○総務課長（濱 久志） 今回答弁したことにより市民に公表したことになるが、今回の答弁に至った経緯はにつきましてお答えいたします。

先ほど、議員が述べられたように、市としては、関係職員の人権侵害や名誉棄損、警察の捜査に支障があることを理由に（発言する者あり）公表をしておりませんでした。しかしながら、先般、新聞等に事案の概要が掲載され、このことで市が公表したことと同等の影響があるものと考えました。このような状況の変化等を踏まえまして、現時点で分かる正確な情報を答弁という形で公表したものでございます。

以上でございます。（発言する者あり）

○堀内貴志議員 この事件は、特別委員会をつくりましたので、そこで詳細について聞くことになると思いますけれども。

最後です、この質問。市長もしくは副市長に答弁を求めます。

再発防止はしっかりされたということですが、今回この事件、初めて執行部としてこの議会の場で公表したということになります。このことで市民に対する説明責任を果たしたと思っているのかということ。

また、不明金について、保証金相当額、今、補填なくて口座は回転しているということですから、仮に犯人が捕まった場合には被害弁償ということもあり得るでしょう。そのことも含めて、今後どのように対応していくのか、その見解についてお聞きしたいと思います。（発言する者あり）

○副市長（益山純徳） ただいまの市民への説明責任の在り方について御答弁いたします。

先ほど、総務課長からも説明がございましたが、この件につきましては警察へ被害届を提出し、現在、捜査が進められているところでござ

います。慎重に捜査が進められている状況でございますので、警察の捜査に支障があることなども考え、まずは議員の皆様へ報告として、4月28日の全員協議会で説明させていただいたところでございます。

この件は、事務処理のいずれかの段階で、何らかの事故が起こったのではないかということに加えまして、事件性についても警察に相談している状況ではありますが、預り金が不明となっていること自体は事実であり、市民の皆様にも市行政に対する不信感を抱かせていることに加えて、御心配もおかけしておりますことから、この事態を厳しく受け止めるとともに、引き続き、警察の捜査に全面的に協力し、事案の解明に努めていくこととしております。

議会におかれましては、今回の事案に関しまして、事務検査における特別委員会が設置されたところであり、今後、この特別委員会により様々な検査が行われることとなります。この検査により新たな事実が判明した場合は、議会の御議論も踏まえた上で、市民の皆様にも公表できるように努めてまいりたいと考えてところでございます。

また、事案発生後の再発防止策につきましては、先ほど総務課長が答弁いたしましたとおりでございますが、議会におきましては、先ほど申し上げましたように、事案に関して事務検査における特別委員会が設置されたところであり、今後この特別委員会による議論を踏まえまして、今後の再発防止策についても検討したいと考えております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 ありがとうございます。

冒頭でも話しましたし、今副市長の話の中でも出ました。これについては議員13名で構成する特別委員会を設置しましたので、今後この特別委員会で調査、追及することになるかと思っております。これ以上の質問は控えるべきであろう

と思いますので、この場での質問はこれで終わりにしたいと思います。

次のテーマに移ります。垂水中央運動公園についてであります。

先ほど、多目的グラウンド、体育館、あと公園施設の遊具の整備などなどされた。また、屋外等での整備もされている。段階的に整備を進めているというお話でありました。しかしながら、まだ残っている施設、7つ施設ありますけれども、野球場と庭球場の整備計画について話がなかったように思います。

私ごとですけど、数年前、中央公園の整備計画について当時の担当課長に尋ねたときには、体育館の改修が行われている時期だったと思いますけれども、野球場も庭球場も順に改修する計画がありますと。特に庭球場については全面的に改修していかなければならないなどと話されたことを記憶しております。

そのときに中央運動公園を利用する市民の方から、施設の整備、そして改修を願う強い要望がありまして、このことを当時の担当課長に尋ねた。そうすると、段階的に整備していくということでありましたので、その市民の方には納得を得ていただいた。しかしながら整備がされていない。そして、今計画にもない。

この施設を利用する市民の方、もしくは市外から来られる方、様々な不満があるというふう聞いております。例えば、庭球場において言わせてもらいますと、トイレ、洋式化になっていない。近くだと体育館だとか、あとキララドームの前の屋外トイレ、洋式になっていますので、そこまで行く人もいます。もしくはだいわまでわざわざトイレに駆け込む人もいます。特に女子にとっては大変不便だというふうで、早く改修してほしいという要望がありました。

あとスタンド内のひび割れ、ところどころあります。そのひび割れの部分にそのひび割れた石ころが転がっている。施設を利用する人とい

うのは家族で来ます。幼児もおります。お兄ちゃんお姉ちゃんの競技を応援する中で、その石ころを拾って投げたりする人も見受けられたということでもありますので、大変危険であります。

あと消火栓、2個ありますが、これから夏を迎えます。常に散水しなきゃいけない。けれども、2個あるんだけれどもホースは1個だけというふうな状況らしいです。私も確認しました。

あとネットボールのねじ穴が壊れている、ネット自体も破れている箇所が何か所かある。

あと庭球場のナイター設備、これについても照明がつかないものがあるということです。野球場についてもしかりだと思います。

要するに、全面的に改修する計画があるのであれば待つこともできます。しかしながら、整備する計画がないのであれば日々点検をしていただいて、修理するところは修理をするといったことが必要ではないかと思っておりますけれども、まだ整備されていないスポーツ施設についてどのような見解かをお聞きします。

○社会教育課長（港 耕作） 施設の改修、または修繕の方向性につきましてお答えいたします。

庭球場及び野球場につきましては、一定の改修の必要性は認識しているところでありますが、具体的な改修内容及び時期について計画が策定されていないことから、改めて検討を行う必要があると考えております。

施設の点検状況と修繕につきましても、これまでも公営施設管理公社職員や会計年度任用職員による通常の管理作業時の確認や、利用者からの連絡等により対応しているところであります。

今後も毎月の安全点検を確実に実施し、利用者が安全かつ安心してスポーツ施設を使用できるよう努めてまいります。

以上でございます。

○堀内貴志議員 最後、せっかくですから教育長に質問します。

先週ですけど、地区中学校総合体育大会が行われ、中央中学校、唯一の中学校、多くの部活が県大会出場を決めたということを知りました。大変うれしいことだと思います。

垂水市唯一の中学校、各種スポーツの部活もこの運動公園を利用して日々トレーニングに励んでいると聞いています。だからこそいい成績を残したのではないかとこのように思います。

今後、県大会でなく、九州大会、そして全国大会で戦えるスポーツ選手を育てるためにも、中央運動公園がより利用しやすく、改善もしくは改修する必要があると思いますけれども、教育長の見解をお聞きしたいと思います。

○教育長（坂元裕人） 議会開会日は御迷惑をおかけしました。元気になりましたので、今日は張り切って答弁をさせていただきたいと思っております。

ただいま御指摘がございましたように、7つの施設、いろいろと課題がございますけれども、一方できちっと整備が済んだところもございます。

そして、今御指摘の例えば庭球場、あるいは野球場、いろいろ入場者数、あるいは使用者数を調べてみますと、一番使われている時期、例えば平成30年は、庭球場は2万5,000人を超えているんですね。それからコロナ禍ということもございまして、だんだんいわゆる使われる方々の数が減ってきているという状況でございます。野球場につきましても同じように、ピークが平成30年、8,000人を超えております。それから次第に減ってきているという状況でございます。

そういう中で、議員御指摘の例えばトイレの洋式化であるとか、スタンドのひび割れであるとか、いわゆる利便性の問題と安全性の問題、御指摘のとおりでございます。

したがって、まずはやはりスポーツ施設

は安全でなければならない、そして気持ちよく使えなければならないというところはもう同感でございます。

加えて、市内の中央中学校、非常に今部活が元気にございます。テニスにしてもバレーボールにしても卓球にしても、様々なスポーツで結果を出してきております。そういうことで、また今後、この7つの施設整備を進めながらやっていきたいと思っておりますけれども、大きな大きな予算が伴います。

したがって、先ほど社会教育課長から答弁がございましたように、まずはきめ細かな安全点検、あるいは補修、そういったものを定期的にきちっとやりながら、まず安全を担保し、そしてまた使いやすさを担保しながら使用していきたいと思っております。

今後の大きな計画につきまして、先ほど議員の御指摘がございましたけれども、改めてまたお示しする場を設けなきゃいけないとは思っております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 中央運動公園、様々なスポーツ大会も開催されています。市内はもちろん、市外からも多くの方が、そしてその家族が垂水を訪れている。

市外の方で垂水フェリーを利用してくる方々にとっては、フェリー乗り場から歩いて行ける距離に施設が点在しているということから、利便性があるということです。

それに加えて、施設がきれいで使いやすいということになりますと、もっともっと多くの大会が垂水市で開催されることになると思います。あるいはスポーツ合宿でも垂水を利用したいという団体も多くなるだろうと思っております。

これは、市長が常日頃言われている、要は交流人口にも大きく影響してくると思っておりますので、ぜひとも改善すべきところは早急に改修してほしいということをお願いして、この質問

は終わりたいと思います。

続いて、コロナウイルスの感染症予防対策。

マスクの着用について今説明もありました。いわゆる屋外では人との距離が2メートル以上確保できる場合、距離が確保できなくても会話は行わない場合、あといわゆる1人で散歩、ランニング、サイクリングする場合はつけなくてオーケーなんだよということ。屋内でも会話をしない、いわゆる距離を確保して行う図書館での読書、芸術鑑賞はつけなくていいですよ。あと体育の授業、運動部の部活などあります。

基本的にはマスクをつけなければいけませんけれども、マスクを着用するときと着用しなくていいときの区別、今回限定的ですけど厚労省が明確にしてくれたということです。

私はこれをもっと市民に理解していただきたいと、要は市民にもっと広報していただきたいということです。

要するに、一部の方がこの緩和に賛同してその行動を取った場合、緩和に賛成しない人たちに、あの子はマスクをつけてないだとかいうふうに非難や中傷をされることがあってはいけないと思うんです。例えば、マスクをつけなくてランニングしている、散歩している、その方に対して非難するということはあってはならない。

厚労省は緩和を進めているマスク緩和については、もっと市民に浸透する必要がありますので、そういう非難、中傷をされないような広報の仕方、市としてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○保健課長（草野浩一） マスク着用に係る誹謗中傷の対策につきましてお答えいたします。

今回、国が作成した屋外、屋内でのマスク着用についてのリーフレットを全戸配布等し、周知を図っていることから、市民の皆様におかれましては、これから夏を迎えることや熱中症予防対策として、日常生活においてマスクの着用、非着用の場面を考えた行動の変化が少なからず

生じることと思います。

その中において、議員御指摘のとおり、この日常生活の変化に伴うマスクの着用、非着用で誹謗中傷があってはならないこととございます。

そこで、保健課といたしましては、今後も国の方針について市民の皆様にあらゆる場面での周知をするだけでなく、保育所や学校等を所管する関係課を通じて周知の徹底をお願いすることとしております。

また、持病や体調等によりマスクの着用が困難な方がおられることや、マスクだけでなく、新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見、誹謗中傷が生じることのないよう、改めてFM放送等を通じて周知を図りたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○堀内貴志議員 このマスクの着用、個人の自覚なんですよ。いわゆる何でこれを推奨するかということ、要は夏場、熱中症防止の観点からということなんですよ。だけど基本的にマスクをつけなさい、熱中症防止のためにマスクはつけなくていいよと。

ただ、これに従ってマスクをつけなかった人に対して、そんな非難するようなことがあってはならない。このことを注意していただきたいということです。その点はしっかりと進めていただきたいと思います。

3回目の質問、ワクチンの4回目が始まりました。本市で現在どのように進んでいるのか。また、今後どのように進めていくのか。

そしてワクチンの副反応についてお聞きします。

1回目よりも2回目、2回目よりも3回目と副反応の症状が出る方が多いように感じています。実際、自分自身も2回目より3回目のほうが——2回目は全然出ませんでしたけれども、3回目を打ったときには体に倦怠感を感じたということでもあります。まあ、年齢的なこともあ

るかもしれませんが。

コロナ禍の中、日常生活の中ではワクチン接種の有無にかかわらず、様々な事象が偶発的に発生しています。死亡や急病に至ったという事象も発生しているのは事実です。

ワクチン接種の後に生じた事象、それだけでワクチン接種と因果関係があるかどうかというのは分からないと思います。しかしながら、本市では副反応の現状について調査し、副反応の出ている方についてはそれなりの支援をしなければいけないと思いますが、垂水市ではどのような対応をしているのかお聞きしたいと思います。

○保健課長（草野浩一） 4回目のワクチン接種につきましてお答えいたします。

4回目接種につきましては、国の通知に基づき60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患を有するなど、重症化リスクの高い方を対象に、3回目の接種完了日から5か月経過した方に対し接種を行うことになっております。

本市におきましては、昨年12月末までに3回目接種を完了した60歳以上の医療従事者に対し、先月31日から接種券を発送し、接種を今月4日から開始しております。

現在、60歳以上の一般高齢者などに対し、3回目の接種完了日から5か月を経過する日に合わせて接種券を順次発送しており、一般高齢者の接種開始時期につきましては、来月初旬から市内各医療機関等で接種を受けていただく予定となっております。

国は、4回目接種を受けることにより高い重症化予防効果が得られるとしていることから、4回目接種を希望される方ができるだけ早く接種できるよう、現在関係機関と調整を行っているところでございます。

続きまして、ワクチン接種に伴う副反応の現状につきましてお答えいたします。

新型コロナウイルスについては、デルタ株等

に対して発症予防効果等があり、3回目接種により低下した発症予防効果や重症化予防効果等を高める効果があるとされ、4回目接種においては、オミクロン株流行下において高い重症化予防効果があるとされておりますが、接種後、副反応として様々な症状が現れることがあります。こうした症状の大部分は、接種の翌日をピークに発現することが多く、数日以内に回復していくとされております。

この副反応に対し、本市では接種した医師の判断で接種後15分から30分の間、接種した医療機関において経過観察を行う体制を取っておりますが、その後、症状が重い場合や症状が長引く場合に備えて、接種された方に対処方法をお伝えすることや、医療機関にすぐに連絡することを伝えるなどの対応を行っているところでございます。

また、副反応疑いの情報につきましては、接種した医師や主治医等がワクチン接種後に生じる副反応を疑う症状として診断した場合は、接種した医療機関から独立行政法人医薬品医療機器総合機構を經由して厚生労働省へ報告され、厚生労働省の審議会において専門家による評価が行われた後、結果が公表されるようになっております。

その公表後、厚生労働省から県を經由して、当該報告について接種された方の居住市町村に情報提供される流れとなっております。

以上でございます。

○堀内貴志議員 4回目のワクチン接種、打つ、打たないはその本人の意思です、希望です。周りの状況を見てもみると、副反応が怖いから4回目は打たないと考えている人も多いというふうに聞いております。私個人としては、やはり感染拡大防止、そして重症化を防ぐためにも4回目接種は必要だと感じています。

市として、この副反応についてしっかりと調査した上で、そして症状が出た人についてもし

っかり対応するというようなことを十分説明した上で、今後進めていただきたいということをお願いして、本日の私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。次は、10時35分から再開いたします。

午前10時24分休憩

午前10時35分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、2番、森武一議員の質問を許可します。

[森 武一議員登壇]

○森 武一議員 議長の許可をいただきましたので、通告順に質疑いたします。

まず、交流人口の経済効果についてということで、これまで交流人口の増加による経済効果は、国内宿泊者20人で定住人口の1人分であると述べ、200万人で2万4,000人分の経済効果があると、議会はもとより市民に対しても様々なところで説明してきましたが、この考えは現在も堅持しているのか伺います。

次に、日常生活に支障を来している継続的な治療が必要な子育て世代への支援について伺います。

例えば、子育て中のがんと診断された方は、がんになったからといって子育てがなくなるわけではありません。がんを診断されたその日も治療を続けていく中で、体調が悪い日も診断前と同じように、今までどおりの子育てが続いていきます。子供を育てている世代は働いている方も多く、私が調べた中では子供の世話をどうしよう、急な通院時に一時的な預かりをしてくれる場所があるのだろうか、生活の質を保つことができるのだろうか、仕事との両立は等々、様々な課題に直面します。特に近くに支えてくださる方がいればいいですが、いない方は体調が悪い中でも御飯を作り、子供の世話をし、家

事をしなければならず、それは大変なものだと想像します。また体調や病状によっては、仕事との両立が難しくなり、仕事を辞めざるを得ない方もいらっしゃると思います。その中でも子育ては続いていき、当事者の不安も続いていきます。

私が、この問題に気づいてから、私なりに調べる限りにおいては、継続的な治療が必要な子育て世代への支援は議論すら始まっていません。

今月の市報にも、仕事と子育ての両立と子育て世代の経済的負担軽減等サービスの充実が重点施策であるとも書かれていました。私はこのような境遇に立たされた方への支援が必要だと考えますが、現在ある支援策と執行部の考えを伺います。

次に、不明金について伺います。

先ほどの堀内議員の質疑で概要は理解しましたが、私はこの件が発生した平成29年12月から発覚したとされる令和元年5月までの間に日々の集計、また毎月の集計等で発見できなかったのか、また発覚自体、残金がマイナスになって気づいたという体制、そして発覚してから約3年もの間、なぜ市民に秘密にしてきたのか、執行部の対応に問題がなかったのか等々、様々な問題があります。

今回特別委員会が設置されましたことから、特別委員会での論点整理の一つという位置づけで質疑いたしたいと思います。

まず、事件なのか事故なのか、また不明金を認識してから、庁内でどのような調査を行ったのか伺います。

次に、公民館設置条例と各地区公民館館則との関係について伺います。

公民館設置条例で各地区公民館に館長及び主事を置くことと規定されており、各地区公民館館則に館長及び主事の選出方法を規定している地区もあります。これは法令に照らし合わせたときに整合性が取れない状態であり、将来のもめご

との種と危惧しますが、どのように関係を整理しているのか伺います。

最後に、夢の翼について伺います。

各国で、コロナ禍による旅行者の受入れ規制の緩和が進み、我が国でも段階的に水際対策の緩和が進み、海外旅行の再開の報道があります。

そこで、夢の翼についてですが、丸2年行っておりませんが、私は子供たちに変え難い体験を与え、可能性を広げる事業であり、1日でも早く再開をできればと考えてますが、再開に向けてのお考えを伺い1回目の質問といたします。

○水産商工観光課長（大山 昭） 交流人口200万人の経済効果の考え方につきまして、お答えいたします。

交流人口につきましては、これまでどおり延べ人数ではございますが、県の観光統計に基づき算出することとし、定住人口につきましては、県と同様、公表しない対応をしたいと考えております。

なお、道の駅たるみず、道の駅たるみずはまびら、森の駅たるみずの3つの拠点を中心とした交流人口200万人を目指し、経済効果増加に向けて取り組んでいきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 日常生活に支障を来している継続的な治療が必要な子育て世代への支援策につきまして、お答えいたします。

継続的な治療が必要な子育て世帯は、通院治療をしながら家事や子育てをしなければならず、大変な思いをされていることとお察しいたします。

現状では子育て支援センターでのファミリーサポートセンター事業による、乳児・幼児の子供を一時的に預かる支援があります。利用については、子育て応援券がありますので、その方の状況に応じて利用されるとよいと考えております。

また、子供の保育所等入所などが考えられます。現状、幼稚園、保育園、認定こども園等を利用する3歳から5歳までは保育料は無料です。ゼロ歳から2歳までの住民税非課税世帯も無料となっております。子育てについては、このような支援を利用していただけると考えます。

また、本市では、児童福祉法に規定する要保護児童、要支援児童、特別妊婦等の早期発見や適切な保護を図り、経済的な支援を行うことを目的として、垂水市要保護児童対策地域協議会を設置しております。継続的な治療により日常生活に支障を来しており、育児や困難な状況にある児童や保護者、妊産婦等につきましては、大隅児童相談所をはじめとした垂水市要保護児童対策地域協議会の関係機関において情報を共有し、一時保護、施設入所等措置など必要な支援を行うことができるものと考えております。

経済面においては、治療により仕事が難しくなり収入が減って心配であるのであれば、最後のとりでであります。生活保護の申請をされることも検討されればと考えております。

以上でございます。

○保健課長（草野浩一） 保健課におきましては、まず支援を必要とする方の相談窓口を整えることが重要と考えております。

議員御承知のとおり、現在保健課窓口をはじめ、子育て世代包括支援センターちゃいたるや、母子健診時、妊産婦・子育てオンライン相談など、主に保健師での相談対応や寄りそい心の相談事業における電話、LINEを活用した24時間での相談を行っており、お寄せいただいた相談内容に応じて庁内外の関係機関と情報を共有し、連携を図っております。

また、治療が必要な御本人だけでなく、その御家族におかれましても様々な不安を抱えることとなります。特に子供は、心のケアが必要となりますことから、少しでも寄り添いながら心のサポートができるよう努めなければならない

と考えているところでございます。

具体的な個別の支援といたしましては、産後1年未満の産婦及び生後1年未満の乳児等が対象となる産後ケア事業がございまして、産後ケア事業は医療機関等において日帰りや宿泊で身体的ケアや心理的ケアなどを受けていただくことができます。今回のように対象者に疾患がある場合は、その状態に応じ条件はございますが、産後ケア事業の利用が可能となる場合がございます。

また、がん患者に対する支援といたしましては、本議会に上程しております造血細胞移植後ワクチン再接種費用助成事業や、がん患者ウィッグ購入費助成事業を通じて経済的負担の軽減と治療への支援を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 不明金につきまして、事件なのか、事故なのかの認識は、内部調査の内容につきましてお答えいたします。

事務処理のいずれかの段階で、何らかの事故が起こったのではないかとこの観点で調査を行うとともに、事件性の可能性もあり警察に相談している状況であり、また、現在も警察の捜査中ですので、事件なのか事故なのかは、原因が特定されていない段階ですので、申し上げられないところでございます。

次に、内部調査の内容でございますが、事件発覚後、令和元年6月より8月にかけて、関係業者と関係職員に聞き取りによる面談等を行っております。関係業者へは、契約保証金の領収書の確認、契約保証金の支払い場所の確認等を行い、関係職員へは、不明金が発生した日の出勤状況、当時の公金事務の流れ、当時の記憶等を確認しましたが、解決には至らなかったところでございます。

以上でございます。

○社会教育課長（港 耕作） 公民館設置条例

と各地区公民館則との関係につきましてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、垂水市公民館設置及び管理に関する条例では、公民館に館長を置き、主事及びその他必要な職員を置くことができると規定されております。そして主事は令和2年4月1日から、館長は令和4年4月1日から会計年度任用職員となり、どちらも公募制となっております。

しかしながら、各地区公民館の館則では館長及び主事について、選出方法を規定している地区もあることから、公募制になっている市の会計年度任用職員の制度と地区公民館の館長及び主事の選出方法が混在している状況にあります。今後、各地区公民館と地区公民館連絡協議会などで協議を行いながら館長及び主事の選出については、適切に対応することとしております。

以上でございます。

○学校教育課長（今井 誠） 夢の翼事業再開はいつを目指すのかにつきましてお答えいたします。

青少年海外派遣事業、夢の翼は垂水中央中学校2年生を対象として、外国の文化や歴史、自然に触れる体験を通して国際感覚を養うとともに、ふるさと垂水のよさを再確認する機会とすること、現地での外国語、英語によるコミュニケーション活動を通して語学力の重要性を知り、その向上を図ろうとする契機とするとともに、国際社会で活躍しようとする意識を高める機会とすることを目的に、平成30年度に市制60周年を記念して立ち上げた事業でございます。

1回目は8月に英語面接と作文の選考試験を実施し、選ばれた10人を平成31年1月に3泊4日の日程で中国の香港に派遣しました。

生徒たちは現地の中学校を訪問しての授業参加、中学生との交流、歴史や文化体験などを英会話により経験したことで、それぞれの生徒がそれ以後の学校生活で明確な目的意識を持ち、

目標に向かって努力するようになり、学力も向上するとともに、学校のリーダーとして生徒会活動等でも活躍してくれたと先生方から伺っております。

2回目は、令和2年2月に1回目と同じ訪問国、日程で実施する予定で派遣生徒10人も選考し、実施に向けた準備を進めておりましたが、派遣先の香港で大規模なデモが発生したり、市民集会を香港警察が強制排除したりするなどの混乱が発生し、治安悪化の状態が続いておりましたことから、生徒たちの安全を最優先に考え派遣を見送る苦渋の判断をいたしました。

令和2年度、3年度の派遣につきましては、新型コロナウイルス感染症が全世界で広がり、外国への派遣が難しかったことから中止せざるを得ませんでした。今年度も実施の可能性を検討しておりますが、日本でも今月10日に外国人の受入れが始まったばかりであり、現状はまだ厳しいと考えているところでございます。

しかしながら、青少年海外派遣事業は、明日の垂水市を担う人材の育成に大きく寄与する大切な事業でございます。事業再開につきましては、県内の高等学校等の海外への修学旅行の再開や各自治体の実施しております青少年の海外派遣事業の再開などを一つの目安としながらも、何より派遣する中学生の安全が十分確保できることが保障される派遣国の情勢が確認でき、派遣する中学生の保護者や中学校の理解を得ることができましたら、その実施時期を決定してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 それでは、一問一答方式で進めさせていただきたいと思っております。

交流人口の経済効果についてなんですが、今回、御答弁いただいたところで、県に従い公表していかないと。まあ私に言わせれば、公表できないんじゃないかと思っております。それはもうその計算方法等考えると、もう公表が難し

いというのは明らかなことだと思っております。ただ今回、その公表しないっていうことになった場合に、課題になってくるところが、今までこの2015年で人口が1万5,000人のときに、垂水市の域内総生産っていうのは、576億円あったと。2万4,000人ということは1.6倍、約922億円、200万になれば経済効果があるんだということで、南の拠点に土地開発公社、またPFI事業含めて9億円を投資してきたと。また、土地開発公社にしても、議会の議決を経ることがない先行取得という形で進めてきた。また様々な観光投資を進めてきている中で費用対効果等の話がまた大分違ってくると思いますので、あの今日はですね、すいません。あの課長には、本当は質問したかったんですが、ちょっと不明金等もありますので、今回も次の課題ということで、ここに関して、私はこういうところに問題があると思っておりますので、今後またそういうところを議論していきたいと思っております。

次ですね、日常生活に支障を来している継続的な治療が必要な子育て世代への支援についてということで、日常生活に支障を来している継続的な、お答えいただいた内容としては、現状の支援として、最後、生活保護、児童相談所に預けるということだと思っておりますが、様々な現状のサービスに関しても非課税世帯が対象であったりとか、様々な課題があると思っております。

私が、今回の質疑を通してお伝えしたいことは、既存の支援の網にかからない方がいるんじゃないかと。既存の網では手を差し伸べることができない方がいるのではないかとということで、例えば、今回の質問の内容を市民の方にお話をさせてもらったときに、ある方は、私だったら毎日3食の御飯の準備を心配するとお話をされていまして。またヤングケアラーの観点からも必要なのではないかというお話がありました。この御飯については、例えば市で高齢者向けに

訪問給食サービスの事業を行っていますが、この事業の対象を広げることで、この方がおっしゃった不安は解消するのではないかと考えています。子育て応援券が10枚あるというお話でしたが、これは1日3時間子育て支援センターに預けたら、3日分ちょっとにしかありません。使い切った後、この収入が減っている中で預けるしかない方、大変不安になられるのではないかと思います。

私が、何を言わんかとすると言うと、支援の網から漏れた方は支援の網から漏れているから支援が必要ないということではなくて、支援はやはり必要だということです。現状はこの部分への支援についての調査研究すら始まっていないと、議論にすら着手できていないということだと思います。全て、行政で面倒を見るということは難しいと思います。しかし、まずは調査研究から始めることが必要だと考えますが、お考えのほどよろしく伺います。

○福祉課長（森永公洋） 先ほどの答弁で、間違っていましたので訂正をさせていただきます。

効果的な支援を行うことを目的として垂水市要保護児童対策地域協議会を設置しておりますと言わないといけないところ、経済的な支援を行うということで間違った言い方をいたしました。すいませんでした。

それでは、答弁させていただきます。支援の網にかからない人への支援策につきましてお答えいたします。

継続的な治療が必要な子育て世帯は、通院治療をしながら家事や子育てをしなければならず、大変な思いをされていることとお察しします。先ほどの答弁の一部繰り返しとなりますが、現状ではファミリーサポートセンター事業による乳児・幼児の子供を一時的に預かる支援、子供の保育所等入所などが考えられます。また状況により、大隅児童相談所と連携した一時保護施設入所等措置などの支援を行うことができるも

のと考えております。

経済面においては、生活保護の申請をされることも検討されればと考えております。

しかしながら、森議員から質問をいただいたこともありますので、まずは大隅地区の4市5町の支援の状況について調査したいと考えております。

以上でございます。

○森 武一議員 他市の事例を調査をしていただけるということで、まずは、その他市の事例等を含めてしっかり調査していただいて、また実際どういう方が支援を必要とされているのか等ですね、なかなかこう先行事例というのが、私が調べる中では、まあ見つけることも難しかったところもありますので、必要性のことを認識していただいたのであれば、そこはしっかりと調査をしていただくようお願いし、次に進みたいと思います。

不明金についてということで、先ほどのところで警察の調査を待ってからという話だったかと思えます。なのでこれが事件なのか事故なのか分かっていないということだったかと思うんですが、これそうするとですね、何て言えばいいんですかね。補償金を預かった段階で、ただの紛失なのか、故意でなくしたのか、それともその事務的なただのミスなのか等、何も分かっていないということなんでしょうか。

○総務課長（濱 久志） 今、森議員が言われたとおり、そこに関しましても警察に捜査をお願いしているところですよ。

以上です。

○森 武一議員 そうすると、もしかしたら事件ではなくて、ただ記帳漏れ、そして何かの偶然でお金をなくしてしまったということも考え、想定し得るということなんでしょうかね。それはやっぱりおかしいんじゃないかと。御説明いただいたところで、そこはなかなか難しい、考え難いということだと思いますので、そうすると、

おのずと原因って絞られてくるということがあると思います。この間、発覚してから、認知してから3年ほどたっている中で、自治体の組織としての自浄作用というところで、調査というのはしっかりとやって、そこでどうやって対応していくのかという調査がない限り、次のその対応策というのが難しくなってくると思うんですけど、そこについてはどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

○総務課長（濱 久志） 今、森議員の御質問、内部調査のことですね。先ほど、内部調査につきましては、関係業者には契約保証金の領収証の確認であったり、支払い場所の確認等行っております。それと関係職員につきましては、発生したその日にちに対する出勤状況であったり、公金事務の流れがどういう流れであったのか、それと当時の記憶もちょっと年数が経過しておりますので、その担当職員であった方々に記憶等を確認したというところで内部調査を行いました。解決までには至らなかったというところなんです。

この結果として、警察に被害届を提出したという流れでございます。

以上です。（発言する者あり）

○森 武一議員 今ですね、後ろのほうから、ということは事件じゃないかと。私もそう思うんです。そうなってきたら事件として、組織として対応していくことが必要だったと思うんですが、ここに関しては、またここで議論をしても平行線になっていくと思うので、次に進めさせていただきたいと思うんですが、今回、その日計表、月例検査等ですね、日計表に関してはその日の出金または入金、それをその日または翌日の早い段階で集計をされると思います。

月例検査に関しても、その月の出金、入金等を集計されて、台帳をつけてらっしゃると。これはまあその発生をした段階でもこのような形で処理をされていたかと思います。一般的に考

えて、月の頭の預金通帳額と、月末の預金通帳額、その間の台帳の出入金の差から、大体こう月末の預金通帳額と台帳の数字が合えば、問題がないというふうに監査等やっていくと思うんですが、そのような形にはなっていないのかというのを伺いたしたいと思います。

○総務課長（濱 久志） 今の森議員の御質問は、日計表とか例月検査で分からなかったのかということよろしいですかね。

当該事案につきましては、会計課で収入処理を行っていない案件でございます。預り金、市側の領収書原本の両方とも存在していないところでございます。市側の領収書だけがあり、現金がない場合やその逆の場合などは、会計課で毎日作成する日計表が合致せず、すぐに認知が可能となりますが、預かった保証金、市側の領収書原本の両方とも存在していないため、日計表も合致していたというところでございます。

また、例月出納検査時に会計課が提出する歳計外収支月計総括表では、その他目の契約保証金には、随時、ほかの工事に係る契約保証金が預り金として入金されております。

事案発生時においては、当月残高がマイナスとならなかったため、例月出納検査でも認知されなかったと考えられるところでございます。

以上です。

○森 武一議員 日計表のところなんですが、確かにその預り金を預かった段階においては計上され、記入をしていないし、見つけることが難しいというような御説明としたら分かるころがあります。ただ預り金を返金した段階です。預り金を返金した段階で、帳簿と通帳上の金額というのは、そごが出てくるんじゃないか、これは月計表も同じだと思いますね。そこがなぜ分からなかったのかという。なので教えていただければと思います。

○総務課長（濱 久志） 今の御質問はバランスシートのことよろしいのでしょうかね。

○森 武一議員 いや、違います。

○総務課長（濱 久志） それとは違いますか。

○森 武一議員 月例検査が判明しなかった理由のところ……

○総務課長（濱 久志） 先ほど御説明したとおり、収入処理を、まずされていなかったと。収入処理をされていなければ、会計処理としては、入金があったという数字は上がってきません。それで当然、支出、入金がなくても、支出は当然できるわけですので、そこでそこは生じないということになります。

○森 武一議員 私のその一般的な感覚というか、普通の感覚として振興会であったり、だから様々な段階で公会計処理をするときに、最初のお金とその間の収支で残金が出てくると。それが、帳簿と残金が合っていれば問題がないという考え方だと思うんですけど、今回、帳簿と帳簿処理はちゃんとしているし、しているけど気づかなかったというのがいまいち分からないんですね。（発言する者あり）入金がないというところで問題が、帳簿は合っていない話なんですけど、ただ帳簿上も出金と入金と同じように処理をされているわけじゃないですか。そうすると、バランスしないんじゃないかというところがあるんです。ここに関しては、また改めて特別委員会のところでさせていただきたいと思うんですが、ただ、あの現状、その当時でも日計表、月計表で管理をしていたというところがあると思うんですが、それでも分からなかったというところがあると思うんですが。そうすると私ちょっと疑問があるんですが、今回の件だけなんです。これ、まあ不明金が、要はもうその帳簿であったりとか、日計表のシステム上分からないということなわけじゃないですか。今回の4件だけというところでは、明確に言えるんでしょうか。

○総務課長（濱 久志） ちょっとバランスシートについて、今ここで答弁させていただき

たいんですけど、結果的にバランスシートに影響するものですので、バランスシートの歳計外現金の記載につきましては、流動資産の現金預金には当該年度末の現金預金の残高を記載します。流動負債の預り金には、当該年度末の歳計外収支月計総括表の年度末残高を記載することとなっているところです。

当該事案につきましては、会計課で収入処理を行っていない案件でございます。預り金、市側の領収書原本の両方とも存在していないところでございます。このことから、現金預金は、契約保証金を含む歳計外現金の収入処理や返還処理により増減いたします。これに合わせて、預り金も同様に増減しますので、バランスがとれているということです。日計表、例月検査では、そこは通帳のマイナスが出てこないと認知ができないということでございます。

以上です。

○森 武一議員 バランスシートのところは、また、後ほどお伺いしますが、先ほどの質問、要は先ほどの日計表、月計表のところでは分からないとの御説明だったと思います。そうすると、ではほかに不正はなかったのかというのが疑問として上がるんです。そこに関してはもうないと言え切るんですか。市長、それはもうないということよろしいんでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 今、説明したような状況でありますので、今のところにおいてはなし（「もっと大きな声をお願いします」の声あり）ないということでございます。

○森 武一議員 今の説明したような形なのでないというふうに言えるということだと思っておりますが、それは今の御説明というのは、日計表、月計表のところでは把握ができないとの説明だったと思うんです。それがなくなるといことは分からないんです。それに関して、ほかのもうないというところを何か調査であったりとか、調べるということはされたんでしょ

うか。

○総務課長（濱 久志） 今の御質問ですが、事案が発覚したとき、何年か遡って収入の状況をまず調べました。契約保証金が入っているかどうかというのを全て調べました。それに対する支出が間違いないかというのを全部、突合かけたところなんです。そうした結果、その4件だけが収入がなかったということですので、これ以外はないと認識しております。

以上です。

○森 武一議員 それはその契約保証金というのは、工事の契約保証金ということですよ。ほかの保証金に関してはあの台帳等処理されていると思うんです。そこに関して調べているのかということでは大きい課題だと思うんですが、そこに関してはいかがでしょうか。

○総務課長（濱 久志） その他の科目、費目については、ここではっきり回答できないんですが、調べているかどうか、ちょっと後もって調査をしたいと考えておりますが、契約保証金については、調査をしておりますので間違いないというところでございます。

○森 武一議員 今回のところ、日程表、月例検査のところ、見つけることができなかったと、ここに関してはすごく大きい課題というか問題点だったかと思っています。今回そのお話をお伺いする限りにおいては、帳簿の管理、もう一度整備をしたりとか、調定をしっかりとすのであったりとかというお話だったかと思うんですが、調定等に関しても法令等でしっかりとその負担額が定まらなると支出することができないというふうに書いてあるわけなので、本来であればこの発覚する前、事件が起こる前にやっておくべきことだったと私は思っております。ここに関しては、また特別委員会等でやらせていただければと思います。

次に、財務書類がバランスをしている理由というところで、先ほど転記をしているというところ

でバランスをしているんだというお話だったと思うんですが、令和元年までのところで、バランスしている理由としては、まあなかなかこうなぜなのかというのは、私はまだちょっと納得できないところであるんですが、まあそれは踏まえた上で、令和元年以降、財務書類等つくっていらっしゃるかと思います。それバランスシートでバランスしていると、貸借対照表というところで負債と資産というところでバランスをするようになっているかと思うんですが、令和元年度以降もこれバランスしているんですが、これは問題がないんでしょうか。

○総務課長（濱 久志） それにつきましては、先ほど答弁したとおりです。元年以降もバランスシートは、ちゃんとバランスは取れております。

以上です。

○森 武一議員 すいません。聞こえなかったもので……。

○総務課長（濱 久志） バランスシートはちゃんとバランスが取れております。

○森 武一議員 そうすると、今回書類上、不明金自体が存在し得ないことになってしまうと思うんですけど、バランスシートはそこら辺の資産と負債のところ、バランスが崩れた場合に、じゃあここにおかしいところがありますよねとかというのが分かるものだと思っているので、なってきたときにそれが原理的に分からなくて、それも計上されないということになると、例えば議会だったりとか、今後、市民に対してこういう同じような事例が起こったときに、まあ気づくきっかけというものが、なかなか見いだせないと思うんですけど、そこに関してはどのようにお考えになりますか。

○総務課長（濱 久志） 確かに今、森議員が言われるとおりなんですけど、バランスシートにつきましては、先ほど申し上げたとおりバランスはちゃんと取れております。ただ、それを確

認する一つの材料として、今回発覚後の対策として契約保証金については、管理台帳を作成して入りと出をちゃんとチェックをかけるように対策を打っております。ですので、今後、契約保証金について、こういう事案が発生することはないというふうに考えております。

以上です。

○森 武一議員 今、対応策をお話しいただいたと思うんですけど、ただ今回のその私が質問したいことというのは、月例検査のところなんです。監査事務局に提出をするところもそうなんですけど、不正が分かった、不正というか不明金を認知した後ですね、不明金を認知した後も監査事務局等から何か課題がありますということ、今回の4月分ですかね。そこには載っていたんですが、問題があるということで1枚書いてありましたが、それ以前に関しては載っていない。また、その財務書類等にも載っていない。これを認知した後に監査事務局等に、言うことが必要だったと思うんですけど、そこら辺に関して、市長、どのようにお考えになりますか。

○市長（尾脇雅弥） 今、森議員から御質問あったことは、私のほうから答弁させていただきます。

監査委員への報告につきましては、例月出納検査において、必要な書類、調書資料等を提出し検査を受けております。議員がお話しされることにつきましては、そのような形でこちらのほうとしては、監査報告について、必要な書類・資料をきちんと提出して検査を受けております。

以上です。

○森 武一議員 今、ちゃんと資料提出しているので問題がないとお話だったと思うんですけど、ただですね、今総務課長のほうで説明をいただいたように、これ台帳であったりとか月例出納帳のところでは、判明しないということが分かったわけじゃないですか。執行部として、

分かっている、監査事務局のほうに提出をしたら、それは分からないという話だと思うんですけど、そこに関してこういう不明金が発生していますよということを、お伝えすることは必要だったんじゃないかと思うんですが、その件について、市長、どのように思いますか。

○副市長（益山純徳） 森議員の質問に対してお答えします。

先ほど、答弁一部繰り返しになりますが、監査委員への方につきましては、例月出納検査時におきまして、必要な調書、資料をきちんと提出して検査を受けております。

以上です。

○森 武一議員 そうすると、監査のほうで気づかないから問題がないということなんですかね。事務局長すいません。通知をしていないので、お答えいただければと思うんですが、そこら辺、その通知をしなくても問題はないんでしょうか。

○監査事務局長（榎園雅司） 執行部からの問題点の監査事務局への通知ですが、調べましたところ、通知をしなればいけないという記載は見つけられなかったところです。

以上です。

○森 武一議員 どこかに記載がないので不明金が発生していても通知をしなかったとなると、今回、まあ書類上でもなかなか気づくことができない、これは今回の不明金以外にも、もしかしたら制度上の欠陥として何かあり得るかもしれないとなってきたときに、執行部としては分かっているけど出さないととなると、我々がこう気づくことができないで、その結果の監査報告であったりとか月例出納であったりとかというものの、じゃあそれはどういう書類になるのか、その信頼性というところが揺らいでくると思うんですよね。そこに関してしっかりと市民に対しての説明責任であったりとか、その監査報告への信頼性というのを維持する

ためには、制度として問題があったというふう
に認識されていたわけじゃないですか。そこに
関しては、しっかりと説明をするべきだったと
思うんですが、市長どう思いますか。

○市長（尾脇雅弥） それに関しては、今監査
事務局長からあったように、監査事務局長のほ
うから詳しく説明をさせます。

○監査事務局長（榎園雅司） 公金管理につ
きまして監査事務局のほうから、御説明をいた
します。

公金管理につきましては例月出納検査を実施
しておりますが、これは現金出納機関の毎月の
事務処理が適法かつ正確に行われているか検討
することです。その内容は会計管理者
提出の各種の提出資料によって計数の正確性を
確かめ現金、預金の管理状況が適切であるか否
かを検査し、現金残高を預金通帳や証書により
確認するものでございます。このため通帳の月
末残高と提出書類の提出資料の金額が一致して
いたため例月出納検査における現金出納事務は
的確適正に処理していたと報告をしたところで
ありますが、令和4年4月分の例月出納検査提
出書類において、歳計外収支月計総括表のその
他目の当月残高に負数が記入されていたことか
ら、関係職員にこの件について尋ね状況把握に
努めましたが、警察が捜査中であり、現時点
において詳細が明らかになっていない状況であり
ます。

今後、適切な時期に捜査結果を踏まえた事実
関係を、監査委員へ報告するように意見を付し
ました文書を市長、議長宛に提出をしたところ
です。

監査委員といたしましては、今後警察の捜査
状況を踏まえつつ、当該不明金について監査を
行うという観点からも、状況に応じた対応を行
うこととしております。

また今回の事案を受けて、過去の例月出納検
査提出書類を確認しましたところ、令和4年4

月分の歳計外収支月計総括表と同様に令和2年
4月分の歳計外収支月計総括表の、その他目の
当月残高が負数となっていることが判明をいた
しましたが、令和2年4月分の例月出納検査時
においては、監査委員から特段の指摘はなされ
ておりません。

なお、令和元年5月の事案発覚時において提
出された例月出納検査書類の計数には負数は生
じていなかったことを申し添えます。

以上でございます。

○森 武一議員 大分堂々巡りになってきてい
るので、指摘をさせていただければと思うん
です。今回、要は執行部としてこれは気づくこ
とが難しいということが分かった上で、監査事
務局長のほうには何も言わなかった。書類をち
ゃんと提出しているから問題がないというお話
だと思えます。私は、そこにすごく大きい問題
があると思います。これは、もう市民への説明
責任で、今まで二代表制の下で議会と一緒に
やっていくというお話だったと思います。議会
に対して早急に、これ3年間なぜ説明してこ
なかつたのかということにつながってくる話だ
と思うんですけど、この不明金が分からないと
いうことを分かった上で説明をしないというこ
とは、すごく大きい問題だと私は指摘をさせ
ていただいて、次の議題とところですね。

市長への報告は、いつ誰がどのような報告を
行い、市長からどのような指示があったのかに
ついてお伺いしたいと思います。

○総務課長（濱 久志） 市長への不明金の報
告につきましてお答えいたします。

不明金の判明後、令和元年5月24日に、当時
の副市長と総務課長が状況を報告し、市長より
原因究明と会計処理の見直しを早急に図るよう
に指示があったと聞いております。

以上でございます。

○森 武一議員 原因究明を早急に図るよう
にと御答弁だったかと思えます。

これは、すいません。ちょっと聞き漏らしたんですけど、これは5月22日当日でよろしかったんでしょうか。

○総務課長（濱 久志） 5月24日です。

○森 武一議員 そしたらですね、市長、すいません。ここで24日の日に原因究明を図るよというお話だったと思うんですけど、市民への説明、議会への説明については、その際指示されなかったんでしょうか。なぜ指示をされなかったのかお伺いさせていただければと思います。

○市長（尾脇雅弥） 5月24日に原因究明の会計書類見直しを早急に図るよという指示はいたしました。公表しない理由は、先ほどからお話をしておりますような事情によって、状況を見守っていたということでございます。

○森 武一議員 先ほどからの説明というのは、警察に被害届を出しているからというお話だったと思うんですが、被害届を出されたのは11月15日であって5月24日の段階では、まだ被害届を出されていないというふうに思います。そうなってきたときに市民への説明責任というものは必要だと思うんですが、改めて市長自ら（発言する者あり）市長で、はい。市長自ら市長説明するべきだと思うんですが、いかがお考えでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） この中身は、先ほど申し上げたような明確ではないです。人権の問題、人権侵害、名誉毀損いろいろございますので、先ほど申し上げたようなプロセスを踏んで、原因究明、今のところできておりませんので、専門機関である警察にお願いをして、今現在に至って、なかなか現状としてもそういう状況、明確になっていないということでもありますので、先ほど申し上げたような理由で、議会の皆様にお話をさせていただいて、結果として、この議会の中でその状況を確認して、また、特別委員会を設置いただきましたので、その中で、原因

究明と加えて、今後の対策ということをし、しっかりとやっていきたいというふうに考えております。

○森 武一議員 まだ原因が明確でもない中でというお話だと思うんですけど、先ほどの質疑の中で、ほぼその人為的なものであろうと、犯罪性が高いであろうということがあるからこそ、警察に被害届を出されたわけじゃないですか。それはもう早い段階で分かってらっしゃると。先ほどちょっと副市長の御答弁の中で、堀内議員のところで、市民に適正な時期を見て、また公表させていただきたいというお話だったと思うんですけど、今回のその一般質問通して、これは執行部として正式に市民に公表したというスタンスなんでしょうか。それともまだ非公表というスタンスなんでしょうか。

○副市長（益山純徳） 森議員の質問に対してお答えします。

先ほど、堀内議員の質問に対しまして、総務課長が答弁したことを、一部繰り返しになりますが、議員が述べられたように、市としては関係職員の人権侵害、名誉毀損、警察の捜査に支障があることを理由に、公表しておりませんでした。しかしながら先般、新聞等に事案の概要が掲載され、このことで市が公表したことと同等の影響があるものと考えました。

このような状況の変化を踏まえまして、現時点で分かる正確な情報を答弁という形で公表したというものでございます。

以上です。

○森 武一議員 市長、私ですね、市長の広報力をすごく高く評価しているんです。FMたるみずであったり、広報誌を通して、市政の課題であったりとか、現状で今取り組んでいる課題等、自らお話になっていらっしゃる。そこはすごく広報力高いなというふうに思うんです。今回の件に関しても、しっかりと市民に対して、現状、こういう不明金が発生していますと。不

明金が発生していて警察に被害届を出しています。被害届を出しているの現状警察の捜査を見守ってやっていきます、ただそれに関して、垂水市としてはこういうふうを考えております等の説明を、市長自らすることが必要だと思っておりますけど、されませんか、どうでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 基本的には、様々な状況がございますので、先ほど申し上げたような理由で、これまで公表しなかったわけでありませんが、現状を踏まえて、今議会の場でそのような形で、今分かることはお話ししておりますので、明確に原因も分かっておりませんので、当然そこがはっきりすれば、何らかの対応というのは当然すべきことでありますけれども、推察等々で、冒頭繰り返しますけども人権侵害とか名誉棄損とか、別な問題もありますので、そこも十分配慮しなければいけないということでございます。

○森 武一議員 ちょっと時間がそろそろなくなり始めているので、最後質問させていただければと思うんですけど、まあ今回その事件の可能性が高いということで警察に被害届を出されていると。該当するのを考えたときに、長くても7年程度の時効なんじゃないかと思うんですね。警察のほうで結論出さなかった場合等、また時効が来た場合、この不明金に関して現状その穴が開いたまんまだと、補填をしていないということで穴が開いているところだと思うんですが、この不明金をどうしてどういうふうに処理をしていくのか、また、警察のほうで答えが出なかったときに、執行部として、もう総務課長も4月に移って来られたばかりで、その当時の担当ではないということで責任を取る方とは、市長ぐらいしかいらっしやらないと思うんですけど、そこら辺に関してどのように責任をとっていくのかということをお伺いできればと思います。

○市長（尾脇雅弥） 議員がおっしゃるその責

任の取り方ということですけども、現在警察の捜査が行われているわけですね。この捜査によりまして事業の事案、解明された時点で改めて私を含めた職員の責任について、議会の議論をしっかりと踏まえながら考えてまいりたいと考えているところでございます。

○森 武一議員 もう時間がないので、先ほどお答えいただけなかったところで、その結論が出なかったときにどういうふうに、その補填をしていくのかということに関してはお答えいただけなかったので、また改めて特別委員会等でできればやっていきたいと思っております。

次ですね、公民館の設置条例と各地区公民館との関係についてということで、今回指摘をさせていただいた問題というのは、残っていると、地区公民館から推薦をされた方、これが館長または主事を行政側の選考で蹴るということが、まあ採用しないということが考えられるわけですね。そうすると行政とその地区との関係性が悪くなるということも考えられますので、来年度に間に合うように、これはもう今年度は済んでいるところですので、来年度に間に合うように地域の声をしっかりと聞いた上で解決していただければと思います。

これは、お答えは結構ですので、次の夢の翼の質問に入らせていただければと思います。

この夢の翼に関して、私が高校1年生の頃だったと思っています。垂水市の事業で韓国の方に1週間ホームステイをさせていただいて、また韓国の方からも大学生がこちらのほうにいらっしやって交流をしたという経験があります。その経験をした後に大学に進学をしてから韓国語を学び始め、また国際交流サークルであったりとか、また自分自身も留学をしたりというふうに、すごくいろいろな自分の幅が広がった。すごく貴重な体験をさせていただいた。一緒に行った子、大人なので方なんですけど、あの行った方も現状でも、まだその方と、その当

時使用させていただいたところにお伺いをして交流が続いていると。これは子供たちの可能性をすごくこう広げる、すごく重要な大切な事業だと思います。教育長、来年やっていくんだというお気持ちを、あと残り少ないところではあるんですけど、はい、お伺いしたいと思います。

○教育長（坂元裕人） ありがとうございます。

青少年海外派遣事業のいわゆる事業効果、あるいは教育的にはいいというところから話をさせていただきたいと思います。

平成30年度に行った子供たちが実は今、高校3年生なんです。まあ、よく成長していますね。当時はそんなに、いわゆる学歴の高い子供たちじゃなかったんですけども、実は、夢の翼派遣事業、行ってからその該当の子供を始め、その学年の子供まで英語のいわゆる受験率、英語検定の受験率、合格率ナンバーワンなんです。ということ、それぐらいやはり効果がある、インパクトがあったというわけですね。我々が非常にあのとき心したのは、行った子供たちだけの得ではなくて、それをどう広げるかというところを考えたところでございます。様々派遣の理由、あるいは教育的意義というのはあると思うんですけど、今も議員がおっしゃったこととも関連しますけれども、やっぱり広い視野を持つそういうきっかけになりますね。

もう一つは、若いうちの異文化体験、この重要性。それがまさにこう未来を開くという、可能性広げるといふ、おっしゃったことと同様でございます。

それとやはり過去行った子供たちを見ておりますと、大きく変わっていくきっかけになるということですね。

そして4点目は、やはり大きな夢を持って自信につながると。こういうことからやはり私は、今後もこの事業は継続すべきだというふうに思っております。子供たちのために継続するべきだと思っております。

あと、様々あるんですけども、色々こう海外とつながる方法として、今オンライン等もございますね。もし、まだ海外への道が難しいというのであれば、オンラインという方法で、まずはいろんな国の子供たちとつながっていければなあということも、今、実は構想しているんです。相手様方からも、実はそういう話も伺っているんですね。そういうところで、今本市が進めておりますGIGAスクールとも絡めて海外の子供とのそういう交流から始めて、そしてまた対面型の現地に赴いての交流ができればいいなと思っております。

いずれにせよ、今後もこの事業は非常に子供にとって意義のある事業でございますので、ぜひ今年度、もし可能なら行きたいと思いますし、来年以降できれば、ぜひ行きたいと思っております。

以上でございます。

○森 武一議員 今、教育長のほうでお答えいただいた、私としてもすごくこう本当に続けてほしいという事業だと思っております。

また先ほどのGIGAスクールのところでも、GIGAスクールともすごく相性がいいんじゃないかと思っています。GIGAスクールで遠隔通信での事業、交流を重ねていって、最後にその交流を続けていった方、子供たちと会うと。これはすごくその当地のことをしっかり学べるであったりとか、代え難い経験になっていくと思いますので、しっかりと続けていくということをやっていたらと思います。

これで質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

○議長（川越信男） 次に、5番、梅木勇議員の質問を許可します。

[梅木 勇議員登壇]

○梅木 勇議員 お疲れさまです。新型コロナウイルス感染が全国的に継続発生している状況の中、新聞を見ますと鹿児島県関係では、我が

垂水市も毎日のように1人から複数の発生数字が掲載され、数字のない日はまれのようにありますが、新型コロナウイルス感染が発生した当初の頃から見れば、緊張感や警戒感が薄れてきたように感じます。

私の住んでいる市木地区では、4月20日から通称三森の水場で5月下旬まで、ひと月以上蚩が飛び楽しんだところです。これは10年ほど前から有志グループが繁殖に取り組んだもので、昨年の飛んだ状況と今年の状況から確実に自然繁殖につながったと確信したところです。話を聞き、地区外から見に来た人たちもありました。5月8日には農道等の草払い作業を行い、美化清掃、通行状況の向上が図られたところです。

梅雨となり数日前から雨がしとしと降り続き、梅雨特有の天候となってまいりましたが、田んぼの大型ハウスではサヤインゲンの収穫が終わり、その後ゴーヤの収穫が続いていますが、他の田んぼでは田植えはほぼ終わってきました。秋の豊作を願うところです。

畑では獣害の被害があり、最近では時期的にイノシシの被害がひどく、畑をはじめ土手、農道の路肩などところ構わずほじくり返し、元に戻すのに途方にくれるところもあります。市木地区の近況をお話ししましたが、当局の皆様にはこれからも当地区の持続活性化に御協力をいただきますようお願いいたします。

それでは議長の許可いただきましたので、さきに通告しておりました質問に入らせていただきますので、御答弁よろしくをお願いいたします。

まず、1問目、防災について質問いたします。

鹿児島地方気象台は今月の11日、九州南部が梅雨入りしたと見られると発表した。平年より12日、観測史上2番目に早かった昨年の5月11日より1か月遅いと6月12日の新聞にありました。大雨や集中豪雨、台風が発生し、接近して被害や災害の起こる時期となりました。

今議会開会日の市長の諸般報告では、5月24

日、県や関係機関と合同の防災点検を行った。

5月27日から28日は水之上地区で児童や地元住民なども参加した防災訓練を行ったとの報告がありましたが、国では昨年、災害対策基本法等の一部が改正され、令和3年5月20日施行されました。

改正内容として災害時における円滑、迅速な避難の確保として1点目に避難勧告指示の一本化など、本来避難すべき避難勧告のタイミングで避難せず逃げ遅れにより被災するものが多数発生。避難勧告と指示の違いも十分に理解されていないという課題を、対応として避難勧告指示を一本化し、従来の勧告の段階から避難指示を行うこととし、避難情報のあり方を包括的に見直した。

2点目に個別避難計画の作成。

平成25年に作成義務化された避難行動要支援者名簿は、約99%の市町村において作成されるなど普及が進んだものの、いまだ災害により多くの高齢者が被害を受けており、避難の実効性の確保が課題であると。対応として避難行動要支援者の円滑かつ迅速な避難を図る観点から個別避難計画について市町村に作成努力義務化されたと内閣府の資料にあります。

そこで1点目。大雨や台風時等に避難指示が発令され、避難をしなければならないとき、1人では避難が困難な要配慮者避難支援について伺います。

今年度の予算に要配慮者個別計画作成支援業務委託費が251万9,000円計上されており、事業概要として自主防災組織単位でのワークショップで個別計画策定対象者の絞り込み、計画作成のための調査となっており、3月議会でも質問したところ年度が変わり次第、委託契約をするという答弁であったが、委託契約がなされたのか。なされておれば業者名や事業開始時期など内容をお聞かせください。

次に、市道元垂水原田線の工事について質問

いたします。

国道220号線元垂水から下市木、中市木、上市木、野久妻、田上を通り、上原田、南方神社までの市道が元垂水原田線となっていますが、これらの地域にとっては生活産業道路として欠かせない重要な道路であります。この道路の改良工事が地域の要望によって、まず南方神社から野久妻までの工事が始まり、この区間の改良工事が終わり、その後、元垂水から上市木までの区間の改良工事が始まりました。まだ水迫市長のときでありましたが、そのときの計画では確か5年で終了する計画であると記憶しております。

工事は元垂水から始まり、上市木まで延長されていく工事ではありますが、工事年数がかかっていることから上市木などから我々のところの工事はいつになるのかとの声を受け、工事を2工区に分割し、上市木側からも改良工事が行われてきたところですが、今年はこの元垂水原田線について数箇所の工事計画があるようですが、工事箇所と概要を伺います。

以上で1回目の質問を終わります。

○総務課長（瀨 久志） 業務委託はにつきましてお答えいたします。

本取組は、災害時における迅速な避難誘導及び安否確認等を行う前提となる個別支援計画の作成支援を、専門性を有する事業者へ委託するもので、令和4年度の新規事業として取り組むものでございます。これにより計画作成を加速しようとするものでございます。

契約については、既に締結済みでございますが、本年4月1日から令和5年3月31日までの1年間としております。

契約の相手方であり受託事業者につきましては、特定非営利活動法人アユダールでございます。4月以降受託事業者と総務課との間で複数回の打合せを行ったほか、契約上で定めました仕様書に基づき、6月以降取組が先行して

いる牛根の3校区において、ワークショップを3回実施しております。

ワークショップにおいては、自主防災組織をはじめとした地域の方々とともに課題等を出し合いながら、避難行動要支援者に対する円滑な避難誘導や救護方法など、要支援者ごとの対策を検討し、その結果を基に、今後要支援者が自ら作成する個別計画について、受託事業者であるアユダールが支援を行うこととしております。以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 元垂水原田線の今年度の工事箇所につきましてお答えいたします。

本年度予定しております元垂水原田線に関する工事は3か所ございます。

1か所目は、社会資本整備総合交付金を活用し、継続して実施しております元垂水原田線の改良工事。

2か所目は、大字田神地内の田上地区で発生しました、令和4年災害の地すべり災害復旧工事。

3か所目は、地すべり災害に隣接する平成28年度に崩れました山腹につきまして、防災工事を実施するための測量設計業務となっております。

なお、3か所目の防災工事につきましては、設計が完了次第、工事を発注する予定としております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 それでは、2回目以降一問一答式でお願いいたします。

1回目の防災について総務課長から答弁をいただきましたけれども、4月1日から、もう業者に委託して契約をして、来年の3月31日までが契約期間だというようなことでありましたけれども、今現在、答弁では牛根地区の3防災組織でワークショップを3回ほど行っているというようなことですけれども、この1年間に垂水市全体をこの事業はされていくと思うんですけれ

ども、今回は、今現在まで牛根地区だというようなことということですが、この事業が垂水市内全域、この事業で行うには、どのぐらいの期間を見ているのか、お聞かせください。

○総務課長（濱 久志） 本年度につきましては、牛根3地区の実施計画をする予定でございます。あと、ほかの地区につきましては、状況見ながらになります、4年間ぐらいをめどに策定を完了しようと、今、計画しているところでございます。

以上です。

○梅木 勇議員 4年間で、市内全体でこの事業を進めていくということですが、今年はずりあえず最初の年で牛根地区の3地区をとということですが、この契約期間は来年3月までの1年間ということ、この3地区だけでも具体的にワークショップを行うということですが、もうちょっと踏み込んだこの事業の取組といいますか、それぞれの自主防災組織で関係者の方々が集まってワークショップをしていくと。それを何回も繰り返しながら、最終的には目的である1人1人の個別計画を作成していくというのが目標でしょうけれども、もうちょっと具体的に、この1年間かけて牛根地区でやっていくということですが、もうちょっと具体的にお聞かせいただけます。

○総務課長（濱 久志） 個別計画につきましてお答えします。

個別計画の内容ですが、発災時に避難支援を行う者や、本人の状態に応じた避難支援上の留意点、補助具や医薬品などの持ち出し品などを記載することとしております。また支援を受けられる本人と具体的な避難支援等の方法について打合せを行う必要がございます。受託事業者が対象者本人を訪問することとしております。なお、計画には当然個人情報が含まれますので、対象者本人の同意が必要になることとなります。今後、個別支援計画作成推進業務委託事業を活

用しまして、要支援者の個別計画の作成に取り組むことで実効性のある避難支援等がなされるように努めてまいりたいと考えております。

このようなことから、1人の個別計画を作成するのに結構時間が要するという事ですので、単年度で全地区を完了することはちょっと想定していないというところではあります。

以上です。

○梅木 勇議員 この質問については先ほども申しましたように、今年の3月議会でも質問しているところですが、その時点で令和2年度末時点で、要配慮者避難支援名簿登録者が518人、それとも既に個別計画ができていたのが61名というふうになっておりますけど、ただ今の、私はこの個別作成を、どこで誰が関わっていくのかということを知りたかったんですけど、ただ今の答弁の中で支援を受ける本人そのものが作成をします。そして今回、契約によって事業を受けた業者が本人宅まで行って、聞き取りとか話をしながらこの計画書を作っているということでは理解しましたが、それでよろしいのでしょうか。そういう関係者も交えて、その地域の。

○総務課長（濱 久志） 梅木議員が今申されたとおり、なかなか高齢者が対象ですので、御自身で個別計画を作成というのは、なかなか難しいところもございますので、受託事業者が自宅に伺いまして計画の作成の支援をするという事業でございます。

以上です。

○梅木 勇議員 大体作成の仕方というのがどういうふうになるんだろうかなと思入れが強かったんですけど、今の説明等でもですね、はっきりと受け入れることができました。そうしますと、この計画書にはどのような情報が記載されるのか、そこ辺りをお聞かせいただきたい。

○総務課長（濱 久志） 先ほど答弁しました

ほかにも、後方支援計画の計画個表という帳票がございます。この中に支援者の連絡先とか、例えば民生委員であったり、ケアマネジャーであったり、地域の支援者。地域の支援者というのは、主に自主防災組織の方々ということにはなりますが、その方の名前であったり連絡先であったり、その個人の方々を支援する全ての情報が入れ込まれる帳票がございます。

それと、この帳票個別個表の中には、本人の同意書も同時に入っておりますので、この様式で全て賄えるということになっております。

以上です。

○梅木 勇議員 個別計画書の中には、避難先あるいは支援者、そういうのが記載されるようですけれども、この支援をする支援者も個別ごとに記載されるということですのでけれども、この支援者は、例えばこの支援については、避難支援の個別計画では具体的に避難を支援する人を決めることとしていますが、支援者はあくまでも善意と地域の助け合いにより支援を行ってもらうものであり、災害時に支援ができなかったり事故等が発生したりしても責任を伴うものではありませんとあります。そうすると別に支援者になっているけれども、この避難指示が出された段階で支援をしなければならぬ人のところに行けなかったと。それでも責任は問いませんよということですのでけれども、そういうふうを考えていくと、この支援者の要支援者に対して、1人だけではちょっとどうかと思うんですよ。だから個別計画の支援者はですね、複数の記載が必要ではないかというふうに思いますけど、そこ辺りも加味されて、この計画書は作られるだろうと思いますけれども、そこ辺りの対応と、もしこの支援をする方々が支援活動中にけがなど負傷した場合は、この支援者に対する対応というのはどうなっているのかをお聞かせください。

○総務課長（濱 久志） 今議員が申された要

支援者に対するけが等した場合の……

○梅木 勇議員 支援者が支援中に、転んでけがをしたとかそういう事故等が起こった場合の支援者に対する補償等は何かあるのかと……

○総務課長（濱 久志） 先日、あの新聞報道でもございました避難支援者保険というのが掲載されました。これはあの民間の損保会社が本年6月から自治体向けに販売されるということの記事でございました。

当該保険の被保険者は、個別支援計画の支援者や地区防災計画に基づき、災害時に避難支援に従事する役割が決まっている方が対象になる保険のようでございます。本市におきましても、本保険に加入することにより、現在取り組んでおります個別計画の作成推進や自主防災組織の活動推進を図る上でも、市民の方々の活動参加を後押しする環境をつくることのできるのではないかと考えております。今度、損保会社から資料を取り寄せるなどしまして、補償内容や費用面など調査を行うとともに、他市の状況等も踏まえ検討してまいりたいと考えているところです。

以上です。

○梅木 勇議員 今現在、市民課の相談係が窓口になっております、例えばあの振興会で地域の草払い、美化活動なんかをした場合には、そういう活動中に負傷をした場合は、今私が申し上げた相談係が窓口になっている通称ボランティア保険というのがありますよね。そういうことで振興会の活動、いろいろな団体の活動は、そのボランティア保険でそういうことが起こった場合は対応しているということなんですけども、市民活動賠償傷害補償制度取扱要綱というのが制定されておまして、その第1条によりますと、市内の市民活動における市民団体及び代表者等が過失により参加者または第三者の身体、財物及び保管物に損害を与え、法律上の賠償責任を負う場合における賠償責任補償及び代

表者等又は参加者が市民活動中に負傷し又は死亡した場合における傷害補償について必要な事項を定め、もって市民活動の振興を図るとともに市民参加による明るいまちづくりを推進することを目的とするとうたわれておりますが、この今言っている避難に対する支援者の行動も全くこれと同様だと私は思うわけです。それで今現在あるこのボランティア保険を適用することはできないのか、この活動が。

○総務課長（濱 久志） ボランティア保険につきましては、相談係とちょっと協議もしたところですが、まず、日にちを特定する必要がございます。いついつボランティアをしますのかということで、保険をかけると。今回、災害につきましてはいつ災害が起こるか分からない状況でございますので、このボランティア保険には、現時点では該当はしないんじゃないかという認識でおります。先ほど説明した損保会社が新たに保険を作りましたので、これにつきましても、今、損保会社と連絡等をとって、どのような補償内容なのかという確認を取っている段階ですので、今この場で、どういう保険だということとはちょっと説明できませんが、前向きにそちらのほうを支援者のために必要なものだと考えておりますので、検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○梅木 勇議員 今、私が申し上げたボランティア保険ではちょっと該当しないんじゃないかというようなことですので、それで今、課長が言われますこの新たな保険が、損保会社が保険をつくったということですけど、これについて、私もこの記事は読んでおります。それで、今申し上げたとおりに、現在のボランティア保険が該当しないのであれば早めに、今、課長が答弁されましたけれども、調査研究をしてこの支援者は安心して活動できるように早めにこういう保険の導入をしていただきたいとお願いし

ます。

これでこの件については終わります。

次に、市木地区の急傾斜地・治山等災害復旧対策、城山地区についてであります。下市木自治公民館前南の急傾斜地等は、平成28年台風16号により起きた山崩れ災害は発生から5年が過ぎました。昨年6月議会でも復旧取組状況を質問いたしましたが、その後について質問いたします。

昨年の土木課長の答弁では、平成31年度に予備調査を経て事業認可され、令和2年度に測量及び実施設計が完了しており、大隅地域振興局から提供された城山地区急傾斜地崩壊対策事業計画書では、事業目的についてシラス層からなる崖高72メートル、傾斜度30度の急斜面で、斜面下部に隣接した人家10戸が危険な状態にあることから、ハード対策を行い、人命の保護及び警戒避難体制の確保を図ることとなっております。

事業の実施計画は令和2年度から7年度であり、本年度より着手するようになっておりますが、その後現場では工事が始まった状況はないことから、昨年の11月末頃、土木課長に工事の発注等を問い合わせたところ、12月に対象人家に工事の説明をするようにしているとのことだったので、その旨要望書に署名された人家の方々に伝えたところですが、いまだ説明や工事が始まる様子が見えず、工事説明のことを伝えた方々には申し訳ない気持ちでいるところです。年度も変わりましたが、説明や工事開始はどうなっているのか。令和3年度の工事予算は不要額とされたのか、繰越しがなされたのかお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 急傾斜地崩壊対策工事城山地区につきましてお答えをいたします。

お尋ねの城山地区につきましては、昨年6月議会において梅木議員により、これまでの取り組み状況や復旧計画についての御質問を受け、

その中で令和3年度中に工事に着手する旨の答弁をいたしました。

その後の進捗につきまして、振興局へ問い合わせましたところ、工事費については昨年度の予算を繰り越しており、また現在、用地交渉を行っているとのことでした。

地元の皆様におかれましては、早期の着手を期待されておられたと思いますので、私どもといたしましても振興局と連絡を密にして協力してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 昨年度の工事予算は今年度に繰り越されたというようなことですが、改めて今年4年度の計画、今は昨年度工事予定のところと合わせて、また新たな今年度の予算が出て、それと合わせて工事がなされるんだろうと思いますけど、工事計画を聞かせてください。

○土木課長（東 弘幸） 今後の城山地区の計画につきましてお答えいたします。

先ほど工事費用を繰り越していましたということをお知らせしましたが、用地交渉が整い次第、早急に工事を発注したいという連絡を受けておりました。大隅地域振興局からの情報でございますけども、令和2年度に現地調査及び測量設計を行っておりますが、工事につきましては着手してから5か年での完成を予定しているとのことでした。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。それで工事に先立って、昨年そういう関係者に、関係住民の皆さんに説明をするという言葉もありましたけれども、この説明を工事の着手する前までに必ず地域の皆さんに説明をしていただきたいと思いますがどうですか。

○土木課長（東 弘幸） その説明会についてもちょっと問合せをしました。ただコロナ禍の状況でございましたので、なかなか説明会というのができなかったということでございます。

今後についてもその状況を見ながら、判断していくということになっているようでございます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

次に、またこの場所は治山でも工事を行わなければならないというようなふうになってるようですけれども、これに先ほども申しましたように、これも絡めて昨年の6月議会で質問しておりますけども、当時の農林課長の答弁では、この崩壊箇所は急傾斜特別警戒区域の西側一部が保安林に指定されていたので、鹿児島県へ治山事業の要望を行っており、保安林内は治山工事、保安林以外は急傾斜地崩壊対策工事で実施する旨、確認されている。保安林内は来年度より林地荒廃防止事業で測量設計工事と順次実施していく計画予定となっていると答弁されておりますが、その後についてお聞かせください。

○農林課長（森 秀和） その後の進捗状況につきましてお答えします。

要望箇所は、急傾斜特別警戒区域や一部が保安林に指定されており、調整・協議に時間を要しましたが、令和4年度に市木花子地区の林地荒廃防止事業が採択され、これから測量設計・工事と順次実施されていきます。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

こっちのほうにつきましては、計画予定どおりのようですのでよろしくお願いたします。

次に、要望箇所の進捗状況を伺います。

土砂崩れや山崩れのおそれのある急傾斜地対策の要望が出されている中市木と令和2年7月豪雨により山崩れした元垂水北迫地区の治山要望箇所の推進状況をお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 中市木地区の推進状況につきましてお答えいたします。

昨年6月議会でも同様の御質問をいただいておりますが、平成27年2月23日付で要望書を大隅地域振興局建設部長宛提出いたしました。

地権者1名の同意を得られておらず、引き続き用地交渉を行う旨の答弁をしております。

本年度新規事業として中市木地区の測量設計業務が決定し、いよいよ事業が開始されますが、残り1名の地権者につきましては、先日、梅木議員が自ら訪れ同意をもらったということでございました。感謝申し上げます。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 要望箇所の推進状況につきましてお答えいたします。

御質問の北迫川北側の市木北迫地区は、令和2年の梅雨前線豪雨で山腹が崩壊し、鹿児島県へ治山事業の要望を行っておりました。

この要望箇所は山腹が崩壊し、人家のすぐ裏を土砂が流れ出ており、早急な復旧を望まれておりました。災害復旧要望も多く、御希望の早期着手に至っておりませんが、今回事業採択を受け、令和5年度より林地荒廃防止事業で実施することとなっております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。

中市木は今年度から、北迫地区は5年度から事業が始められるようでございます。

地域の皆さんには朗報となります。誠にありがとうございます。

次に、城山団地への入り口付近、道路北側の急傾斜地の枯れ松について伺います。

現場は崖が高くそびえ、側面にコンクリートが吹き付けられ、急傾斜地崩壊対策が行われています。崖の最上部には松の木等が生えており、松が何本か枯れて小枝の飛散や倒木したりして、1本は根元付近から折れたようで、かなり大きく1本のままコンクリート吹付した崖の2段目に落ち引かかった状態で、下の路上に落ちるまではかなりの高さがあります。強風が吹いて落下すれば付近を通行する人や車両の事故につながり、さらには家屋に落下するおそれがある状態となっております。付近の方から危ないから

市役所の相談係に行ったとの話がありました。相談係に行き、どの課に連絡したのかと聞いたところ、土木課へ連絡したとのことでありましたので、土木課へ行きましたら北方議員からも枯れ松の撤去要望がなされており、急傾斜地のため県に連絡したところ、県が対応することとなっているとのことでありましたが県の対応をお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 城山団地入口の枯松の伐採につきましてお答えいたします。

当箇所は既に完成している急傾斜内であり、大隅地域振興局の河川港湾課へ要望し、現地で立ち会った結果、枯れた松につきましては早急に伐採を実施することとございました。

また、枯れていないほかの松につきましても、完成時の写真を確認したところ、完成後自然に根付いた松であることから、今後伐採することを検討するとの回答いただいております。

以上でございます。

○梅木 勇議員 ありがとうございます。この件につきましては桜島の溶岩に生えている松がここ一、二年急激に枯れ始めております。城山団地の松も枯れ始めて、今回のような倒木する状況になったものと考えます。まだ枯れていない松も近いうちに枯れるのではと思うところです。松の木の切り株は他の木と比べ腐りが早く、腐った根が穴となって松が流れ込み、土砂崩れにつながりやすいと言われております。ただいま課長も答弁されましたけれども、今回の対策で枯れている松ばかりではなく、現在枯れていない松も伐採するということですので非常にありがたいことだと思いますので（発言する者あり）（笑声）伐採されるよう改めて要望いたします。ありがとうございます。

次に、市道元垂水原田線の工事について2回目の質問をいたします。

1回目で今年度の工事箇所と概要を聞き、この路線の安全環境が整備されて、地域の安全安

心の貢献につながるようであります。

そこで道路改良事業についてであります、1回目でも申しましたが、この道路改良工事は水迫市長のときから始まり現在までできていますが、工事の終わった道路は、用水路と排水路も整備され、蓋がされており、幅が広がり、道路環境が高まり、通行の利便性が向上し、改良事業の成果をつくづく実感しております。工事はこれまで元垂水から下市木3区までと上市木地域は終わり、この工事計画期間も終盤になってきたと認識しておりますが、今年の工事計画をお聞かせください。

○土木課長（東 弘幸） 元垂水原田線の改良工事につきましてお答えいたします。

先ほど、議員からございましたとおり、元垂水原田線は元垂水を起点とし上原田を終点とする全長7,350メートルの1級市道でございます。1期工事につきましては終点から開始され、平成23年度に野久妻地区までの改良を既に終えております。同年に元垂水から上市木の中間部までの延長約2,800メートルを2期工事として計画し、平成24年度より改良工事に着手しております。昨年度までの改良率につきましては、計画延長2,800メートルのうち2,066メートルが完成しておりますので改良率は74%となっており、国費の割当額にもよりますが、本年度を含め4年ほどで完成する見込みでございます。本年度も昨年同様2工区の発注を計画しており、発注時期につきましては8月中旬から9月上旬頃を予定しております。

2期工事の残りの区間につきましても、幅員が狭く舗装の状況も劣化しているため、御利用される皆様が快適な通行ができるよう、早期の完成に努めてまいります。

以上でございます。

○梅木 勇議員 あとは、残りはあと4年ぐらいで計画的に完了するということですね。はい、ありがとうございます。計画どおりに進捗

し、予定どおりの工事期間が終わるようでございますので、頑張ってくださいと思います。

これで、私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、13時30分から再開いたします。

午後0時18分休憩

午後1時30分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ここで、教育長より発言の申出がありますので許可します。

○教育長（坂元裕人） 先ほど森議員からお尋ねの夢の翼の私の回答の中に、不適切な学力に関する表現がございましたので、当該の学年の学力が向上したというふうに訂正させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○議長（川越信男） 次に、3番、前田隆議員の質問を許可します。

[前田 隆議員登壇]

○前田 隆議員 お疲れさまです。本日4番手となります。午前中の一般質問では契約保証金の問題が取り上げられております。また、議会では市民の負託に応えるべく、真相解明と再発防止等を目的に、契約保証金検査特別委員会を設置いたしました。市当局にはこの問題が早く解決するよう、警察への協力はもとより、議会への情報提供や説明をきちんとしていただくよう要望しておきます。

それから、現在ウクライナでは、ロシアの軍事侵攻で連日悲惨な報道がなされております。無益な戦争が早く終わり、ウクライナに平和が戻ることを祈りたいと思っております。

また、我が国周辺にも北朝鮮など、軍事的脅威が存在します。平和を維持するためには平和と外交に努めることは肝要ですが、国防を強化し

抑止力を高めることも必要だと感じております。

それでは、議長の許可を頂きましたので、早速質問に入っていきます。答弁をよろしく願いいたします。

1番目の個人情報保護条例の見直しについて。

デジタル改革関連法に盛り込まれた個人情報保護法改正により、全ての自治体に国の機関と同じ法制度が適用されることになり、2023年3月までに個人情報保護条例の見直しが求められています。

改正の最大の特徴は、官民に適用される法律が一元化される点であります。今回はこのようなことから、1点目、国の法律に一元化される個人情報保護条例のガイドラインに対し、本市の条例見直しはどのような項目を準備、検討し進めているか。提出はいつか伺います。

次に、2点目の本市のDX推進について。

政府はデジタル田園都市国家構想実現に向けて、官民挙げて取組を強化推進しております。デジタル社会の目指す姿は、地方にあっては地域の暮らしの向上、産業の活性化、持続可能な社会の実現、幸福度の増大など、デジタル技術の実装で地方が抱える問題を解決し、デジタル化の恩恵をみんなが享受する社会であります。その実現に向け、全国の自治体も取組を推進し強化しております。

本市もDX推進については、今年度、コンビニ交付事業や議事録作成支援システム事業など準備されておられます。

今回はその中の1つ、LINEアプリを活用した事業の取組について、まず1点目伺います。

LINEアプリを活用した広報、プッシュ通知、チャットボットの導入を予定されていると聞きましたが、その内容とそれによる効果、予算について伺います。

また、LINEアプリを活用した各種手続きサービス等の今後の展開についても教えてください。

次に、3番目の本城川の寄り州除去について質問いたします。

令和3年度は本城川や川崎川など、県管理河川の寄り州除去を例年になくやっていただきました。地域住民は大変喜んでおります。

県は、20年度に創設された地方債、緊急浚渫推進事業債を活用して、県単河川等防災事業を推進しております。しかし、本城川に関してはまだまだ除去が必要な箇所が多数あり、その量も相当なものであります。

そこでまず、1点目の令和3年度の本城川の寄り州除去の件数、除去数量及び事業費について実績を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○総務課長（濱 久志） ガイドラインに対し、本市の条文はどのような項目を準備、検討し進めているのか、提出はいつかにつきましてお答えいたします。

令和3年法の改正の趣旨は、社会全体のデジタル化に対応した個人情報保護とデータ流通の両立を目的に、個人情報保護法、行政機関個人情報保護法、独立行政法人等個人情報保護法の3本の法律を個人情報保護法に一本化するとともに、全国的な共通ルールを規定し、全体の所管を個人情報保護委員会に一元化するものと示されているところでございます。

この改正に伴い、本市の個人情報保護条例についても個人情報保護に係る定義を国と一元化し、個人情報の取扱い、個人情報ファイル簿の作成、公表等について、国と同じ規律を適用することとなるものでございます。

条例改正案でございますが、国の定める定義や個人情報の取扱い等、基本的に法の規定が直接地方公共団体に適用されることになるため、既存の個人情報保護条例の規定の大部分は削除されることとなり、条例の改正が広範囲にわたり、一部改正では改正が複雑で分かりにくくなることから、全面的に改める方式である全部改

正の方式によるものになると考えております。

なお、条例案の提出は12月議会を考えているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 本市のDXの推進について、本年度の取組予定事業、LINEアプリを活用した事業の内容とそれによる効果、予算及び今後の展開についてお答えいたします。

本事業は公式LINEアカウントを導入し、必要な情報を必要な人に分かりやすい形で、かつリアルタイムでお届けすることを目的としており、垂水市公式LINEアカウント開設業務として、本年4月15日に株式会社ロボネット・コミュニケーションズと289万3,000円で業務委託契約を締結し、7月1日の運用開始に向けまして事務を進めているところでございます。

事業内容でございますが、これまでの広報媒体にない次の4つの機能を活用し、垂水市公式ウェブサイトの関連ページ等に誘導するなど、既存の広報媒体と連携した広報事業を展開できるものと考えております。

1点目でございますが、前田議員の御質問にもありましたとおり、特定の情報をその情報を望む方に通知できるプッシュ通知と言われる機能でございます。例えば、利用者が通知してほしい情報として、観光を御登録いただいた場合、観光情報やイベント情報をその方へ自動的に通知できるものでございます。

また、定期的な通知も可能であり、例えば、通知してほしい情報としてごみ収集を御登録いただくことにより、ごみ収集日の前日19時に定期的に収集されるごみの種類が通知されるものでございます。

この機能の活用効果といたしましては、リアルタイムにメッセージが受け取れること、アプリを起動しなくても最新情報が得られること、プッシュ通知をクリックすることで詳細画面を確認できることなどが考えられるところでござ

います。

次に、2点目でございますが、こちらにつきましても前田議員の御質問にありましており、利用者とAIによる自動会話が行えるチャットボット機能でございます。具体的には、利用者がキーワードを入力することで自動会話機能が起動し、利用者とシステムが会話を行いながら、利用者が求める情報サイトへ誘導するものでございます。

この機能の活用効果といたしましては、24時間対応可能であること、電話等での問合せ件数の軽減が図られることなどが考えられるところでございます。

次に、3点目でございますが、知りたい情報がどこにあるか一目で分かるリッチメニューと言われる機能でございます。現在、スマートフォンの限られた表示画面の中で、検索率の高いコンテンツを視覚的に見やすく配置する予定でございます。

この機能の活用効果といたしましては、より必要な情報をストレスなく検索できることなどが考えられるところでございます。

次に、4点目でございますが、利用者が本市へ直接メッセージを投稿することができるサーベイ機能でございます。例えば、災害時の被災状況や、道路、河川などの危険箇所、有害鳥獣に関する被害状況などの情報を、利用者が本市へ直接画像を添付した上でメッセージ投稿できるものでございます。

この機能の活用効果といたしましては、広聴機能の強化、利用者と本市におきまして、LINE上でメッセージや画像を交換することが可能であることから、現場状況の確認及び対応を迅速に実行できるようになることなどが考えられるところでございます。

以上の4つの機能に加えまして、防災メールを登録していない方についても、メールと同様の内容をLINEにより通知する機能を付加す

ることとしております。

この機能の活用効果といたしましては、防災情報の迅速な情報提供、広報媒体の増強により多くの方が正しい防災情報を共有できることなどが考えられるところでございます。

また、運用開始後は、随時各コンテンツの動作確認等を行い、機能改善を図ることで、利用者がストレスなく使用できる環境の構築を目指してまいります。

なお、今後の展開でございますが、他市の状況を調査しましたところ、電子版目安箱の設置、公共施設の予約機能、飲食店などで使用できる割引クーポン機能、図書館蔵書の検索機能などにおきましてLINEアプリの活用事例があるようでございます。

今後も引き続き、利用者のニーズや費用対効果等を総合的に勘案し、LINEアプリを効果的に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） 令和3年度の本城川寄り洲除去の実績につきましてお答えいたします。

鹿児島県大隅地域振興局建設部河川港湾課から頂きました実績でございますが、下本城橋付近から井川合流部付近までの間、6工区8か所の寄り洲除去を実施したとのことでございます。

事業費が約1億6,000万円、実施延長1,120メートル、寄り洲除去量2万8,700立方メートル、これは10トンダンプトラックに換算して約4,780台分になるようでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 それでは、一問一答で2回目の質問に入ります。

本市の個人情報保護条例見直しについて答弁いただきました。

見直し条例の改正が広範囲にわたり、条文ごとに見直す一部改正ではなく、現条例を全面的に改める全部改正方式になるとのことでした。

また、提出は12月議会を考えているとのことでした。いずれにせよ、見直しは早晚行われますので、その見直し項目について確認していきたいと思っております。

それでは、次の2点目のルール統一される個人情報保護制度の改正の概要について質問に入っていきます。

令和3年9月議会や令和4年3月議会で持留議員がされた質問と重なるところもありますが、以下の点について、ガイドラインに沿って現段階の分かっている範囲で答弁をお願いいたします。

まず、①の個人情報の定義は要配慮個人情報のどんな点が一元化されるのかについて。

保護の対象となる個人情報の定義が統一され、死者に関する情報は条例で個人情報に含まれることはできない、この原則を示されたと聞いておりますが、そうならば、またDVやLGBTは要配慮個人情報の対象に明記されるのかも教えてください。

○総務課長（濱 久志） 個人情報の定義は要配慮個人情報のどんな点が一元化されるのかにつきましてお答えいたします。

要配慮個人情報とは、不当な差別や偏見、その他の不利益が生じないように、その取扱い等に配慮を要するものとして政令で定める人種、信条、社会的身分、病歴などの記述が含まれる個人情報のことでございます。

また、条例要配慮個人情報とは、地方公共団体の機関、または地方独立行政法人が保有する個人情報のうち、地域の特性、その他の事情に応じて本人に対する不当な差別、偏見、その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要する記述等として、地方公共団体の条例で定める記述等が含まれる個人情報のことでございます。

例えば、地方公共団体等がそれぞれの施策に際しまして保有することが想定される情報で、

その取扱いに特に配慮が必要と考えられるものとし、LGBTに関する事項、生活保護の受給などが考えられますが、これらの情報については、国の行政機関では保有することが想定されておらず、政令等に規定はされておられません。

しかしながら、その取扱いには要配慮個人情報と同様に、特に配慮が必要な個人情報である場合も想定されますことから、こうした個人情報について不当な差別、偏見等のおそれが生じ得る情報とし、地方公共団体が条例により要配慮個人情報として追加することができることとされております。

また、改正後の個人情報保護法では、個人情報の取扱いに関連する個人の権利利益を保護することを目的とするものであり、本人が関与することなどにより、権利利益の保護を求めることができるのは生存する個人であることから、個人情報の範囲に死者に関する情報は含まれておりません。

個人情報の定義の統一は、令和3年改正法の目的である個人情報保護法に係る全国統一ルールの根幹をなすものであり、これに反して死者に関する情報を条例で個人情報に含めることはできないとされております。

以上でございます。

○前田 隆議員 個人情報の定義の一元化について説明いただきました。

LGBTは国の要配慮個人情報には含まれず、各自治体で対応とのことでした。条例では対応が可能ということです。また、個人情報とは生存する個人に関する情報とあることから、死者は含まれない、個人情報対象外とのことでした。

個人情報は特定の個人を識別できる情報ということで、映像や音声も含まれ、イメージは広いことを認識しなければなりません。個人情報の取扱いがどうなるかも重要です。

そこで、次に②の個人情報の取扱いが国と同

じ規律を適用と聞くと、利用及び提供の制限等について教えてください。

○総務課長（濱 久志） 個人情報の取扱いは国と同じ規律を適用と聞くと、利用及び提供の制限等についてどうにつきましてお答えいたしません。

改正後の個人情報保護法第69条第1項で、行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、または提供してはならないと規定されております。

これは、保有個人情報が本来の目的以外の目的のために利用、提供された場合、本人の予期せぬ利用等による不安、懸念を生じさせるだけでなく、悪用によるプライバシーの侵害や、財産上の権利侵害等につながる危険性を増大させてしまうことから、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の利用、提供を原則として禁止しているものでございます。

法令に基づく場合とは、法令に基づく情報の利用、または提供が義務づけられている場合だけでなく、法令によって保護すべき権利利益が明確で、その取扱いも法令の規定に照らして合理的な範囲に限って行われるものであることから、例外的に利用目的以外の目的のために保有個人情報を利用及び提供することができることとされております。

また、行政機関等の保有する個人情報については、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、国民負担の軽減、行政サービスの向上、行政運営の効率化などを図る観点から、他の行政の遂行のために有効利用を図ることも必要なことであり、また本人の利益や社会公共の利益のために利用目的以外に利用、提供することが要請される場合もございます。このような場合にあっては、個人の権利利益の保護の必要性と個人情報の有用性を勘案し、例外的に利用目的以外の利用、提供することができることとされてお

ます。

しかしながら、本人または第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、保有する個人情報を利用、提供してはならないとされております。

以上でございます。

○前田 隆議員 利用及び提供の制限等の内容は分かりました。

法令に基づく場合を除き、利用目的以外の利用、提供は原則禁止ですが、個人の権利利益を不当に損なわない範囲で、例外的に利用、提供もできることも示されました。

個人情報の取扱いは厳格にされなければなりません。個人情報の漏えいが発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合、委員会への報告や本人への通知が義務化され、また不適正な方法による個人情報の利用は禁止されます。デジタル化で個人情報が多様に活用されることによるリスク対応として、保護の観点から自己情報の開示、訂正、利用停止の請求権の見直しが行われました。

そこで、③の自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求は法律で規定とされているが、開示等の請求権等の内容についてどうなっているか伺います。

○総務課長（濱 久志） 自己情報の開示、訂正及び利用停止の請求は法律で規定とされているが、開示等の請求権等の内容についてどうなっているかにつきましてお答えいたします。

国におきまして、自己情報の開示請求等の請求権、要件、手続の主要な部分は、法律により地方公共団体等の情報公開制度における開示に係る規定との整合性を図る部分、手数料、処理期間等は法律で一定の枠づけをした上で、条例により規定することを可能とすることを検討することが適当であると示されておまして、この考え方にに基づき、個人情報保護法改正では、統一かつ基本的な規律を定めた上で、改正後

の個人情報保護法第108条において、この節の規定は地方公共団体が保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、この節に違反しない限り、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではないと規定されており、保有個人情報の開示、訂正及び利用停止の手続並びに審査請求の手続に関する事項について、条例による独自の定めを置くことが許容されております。

以上でございます。

○前田 隆議員 開示等の請求権内容を説明いただきました。

改正法では、請求権等は現在の情報公開制度との整合性を図り、統一かつ基本的な規律を定めた上、これに違反しない限り条例で定めることができるというようなことでした。情報開示、訂正、利用停止の請求権が保障され、手続等が条例で定められると分かりました。本市も請求権等の要件、手続等について検討をお願いし期待いたします。

次に、④の個人情報保護委員会と地方公共団体の関係について、今後どうなるか質問いたします。

一元化された個人情報の保護に関する法律の解釈と執行は、国の独立機関である個人情報保護委員会に集約される。また、地方公共団体の個人情報保護制度についても、全体の所管が個人情報保護委員会に一元化される。

この関係から、今後、制定、改廃する条例の内容や扱いはどうなるのか、個人情報保護委員会は、運用面を含めて自治体にどんな影響や権限を持つことになるのか伺います。

○総務課長（濱 久志） 個人情報保護委員会と地方公共団体の関係について、今後どうなるかにつきましてお答えいたします。

個人情報保護委員会は、民間事業者、国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の4者における個人情報の取扱いを一元的に監視、監

督することとなります。

この個人情報保護委員会と地方公共団体との関係でございますが、地方公共団体は、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要であると認めるときは、個人情報保護委員会に対し、必要な情報の提供または技術的な助言を求めることができるものと規定されています。

また、地方公共団体の長は個人情報保護法の規定に基づき、個人情報の保護に関する条例を定めたときは、遅滞なく個人情報保護委員会に届け出なければならないとしています。

そのほか、監視機能としまして、個人情報保護委員会は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人が行う個人情報等の取扱いのうち、条例に基づくものであっても円滑な運用が図られていないと判断した場合には、資料の提出の要求及び実地調査、指導及び助言並びに勧告を行うことができることも定められていることから、地方公共団体のチェック機能を有しているものと位置づけられております。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。自治体は個人情報保護委員会に対し、個人情報の取扱いに関して情報提供や助言を受けることができること、独自の条例作成は個人情報保護委員会へ届出の義務があること、また運用面で監視されることなどが示されました。個人情報保護委員会に権限が集約され、運用面で自治体がチェックされ、監視、監督されることとなります。

最後に⑤の災害時の行方不明者の氏名公表基準について、現状認識と対応を伺います。

6月11日の南日本新聞の社説にも掲載されておりましたが、災害時の行方不明者の公表に際して、家族の同意の有無で対応が分かれる点について問題提起しておりました。個人情報の取扱いの問題と緊急性を要する人命救助との兼ね合いの問題です。

公表基準に自治体で差異があり、国の求める

一元化で変更の可能性もあると報じられておりますが、本市の行方不明者の公表基準について、現状認識と対応をお聞かせください。

○総務課長（濱 久志） 災害時の行方不明者の公表基準について現状認識と対応を伺うにつきましてお答えいたします。

鹿児島県では、内閣府、消防庁からの通知に基づき、令和3年度から災害時における安否不明者の氏名等の公表方針につきまして、関係機関との調整を行いながら検討し、本年5月に方針として取りまとめ、同13日から運用を開始しております。行方不明者等の公表は、次の3つの要件を全て満たす場合に公表されるものでございます。

1つ目は、氏名等を公表することが救出、救助活動の効率化、円滑化に資すること。

2つ目は、住民基本台帳の閲覧制限措置がないこと。

3つ目は、氏名等を公表することについて家族等の同意が得られていることでございます。

ただし、同方針の中で、救出、救助活動のために氏名等を公表する緊急性が認められる場合は、家族等の同意が得られない状況であっても、必要最小限の範囲で氏名等を公表するものとしております。

なお、公表した後に家族等から不同意の申出があった場合は、その時点から非公表とすることも定められております。

本市としまして、災害時における行方不明者等の氏名等の公表につきましては、公表の基準や個人情報の取扱いを含め、今般県が定めた公表方針に準じて対応することとしております。

以上でございます。

○前田 隆議員 鹿児島県の公表の基準を紹介いただき、本市は個人情報を含めて県に準じて対応するとのことでした。

行方不明者の氏名公表に関しては、人命救助と個人情報保護の観点から難しい問題ですが、

これも今回の個人情報保護の統一化で問われる問題です。個人情報保護法は、身近で大事な問題だということを訴えて、個人情報の見直しについてはこれで終わります。

次に、2番目のDX推進について、今年度の取組予定事業について説明を頂きました。LINEアプリを活用した事業の概要と効果、予算は分かりました。

垂水市の公式アカウントを開設して、7月1日の運用開始に向けて進めているとのこと。垂水市のウェブサイトとも連携して、これまでにない広報事業の展開を4つの機能で紹介いただきました。

事業費は289万円ということですが、これらの機能により、本事業の目的である必要な情報を必要な人に分かりやすい形で、かつリアルタイムで届けることが実現し、LINE利用者の利便性向上が図られるとのことでした。

本市のDX推進事業として、とてもいい取組だと評価いたします。スマホやタブレットの使用が前提ですが、所有者も多くなっていますので、多様なサービスを用意し、市民サービスの向上とオンライン化がさらに進むことを期待いたします。

次に、2点目のマイナンバーカードによるワンストップ化事業について伺います。

繰越事業として319万円計上されているマイナンバーカード所有者の転入・転出手続のワンストップ化事業の目的、事業内容、実施予定について教えてください。

○市民課長（松尾智信） マイナンバーカードによるワンストップ化事業についての質問にお答えいたします。

ワンストップ化事業は、マイナンバーカード所持者がマイナポータルからオンラインで転入・転入予約を行い、転入地市区町村があらかじめ通知された転出証明情報により事前準備を行うことで、転入・転出手続の時間短縮化、ワ

ンストップを図る目的でございます。

現在、住民基本台帳制度における転出・転入手続に当たりましては、転出地市区町村で転出証明を受け取りまして、転入地市区町村で転入届とともに提出する必要がありますが、住民の来庁負担の軽減が課題であるほか、転入時における住民記録及び住民記録に関連の事務処理に多くの時間を要しているところでございます。

ワンストップ化事業を導入することによりまして、窓口で届出書を作成する手間の軽減、手続に要する時間短縮による住民サービスの向上、また窓口混雑が緩和されるとともに、あらかじめ通知される提出証明書情報を活用した事前準備により、転入手続当日の事務負担の軽減がされることで、事務の効率化も図れるものでございます。

なお、本市におきましても、本年度国の社会保障・税番号制度整備費補助金を活用いたしまして、ワンストップ化事業に必要な住民記録システムの改修を行います。

また、国からの情報によりまして、窓口の繁忙期を勘案し、年度内にサービス開始予定とのことでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。転入・転出者のワンストップ化事業で、手続の時間短縮、事務の効率化が図られ、マイナンバーカードの利活用につながる有益な事業だと分かりました。実施は年度内とのことですが、システム等の整備が早く進み、繁忙期に利用が開始されることを期待いたします。

次に、3点目のマイナンバーカードについての質問に入ります。

マイナンバーカードは普及が遅れているようですが、DX推進に欠かせないツールです。マイナンバーカードが健康保険証や運転免許証と一体化される工程も公表されております。本市のDX推進のインフラツールとして重要なマイ

ナンバーカードの普及の必要性と具体的展開について伺います。

マイナンバーカードは、今後どんな場面で活用ができ必要とされるのか、必要性の高まるカード普及に対し、獲得の具体的展開などをお聞かせください。

○市民課長（松尾智信） マイナンバーカード普及の必要性と具体的な展開についての質問にお答えいたします。

6月7日に閣議決定されました経済財政運営と改革の基本方針2022、いわゆる骨太方針に、健康保険証をマイナンバーカードに一体化させマイナ保険証の利用を促すことで、将来的に保険証の原則廃止を目指すことが明記されたところでございます。

また、同方針では滞在外国人が所持しております在留カードとマイナンバーカードとの一体化の検討など、マイナンバーカード利活用の拡大による利便性向上を高める取組が推進されていく見込みとなっております。

本市におきましても、コンビニエンスストアでの住民票等の交付を、令和5年3月の開始を目指し事業を進めているところでございますが、本事業におきましてもマイナンバーカードが必須となっておりますことから、これまでも説明しておりますが、マイナンバーカードは今後の生活に欠かせないツールになっていくものと考えております。

また、普及への具体的な展開につきましては、参議院議員通常選挙の期日前投票に合わせた臨時開庁、7月6日水曜日及び7日木曜日には市民館での出張申請による受付、さらに7月下旬からは各地区公民館を8週間にわたり2回ずつ巡回いたしまして、申請の受付を行う予定としております。

このことにつきましては、6月16日の振興会経由の文書発送で、冊子により通知を図ったところでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 マイナンバーカードの利活用場面や必要性と普及策について説明いただきました。

カードの普及策については、先日冊子で各戸に配布されたところでした。多くの応募があることを祈ります。

それでは、参考に本市と似た状況にある他市の普及策を紹介したいと思います。

マイナンバーカードの普及促進につなげようと、群馬県の長野原町はカード取得で1万円の商品券を贈呈する独自の取組を12月まで展開しているとのこと。本市と同様、普及は4月時点で39%と低く、年内にコンビニ交付事業も行うことから、行政手続に同カードを活用する場面も増えると予想し、取得を促し、取得済みの人にも贈呈して、地域経済の活性化も同時に図りながら、目標の85%普及を目指している取組を知りました。本市も普及促進にこのような取組を検討してはと提案いたします。

ただ、セキュリティーや個人情報保護に関し、不安を感じている方が多いのも事実です。不安やセキュリティー対策について安心安全であることの説明も必要と感じますので、周知徹底もお願いいたします。

最後に、4点目のマイナンバーカードが健康保険証として使用できるようになりましたが、市内の病院、薬局の保険証の読み取り機の設置状況と支援についてお聞かせください。

○市民課長（松尾智信） 保険証の読み取り機の設置状況と支援についての質問にお答えいたします。

現在、市内に22の病院及び薬局の医療機関がございしますが、そのうちの10医療機関が読み取り機の導入が完了し、8医療機関がシステム改修待ちの状態でございます。残り4医療機関につきましては設置未定とのことでございます。

また、機器設置に対する支援ですが、厚生労

働省が直接医療機関等に支援いたします事業があるようでございます。

以上でございます。

○前田 隆議員 分かりました。読み取り機の設置促進も健康保険証としてマイナンバーカードの利活用に必要と思います。機器設置の支援は、厚労省が設置者へ直接支援を用意しているとのことで分かりました。

マイナンバーカードはデジタル社会実現に必要なカードということで、カード普及が順調に進展することを祈り、この件は終わります。

次に、3番目の本城川の寄り洲除去について、令和3年度の実績は分かりました。

事業費が1億6,000万円で、6工区8か所の寄り洲除去を実施したとのことでした。

令和4年度も3年度以上の実績、取組を期待いたしまして、次に本年度の寄り洲除去の予算や予定について伺います。

さきの県議会予算特別委員会では、県河川の寄り洲除去について、令和4年度は当初予算では過去最多の200か所を除去する方針を示しております。本年度も水之上地区公民館は、活動の一環として危険箇所を点検した後に、本城川の寄り洲除去に対し、緊急性の高い箇所の要望書を提出するものと思います。

現時点で当初予算に事業を重ねている箇所や予算について教えてください。

○土木課長（東 弘幸） 本年度の寄り洲除去の予算と予定につきましてお答えいたします。

本年度の寄り洲除去は4工区計画されており、下本城橋と上本城橋の中間点付近、恵光園付近、今川原橋上流部、森の駅たるみず付近を実施するようございますが、事業費が約6,500万円、実施延長580メートル、寄り洲除去量1万1,900立方メートル、10トンダンプで約2,000台分でございますが、除去する計画となっているようございます。

本城川の寄り洲除去につきましては、大隅地

域行政懇話会や土木事業連絡会でも毎年要望しておりますが、昨年度は4月25日に開催されました「知事とのふれあい対話」終了後、上本城橋付近と今川原付近の状況を説明し、さらなる予算化と実施の要望を県知事に直接お願いしたところでございます。

県におかれましても、本城川は土砂が堆積しやすい河川であるとの認識があるようございますので、継続して寄り洲除去を計画していただけますよう、状況を確認しながら要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○前田 隆議員 ありがとうございます。当初予算としては事業費で約6,500万円。除去数量は4工区で1万1,900立米ということでした。これは既に出水期前に取り組んでいただいた分であろうと思います。毎年、土木事業連絡会等で要望していただいておりますことは感謝しております。

答弁で表明いただきましたが、今年度もまた地域の要望箇所や継続して要望している箇所の事業化を働きかけていただき、地域住民の不安を解消していただきたいと思います。

平成28年9月の台風では、新光寺から馬込、井川など、本城川流域の各地で川が氾濫し、激甚災害の指定を受けました。災害を受けた地域の方は水害の怖さを知っております。あのような水害がまた起こらないように、寄り洲除去事業を大隅地域振興局へ進達をお願いいたしまして、以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。次は14時35分から再開いたします。

午後2時23分休憩

午後2時35分開議

○議長（川越信男） 次に、1番、新原勇議員の質問を許可します。

[新原 勇議員登壇]

○新原 勇議員 私は、3月議会で、ロシアの一方的なウクライナ侵攻により罪のない方々がお亡くなりになり、哀悼の意を捧げ、早く平和な一日が来ることを一刻も早く願っていますと発言してから、はや4か月が経とうとしています。どこでどう終止符が図られるか、会議も正義もない侵攻、皆目ありません。早くウクライナに平和な日が来ることを望みます。

国内においては、24年ぶりの135円台の円安、原油の高騰、そして、6月1日現在、1万品目以上の値上げが続き、平均的な家族構成で、月五、六千円の負担になり、市民生活にも大きく響いています。他市町村では、緊急支援策を使い、2か月下水道代無料や、愛知県や大阪市は、全家庭、全事業の水道料金の基本料を半年間無料としている自治体もあります。垂水市でも、何らかの支援策が必要でしょう。今、垂水市では、こもんそ商品券のプレミアム20%の商品券を実施しております。商工業の下支えと市民生活の糧に、少しでも役に立てば、うれしい限りです。

7月には、はがき申し込みで販売しきれなかった商品券の対面販売をしますので、大いに利用していただきたい。漁業関係では、今年のモジャコ漁は去年と比べ、前半奮わず休漁しましたが、再開してからは豊漁で、漁期も短く終わったと聞きました。関係者も安堵したことでしょう。

また、垂水漁協のブランド養殖カンパチの海の桜勘も、台湾スシローにて4月13日から6週間提供されており、アジア圏での輸出強化の足がかりとなることにさらなる期待をしております。

それでは、議長の許可を得ましたので、事前通告しておりました質問に入ります。関係各課よろしく願いいたします。

令和3年度重機借上げについて。土木業者も

繁忙期などは、重機借上げをなかなか頼むほうも大変ですが、仕事が一段落すると隣の仕事がよく見えてきて、土木業者へ均等に仕事が発注されているのか気になったりします。そこで、去年の重機借上げの執行金額、件数と金額を教えてください。

いよいよ明日から、参議院選挙が公示されます。期日前投票について、私が議員になってからも何人かの議員の方が質問をされています。期日前投票場所として、市民の不満はどのような声があるかお聞かせください。

堆肥センターについて。農家の方々から、以前と比べて注文してから散布してもらうまで時間がかかるようになったと。当然農家さんの皆さんが使用する時期は偏りがあり、集中するのは当然ですが、以前は散布車も数台だと言われましたが、現在堆肥センターの現状と課題についてお聞かせください。

子供の健康について、4月24日高橋聡美先生の講演で、子供のSOS受け止め方講演会、サブタイトルが、心の引き出しが少し増える春の1時間として、このようにパンフレットも見開きで、春の穏やかさが出たおしゃれな1冊です。講演後の5月6日の南日本新聞の記事の中に、成育医療研究センターの調査で新型コロナウイルスの流行は、子供の生活や健康に与える影響について調査したところ、小学校高学年から中学生の子供に1割から2割の鬱症状が見られたことが報告されてます。家庭内で抱え込む傾向が浮き彫りとなり、研究センターに対し、担当者が正しく理解しSOSを出してほしいと呼びかけていますが、垂水市において、鬱の子供たちの現状の把握ができていますのか教えてください。

県農業試験場跡地について。皆さんが果樹試験場と呼ばれているところですが、今回県と売買契約が締結した話を聞きましたが、締結会社の内容はどのようなことをしていくのか、市と

もしもすけれども、今のその使用されていない教職員住宅の活用を、やっぱりそこら辺はどんなふうに進めていくのかお聞かせください。

○教育総務課長（野村宏治） 使用されていない教職員住宅の活用につきましてお答えいたします。

今後の教職員住宅に在り方につきましては、一戸建て住宅で、入居を停止した建物は、修繕に要する費用と需要を検討の上、教職員住宅として使用しない場合には、老朽化の現状を踏まえた倉庫等の教育用財産としての活用や、庁内において市有財産としての有効活用を関係課と検討してまいります。特に協和小学校、旧協和中学校に対して設置された中俣松元教職員住宅につきましては、建築後43年が経過しており、修繕等により入居いただける場合は入居を勧めていきつつ、一方で地域の防犯上の観点や、台風等により周辺住宅に危険を及ぼすおそれのある場合には、関係各課と連携しながら適切な対応を図ってまいります。

また、単身用住宅につきましては、需要の把握に努め、必要に応じて内部改修等を行い、その活用を図ってまいります。特に新規採用で赴任される教職員の方々に対しては、本市に居住していただき、地域を知り、校区・地域での活動にも、積極的に参加してもらいたいという思いがございます。また、新任の先生方の経済的負担の軽減、教職員同士の交流が図られるよう、教職員住宅への入居について、計画的に奨励し、継続した入居者の確保に努めてまいります。

以上でございます。

○川畑三郎議員 教職員住宅について、私も協和地区の住宅を見て、現在はもう誰も入っていない状況です。校長先生と教頭先生は、個人の家を借りていらっしゃるという状況の中で、まだ使えるかなと思うんですけども、今課長がおっしゃたように、使える分は使うとなったら、まだいろいろ改造しながら使っていただくと。

あそこも1棟はもう個人に売却して、1棟は解体してありますので、今後どう活用されるか、また今後の問題になってきますけれども、また執行部とも話をしながら、しっかりとそこでは対処していけばいいのではないかということをお願いして終わりたいと思います。

次に、水産振興についてであります。課長のほうで説明していただきました。一応、4年度の事業内容について説明していただきましたけれども、本当であれば3月でもよかったんですけど、ちょっと、僕は3月しなかったもんだから、今回についてお願いしたところです。

両漁協と情報を、またいろいろ引き続き研究して、水産物の販売に向けた対策に取り組んでいただきたいと思います。漁港整備の中で、海潟漁港の埋立ては、これまで数十年でしょうか、かかったと思います。令和3年度に完成したところでもありますけれども、今年度からは、牛根境漁港の岸壁整備並びに浮き桟橋の設置を主として整備されるわけですが、長期的な整備となりますので、毎年度計画的に実施されるよう、これは連携してやっていただきたいと思います。

そこで、海潟漁港と、牛根境漁港の現在高潮対策事業を計画されているということで、海潟漁港のほうは迫田振興会の護岸部分と、牛根境漁港は境地区の護岸部分の高潮対策だと思っておりますが、現在の進捗状況について、分かる範囲でお聞かせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） 海潟漁港と牛根境漁港の高潮対策につきましてお答えいたします。

海潟漁港並びに牛根境漁港の高潮対策事業につきましては、県が実施する漁港整備となっております。まず海潟漁港の高潮対策につきましては、平成24年度より測量設計業務、平成26年度より整備が始まっております。全長で約550メートルの護岸の高潮対策としまして、従来の消波ブ

ロックを2トンから4トンに変更することにより、現在の護岸から約1メートル高くなり、さらに沖へ消波ブロックを増やすことにより約10メートル沖へ延長するものでございます。現在約300メートル完了しておりますので、残り約250メートルにつきましては、本年度含め、約4年間で整備する計画となっているところでございます。

次に、牛根境漁港の高潮対策につきましては、境地区の堤防から海への降り口である階段や消波ブロックが老朽化により破損が生じていることから、整備をするものでございます。全体で、4か所の降り口があり、背後には住宅地が隣接していることから、令和3年度に県により住民説明があり、要望等を踏まえて整備が進められることとなっております。

海潟漁港並びに牛根境漁港、いずれも長期間の事業であり、両漁協並びに地元住民の意向を尊重し、県と協議を進めているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 海潟地区も牛根境地区も、どちらも住宅が海岸から近く密集しているということで、直接高潮被害のおそれがある場所であって、特に、私、海潟の迫田の奥から脇登のほうは心配していたところですけども、去年から始まったのかなあ。だから今年も繰越しでまた続けているんですけども、嵩上げをしたりして、テトラポットを前に置いたりして、何とかいい事業をしてくれるなあと思っているところです。これは引き続き、また続けていくということでもありますので、市としても、いろいろ連携をとりながら、地域の人も話をしながらやっていただきたいと思います。境のほうも一緒ですけども、境にもやっぱり立派な議員もいらっしゃいますので、連携をとりながらやってください。お願いしたいと思います。

では、次の質問に入りたいと思います。

昨年不漁に終わったモジャコ漁についてですけども、水産業者から今年は昨年に比べると流れ藻が多く、例年どおりのモジャコが採捕できたと聞いております。本年は昨年の状況を踏まえ、採捕期間の対策を検討され、開始時期を早めるなどの対応をされたとあります。今年度モジャコ漁の現状についてをお聞かせください。

そしてまた、さらに人工種苗の取組と支援策についてもお知らせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） モジャコ漁の現状と人工種苗につきましてお答えいたします。

今年のモジャコ漁採捕期間につきましては、昨年不漁に終わったことを踏まえ、関係機関において協議がなされ、例年より開始時期を早めて3月7日から3月31日までの25日間の採捕期間としたところであり、垂水市漁協2業者、牛根漁協の2業者、合計4水産業者によりモジャコ漁が種子屋久沖で行われたところでございます。その後、必要量が確保できず、3回の期間延長を重ね、最終的には4月15日までの40日間の採捕期間となり、両漁協の水産業者とも例年どおりの必要な採捕量が確保され終了したところでございます。

次に人工種苗の取組と支援についてでございますが、人工種苗は、資源管理による持続可能な産地を目指すとともに、輸出する際の生産履歴の観点においても重要でありますことから、養殖業者に必要性を御理解いただき、垂水市漁協、牛根漁協において、定量供給に向けての情報共有を行っているところでございます。

なお、令和3年度の人工種苗の購入匹数は、カンパチ4万匹、ブリ9万匹となっておりますが、令和4年度は、カンパチ7万5,000匹、ブリ12万7,000匹と、どちらも購入匹数増加の要望をしており、市としまして人工種苗購入助成事業を増額するなど、人工種苗購入促進に向けて支援しているところでございます。今後

も人工種苗の促進・確保に向けて、県並びにかごしま豊かな海づくり協会と協議を進めていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。昨年のモジャコの不漁から関係機関において、採捕期間についての対策を検討されたことが、例年どおりの必要量の確保につながったもののだと思われ、養殖業者は一安心されたのではないかと思います。昔と違って、養殖業者が少ないんじゃないかと、採捕に行くモジャコ船の出漁が、垂水漁協は2つ、牛根漁協は2つということですが、そういう頑張っている業者がおります。市のモジャコ漁は、垂水市漁協、牛根漁協、全体で100そう以上出たんじゃないかなと思います。ここに議員がいらっしゃいます。新原議員も若いときはモジャコ船に乗って網を引いて、苦勞をされたんじゃないですか。そういう方もいらっしゃるし、我々も、やっぱりモジャコ船に乗って捕りにいって、最後はトラック便で、枕崎とか坊津町に取りにいって、トラックで運んで来て、海潟の港で選別して、そして育ててきて、みんな一生懸命な時期がありました。その頃はやっぱりブリの状況がよくて、垂水の町も活気があったんですけども、そのブリが衰退した中にカンパチが来たということで、それも流れにうまくこう垂水市は乗れてきたんじゃないかと思えます。

だけどそういう状況の中で、今、カンパチ、ブリなんですけど、まあモジャコはそういうことなんですけど、人工種苗について、カンパチとブリは、去年かしら大分ちょっと増えているけれども、このカンパチを今中国から輸入しているわけですよ。だから今の全体を見てみると、これは、やっぱり危惧される面が、中国ということで、心配される面あるんじゃないかと思う中で、今後垂水における試験場も、今徐々にこう来ているけど、私はまだまだあそこも、人を

入れて立派な魚をつくって、漁協に提供するというでないと、今の状況じゃ、ちょっと当てにならないから。みんなあっちから買うのであって、何人かはそれを利用していますけど、将来を考えた場合は、ここの試験場をしっかりとしたものにしてやらないと、養殖はうまくいかないと思いますので。市長、この分を今はいいけど、将来を考えたら、ここの試験場を充実したものに、県と語って、種苗を生産すると、話によれば近畿大学のカンパチなどは、質が相当いいらしいですよ。だからやっぱり、そういう面を考えるならば、もう少し本場であるこの試験場をしっかりとしたものにして、垂水市漁協もそれを、牛根漁協も使って養殖するという方向に、一つ今後を考えなければならぬと思いますので、ちょっと頭に入れておいてもらいたいと思います。

そういうことで、市長、カンパチとモジャコはそれでいいです。それで次に、コロナ支援対策事業。今、農漁業のほうにも、対策事業が出ているんですけども、昨年より原油の価格が高騰して、水産業にとって大きな問題となっておりますよね。本市の水産業は、養殖業、一本釣り、とんとこ漁、小型底引き網の業種がありますが、全ての業種においても、船舶が必要不可欠であると考えます。原油価格の高騰は大きな痛手と今なっているわけですので、市としても、基幹産業である水産業への何らかの支援策が必要であると思っております。そこで、本議会において、燃油高騰対策事業補助金が上程されておりますが、その内容についてお知らせください。

○水産商工観光課長（大山 昭） コロナ対策支援事業につきましてお答えいたします。原油価格の高騰は、世界的な問題となっており、本市水産業にとりましても、大きな痛手となっているところでございます。両漁協の養殖業者の生けす和船舶数は異なっており、また経営規模

も様々であります。養殖業者は平均で月約1万リッター燃油を使用されており、また、一本釣り、とんとこ漁事業者は、多い業者で月約500リッター使用されている状況となっております。

水産業におきましては、各事業者が、1リッター当たり8.5円を積み立てることにより、原油高が一定の基準を超えた場合、積立額に応じて助成を受けられる国のセーフティネット制度を活用されており、両漁協の養殖業者のほとんどが加入されている状況となっております。

このようなことを踏まえ、水産業者への燃油高騰対策事業補助金としまして、両漁協の正組員を対象に、セーフティネット加入者の自己負担分1リッター当たり8.5円のうち、5円以内を補助するものでございます。なお、一本釣り、とんとこ漁事業者などのセーフティネット未加入者につきましても、加入者と同様、1リットル当たり5円以内を補助することとしております。

今後も両漁協と情報共有し、水産業者の支援対策に努めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○川畑三郎議員 ありがとうございます。原油価格の高騰については、コロナ禍で売上げが減収している中、水産業者にとっては大きな痛手となっております。私も大変気になっているところですが、課長の答弁で、本議会に上程されている水産業者への支援策である燃油高騰対策事業補助金の内容は理解しました。現時点において、水産事業者への必要な支援策であり、経営的にも助かるものだと思います。この水産業をはじめとして、今回の議会の中で、地方創生臨時交付金を利用して、水産業の燃油高騰対策事業補助金、農林業物価高騰等対策補助金、商工業支援金給付事業、学校給食食材費臨時支援金、その他、上程されているわけですが

も、この使い道が、この前新聞に載っておりますよね。僕は持っているんですけども、今回は、独り親家庭や生活困窮者への給付金支給、燃油高騰に苦しむ農林漁業者への経営支援などが、今回付け加えられたということで、市としてもこれを取り入れてしっかりとした対応をされていると。これは本当に執行部の考え、大変よかったですと思います。一部の新聞の中では、新型コロナの収束祈願を目的とした花火大会の開催や町役場の空調改修、議場の椅子の交換といった分に支給を利用しているところもあると。これでいいのだろうかという新聞の報道である中で、垂水市はそういうことをしっかりとした支援金として与えるようにしているという、大変僕はいいことだと思いますので、市長をはじめとして、こういう面も前向きに、垂水市のことを考えていって、頑張っていってほしいと思います。漁業は基幹産業である中で、課長も一生懸命頑張っていってほしいと思います。そういうことで、今後、執行部、市長と一緒に、しっかりと水産業も支えていってほしいと思います。

そういうことで、今回私の質問をこれで終わります。

ありがとうございました。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩します。

次は、16時10分から再開いたします。

午後4時3分休憩

午後4時10分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、10番、北方貞明議員の質問を許可します。北方議員。

[北方貞明議員登壇]

○北方貞明議員 皆さん、お疲れさま。今日の最後の質問者になるようであります。どうか、よろしく願いいたします。

それでは、早速質問をいたします。

メロディーロードについて。

メロディーロードは皆さんも通行され、体験されて御存知のことと思います。車で走ると、走行音が音響に聞こえ、道路、メロディーロードの様相です。路面に深さや間隔の異なる溝を刻み、その溝と車両のタイヤが接触したときに生じる走行音がメロディーになって聞こえる仕組みになっています。

日本全国にメロディーロードは28か所あると聞いております。私は、これまで走行して聞いたところは、滋賀県の琵琶湖大橋での「琵琶湖周航の歌」、愛媛県伊方町佐田岬の「みかんの花咲く丘」、大分県竹田市の「荒城の月」、そして地元鹿児島では、指宿スカイラインで長瀬剛の「乾杯」などを走行中に聞いたことがあります。

メロディーロードは、その土地出身の作曲家の曲が流れています。また、御当地ソングやアニメなどの曲もあるようであります。

我が垂水は、行進曲の父といわれる瀬戸口藤吉翁の生誕地でもあり、今年も6月11日に、第24回瀬戸口藤吉翁のふるさとコンサートが開催されました。この有名な大作曲家の軍艦行進曲のメロディーを国道220号線に刻み、設置はできないのか関係課の考えをお聞かせください。

次に、ウクライナ支援について。

ロシアがウクライナに侵攻したのが2月24日で、約4か月になろうとしております。全国各地で、ウクライナ支援の輪が広がっています。

私たち垂水市議会も募金に協力いたしました。市民団体でウクライナ支援をする市民の会が、元市長の水迫さんを中心に、募金活動・署名活動が5月15日まで行われ、私も1日だけでしたが、道の駅で街頭活動をしました。そのウクライナを支援する垂水市民の会では、募金額は313万を超え、ウクライナ大使館へ送金されたと聞いております。ウクライナ侵攻中止の

署名は、4,918筆をロシア大使館へ送られたとも聞いております。

垂水市では、ウクライナから避難民受入れに市営住宅15部屋を準備されているが、ほかにもどのような支援を準備されておられるか、お聞かせください。

防災対策について。

先月5月28日の南日本新聞に、内閣府が、全国調査による自治体の防災部署に女性職員ゼロが6割、鹿児島県内では29自治体が、女性職員の配置がしていないと大きな記事が掲載されておりました。

本市の安心安全係として、災害対策準備に対して様々な配慮が必要で、避難者、避難所には女性の方が多いと思うが、これに対してどのような対応を取っているのかお聞かせください。

公金不明金について。

これは、これまで数人の方々も質問をされていましたが、大体は分かったつもりでおりますけれども、私の質問にも答えていただきたいと思っております。

発覚から警察に被害届を出す間、当時の役職員が何人で調査されたのか、その結果はどうであったのか、なぜ被害届を出したときに市民に公表しなかったのか、4月28日に全員協議会で私たちに報告されましたが、その意図は何だったか、お聞かせください。

これで、1回目の質問を終わります。

○土木課長（東 弘幸） メロディーロードにつきましてお答えいたします。

お尋ねのメロディーロードは、タイヤとの摩擦で音を発生させるように、舗装路面に溝を切り込み、路面上を一定の速度で走行すると音楽が流れるよう細工を施した道路でございます。

その効果としまして、メロディーの効果を得ようとする運転手が設定速度どおりに走行することにより、速度超過を抑制することや、眠気防止、地域に縁のある曲目を利用することによ

り、観光資源の創出などにも期待できるようなありますが、一方では、騒音として感じるなどの問題もあるようでございます。

以上のような効果や問題もあるようございますが、議員からこのような要望がありましたことを垂水国道維持出張所へお伝えしたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○水産商工観光課長（大山 昭） メロディーロードにつきましてお答えいたします。

観光面からは、新たな観光資源になるものだと思いますが、一方では、様々な課題もあるかと思われまます。垂水国道維持出張所並びに関係課と協議が必要であると考えております。

以上でございます。

○社会教育課長（港 耕作） メロディーロードにつきましてお答えいたします。

軍艦行進曲をメロディーロードとして設置するには、著作権法について確認する必要があること、また、教育的観点から考えた場合、瀬戸口藤吉翁には軍艦行進曲のほかにもすばらしい曲が多数あり、幹線道路に流れる音楽としての曲がふさわしいかなど、選曲の課題等があると思われまます。

瀬戸口藤吉翁は垂水市出身の偉人であり、市といたしましても、瀬戸口藤吉翁の記念碑を文化会館に設置し、毎年開催している記念音楽祭も先日行い、参加していただいた市民の方々に、大変好評でございました。

今後も、様々な機会を捉えて瀬戸口藤吉翁を顕彰し、市民に広く功績を周知していきたいと考えております。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 本市のウクライナ避難民への支援につきましてお答えいたします。

本市は、人道的観点から住居提供等の支援を行うこととしており、国の支援申出窓口である

出入国在留管理庁に対しまして、避難民の受入れを申し出ているところでございます。

具体的な支援内容でございますが、北方議員の御質問にもありましたとおり、受入用住居支援としまして、錦江町定住促進住宅に15部屋を確保しているところでございます。

また、言語対応支援といたしまして、国や関係機関等が提供するウクライナ語の電話通訳サービスを活用することとしており、広報誌5月号でこの取組を紹介したところでございます。

これらの支援のほかに、就学支援、就労支援、保育支援、医療支援、日本語教育支援などが考えられるところでございます。

本日現在、本市への避難民の受入れ打診はございませんが、今月10日付の南日本新聞の記事によりますと、居住自治体や性別は非公表であります。県内には9人の避難者がいらっしゃるようであります。

国におきましては、避難民に対する生活支援制度や、避難民を受け入れる地方公共団体に対して、外国人受入環境整備交付金制度の特例措置が講じられるなど、支援金の支給が受けられる方策が用意されているようでございます。

今後につきましては、避難民の受入れ打診があった時点で、要望や条件を把握した上で、国や関係機関と連携しながら、様々な支援策について対応していきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 防災対策についてお答えいたします。

避難所の機能としましては、避難者の生命の安全が最優先でございますが、令和2年度以降は、新型コロナ対応でもあるパーティションを利用いただき、女性に限らず男女共に一定のプライバシーを確保することができるようになっております。

また、体育館のような広い場所において避難

が長期に及ぶようなときは、パーティションに加えまして、防災備蓄用の間仕切り等を使用し、プライバシーを確保することが避難所運営マニュアルに定められております。

防災備蓄品につきましては、令和3年度から生理用品を常備するなど、取組を進めております。

避難所要員につきましては、男女ともに担当し、避難所の運営管理及び避難者の支援に当たっております。

これにより、女性や男性の避難者が健康上の相談等を行いやすくなるなど、避難されている間、安心して過ごせるような環境づくりに努めております。

しかしながら、避難所ごとの設備や環境も異なりますことから、避難所運営や防災備蓄用品に関して不足する部分などについては、今後、確認等を行い、引き続き多様な避難者の視点に立った取組を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

引き続きまして、安心安全係として女性職員の配置が必要だと思うが、どう考えるかについてお答えいたします。

本年1月に内閣府が行いました地方公共団体における男女共同参画の視点からの防災・復興に係る取組調査が5月27日に公表されました。その中で、全国の市区町村の防災分野における女性職員の配置割合が低い傾向にあるという調査結果が示されたところでございます。

本市におきましては、同調査の調査時点で総務課安心安全係に女性職員1名を配置しておりましたが、本年4月の人事異動によりまして、現在は女性職員を配置していないところでございます。

人事につきましては、個々の職員のキャリア向上を図り、また、職員の将来を見据え、全体のバランスを考えつつ配置するものと考えてお

ります。このような考え方にに基づき、今後とも、職員の適正配置に努めてまいります。

以上でございます。

引き続きまして、公金不明金について、発覚してから警察に被害届を出す間、当時の役職何人で調査されたのか、その結果はにつきましてお答えいたします。

事案が発覚後、関係業者、関係職員に面談等により聞き取りを行っております。課長2名、係長2名、係員2名の6名で行い、問題の解決には至らなかったところでございます。

以上でございます。

引き続きまして、なぜ被害届を出したとき、公表しなかったのかにつきましてお答えいたします。

事案発覚後の公表につきましては、警察の捜査への支障が危惧されたため、また、関係職員の人権侵害や名誉毀損、家族への誹謗中傷も懸念されたため、公表を差し控えていたと聞いております。

以上でございます。（発言する者あり）

4月28日、全員協議会で報告した意図はにつきましてお答えいたします。

関係職員の警察による事情聴取が先般行われ、関係者と思われる職員が警察による捜査を認知し、これにより家族等への相談等が行われた場合に、当該情報や不確定なうわさ等が市中に広まるおそれがあったことや、警察に公表について相談したところ、市民等からの警察への問い合わせなどのデメリットはあるが、最終的には市の判断であるとの見解を頂いたことから、議員の皆様にも、現時点で分かる範囲の正確な情報をお伝えしたところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 それでは、2回目の質問をさせていただきます。

メロディーロードなんですけども、先ほど、3人の方から、それぞれの立場で答えていただ

きました。土木課も言われましたけども、水産商工観光課の方も言われましたけど、まず、これをする事によって、私は垂水の知名度も上がっていくんじゃないかと、そういうようなことを思ったから、このような質問をしたわけなんですけども、いろいろな、これに対してはクリアする問題がいろいろとあると思います。それも十分理解はしているつもりです。まず、土木課にすれば、国道は国との交渉をせざるを得ないということも十分分かっております。そして、社会教育課に対しましては、軍艦行進曲だけじゃないでしょうと、いろいろな作曲をされていると、たしか童謡なんかも作曲されておるとは私も知っております。その選曲に対して、いろいろ問題もあるでしょう。

まず、今、我が垂水で、この瀬戸口藤吉翁、これで軍艦行進曲を大々的にコンサートなんかでやっておりますから、垂水の人たちは、ほかの曲は知らなくても、この曲だけは誰も知ってるなと思ったもんだから。こういう軍艦行進曲と言いましたけども、先ほど言いましたが、前、聞いたところによりますと、これをすれば戦時中のとか、戦争当時とか、そういう話もちらほら聞こえてきますけども、まずはこういうことを、みんなで取り組んでやろうかと、そして、垂水のイメージアップにかかろうかと、そういう気持ちで私もこういうことをやっておるわけです。

それで、ここまで、今、24回、このコンサート、そしてコンクール僕は行きましたけども、これは一番最初に南栄会といって、下宮の一带に商工会の下部のほうで組織があって、その方々が、当時、岩下市長に、こうした同志で垂水を盛り上げようかということで、岩下市長のとき、このグループが進言したんです。そして、第1回が矢野市長のときに始まって、今回まで24回になっておるんです。こうして、民間の方々の力で今この行進曲のコンサートは、ここ

まで発展してきたと思います。行政の方もいろんなことをされたんでしょうけども、まず発案者としてその民間の方々から盛り上げてきたということは、みんな、知っている人は知っているかもしれませんが、御理解いただければと思っております。

先ほども言いましたように、垂水をそういうイメージアップとして、一体となって行政と取り組んでいったら成功するんじゃないかと私は思っておるから、こういう質問をした。

そこで、市長と教育長に伺いますけども、こういう質問して、教育長、市長、どのような、まあ一言でいいですから。この質問に対して一言でもお答えいただければありがたいと思っております。

○教育長（坂元裕人） お答え申し上げます。

垂水のイメージアップという前に、私はやっぱり顕彰の意味合いが強いんじゃないかなと思うんですね。その心、その気持ちを醸成していくというのは、いわゆる教育的な観点ではないかなと思っております。ですので、非常に発案としては面白い、ユニークな発案でございますけれども、選曲あるいは課題等を踏まえて、ここは慎重に対応をしていく必要があるなど。

ちなみに、せっかくここ顕彰碑等があるわけですから、それを定期的に、例えば、子供たちが清掃活動をする。それだけでも私は顕彰につながるのかなと思っております。

以上でございます。

○市長（尾脇雅弥） 北方議員の御質問に関しては、それぞれ担当課長が述べたような視点があって、そのことは御理解をいただいているということでございます。

瀬戸口藤吉翁に関しましては、行進曲の父と言われまして、今、ももとの始まりからお話をされて、24回目ということでございます。途中いろいろ取りやめようかという時期もありましたけれども、やっぱりしっかりと継続をする

べきだということで、皆さんの御理解の下で今日まで来ているわけでございます。

しかしながら、御自身もおっしゃったように、例えば、軍艦に関してのいろいろ立場もあつたりしますので、その辺もよく考慮しながら、何ができて何ができないのか、ただいま教育長が言われたみたいに、顕彰をするという意味合いでは、数年前にしっかりとした石碑が文化会館のところにもできましたので、そういったもののいろんな取組、あるいは関連する、まあ今、道路の話が出ましたけれども、そこもそうなんです、ほかに何か瀬戸口藤吉翁を顕彰するようないろんなものはできないのかというのは、今後の検討課題だというふうに思っております。

○北方貞明議員 教育長、市長、前向きな答弁だと理解しておきます。市長は施政方針なんかでも未来への挑戦と、まあよく挑戦、挑戦という言葉をよく使われますけれども、本当に挑戦して、これを皆さんと一緒にできたらいいなと思っておりますから、挑戦という気持ちで前へ進んでいただければと思っております。

それで、これでこの質問に関しては終わります。

ウクライナの支援についてですけども、先ほど答弁がありましたように、住宅以外に、そして言語、言語か。言語を訳して、そういう機具をもう用意していると。そういうことで、もし県から、あるいは国からそういう要請があったら、いつでも対応できるというふうな準備はされているというふうに認識しました。来る人によっては、いろんな条件の方がおられると思うんですね。一人で来る人もおれば、数人の家族連れ、そういうような人に対して、家族連れだったら、学校行っているのか、就学しているのか、そういうことの対応もあるし、いろんな準備等があると思うんですけども、そういうことで、来た場合は万全に、受入れとしては万全ですよというように、もう準備はできていると

いうふうに理解しました。

そこで、先ほど課長からも答弁がありましたように、確かにこの間の県の一般質問の中で、塩田知事が9名のウクライナ人が来ていると。それは非公開でありましたけども、先ほども言いました、もし垂水に来たときには、人道的な支援をして、それで、垂水に来てよかったと思われるような、避難民の気持ちに寄り添って支援、サポートをお願いして、この質問はこれで終わります。よろしく願いしておきます。

防災対策に対して、女性の観点からいろいろな、昨年までは女性の方が1名おられて、今回4月からはいないのですけども。そのとき、多分その方がおられたから、先ほど課長が言われました令和3年、生理用品も備蓄ができた。これも女性の方がおられたから、恐らくこういうふうな準備もできたんじゃないかと私は推測するわけなんですけれども、この間の打合せの中でもでしたけども、まあ僕らも知らなかったわけなんですけれども、この生理用品というのに関しては、昼型というんですか。夜型というんですか。そういう2種類があるということも僕も初めて知ったわけなんですけれども、こういうのも、やはり女性がいなくては、多分男の人だけじゃ準備ができなかったんじゃないかと思ってるんですけども、やっぱりこういうことを考えましたら、やはり女性の意見、知恵を借りて、こういうのも準備しなくてはならないかと私は考えております。

そういう中で、避難所は、どこの避難所でも女性が多いと感じています。それで、男性が気づかないこと、今さっき言ったようなこともありますから、安心安全係でも、今後やはり女性の配置が必要だと思いますので、それに対して、来年度というか、今後はどうしても女性が必要と私は感じていますから、やはり職員の配置をどう思われますか、それに対して。

○総務課長（濱 久志） 先ほどの答弁でも答

弁いたしました。人事につきましては、市全体のバランスを見て人事異動をかけてまいります。ですので、女性職員をこの係に配置ということは、特別今の時点では考えてはいないところでございます。ただ、北方議員の御意見も参考にしながら、今後、適正配置には努めていきたいとは考えているところでございます。

以上でございます。

○北方貞明議員 今、人事のことでしたけども、市の職員の配置、バランスを考えてということでしたけども、私のほうからは、安心安全係に女性職員の配置を要望して、この項は終わります。

公金の不明金についてですけども、作業で何人でしたかという、調査されたかと。課長は2名、係長2名というのは、課長は2名はちょっとはっきり分かったんですけども、もう一遍このところをゆっくり教えてください。

○総務課長（濱 久志） 課長2名、係長2名、係員2名、合計6名でございます。

以上です。

○北方貞明議員 調査をされて、その中には副市長、市長は入っていないわけですね。課長、係長、係員2名。なぜこの調査に市長とか副市長は入っていないんでしょう。

○総務課長（濱 久志） この調査につきましては、森議員の御質問でも答弁いたしましたが、関係業者への聞き取り調査、それと、関係職員への聞き取り調査でございます。これにつきましては、当然この課長2人というのは総務課長と財政課長ということになりますが、調査に関しましては、総務課長、財政課長で足りる調査だということで、この6名で調査をしたんだということを聞いております。

以上です。

○北方貞明議員 そしたら、この調査じゃこの6名ですけど、それで、責任者は誰なんでしょう。こうなった場合は、こういう調査する責任

者。そしたら、この調査をされたら、当然副市長か市長に報告をされると思うんですけども、それで、警察へ届けるにはどういうふうにか、この6名の中の責任者が届けたんでしょうか。私は、当然被害届ですから、垂水市長の名前で被害届は出ていると思うんですけども、この6名で責任者は、そして、誰なんですか。

○副市長（益山純徳） 今、北方議員の質問に対して御答弁いたします。

先ほどの森議員の質問に対する総務課長の答弁に一部重なりますが、まず、内部調査の件についてですが、事件発覚後、令和元年6月より8月にかけて、関係業者と関係職員に聞き取りによる面談等を行っております。関係業者へは、契約保証金の領収書の確認、契約保証金の支払い場所の確認等を行い、関係職員へは不明金が発生した日の出勤状況、当時の公金事務の流れ、当時の記憶等を確認いたしました。先ほども答弁いたしましたように、これで解決に至らなかったということでございます。

責任者というお話がございましたが、こういう内部の調査でございましたので、先ほど総務課長が答弁いたしましたように、当時の総務課長、財政課長トップで調査をしたというふうに考えております。

また、市長への報告についてですが、不明金判明後の、これも森議員の質問に対してお答えしておりますが、令和元年5月24日に、当時の副市長と総務課長がその状況を報告し、市長より原因究明と会計処理の見直しを早期に図るよう指示があったというふうに聞いております。

以上です。

○北方貞明議員 そしたら、この6名は、その調査をするための6名が調査をしたということですね。分かりました。そういうことを理解して、それでいいわけですね。6人で調査したと、調査の確認をしたということでしょう。

○副市長（益山純徳） 今、調査について御質

間ございました。6名で調査をしたということではなくて、総務課長、財政課長は調査しておりますが、あとは、全員が参加というよりも、係長がいないときに担当の職員が入ったりとかという入れ替わりはあったというふうに聞いております。

以上です。

○北方貞明議員 それぞれ確認して、そういう不明金が出たと。5月24日とか25日か。このとき市長に報告され、そして、その年の、11月15日でしたかね。そのとき警察へ被害届を出されたわけですよ。その間、出すまでの間、全然、6人が最初していたけども、報告してからその間、市長まで入れて、副市長を交えて、どのような話になってたのか。

○総務課長（濱 久志） 今、北方議員が言われた5月24日の話ですが、5月24日は事案の発覚を市長に報告を申し上げた日です。ですので、調査につきましては、それ以後の調査となります。それから、6月から8月にかけて職員であったり、関係業者の聞き取り等の調査等しております。その結果として、問題の解決に至らなかったことから、11月に警察に被害届を提出したという流れでございます。

以上です。

○北方貞明議員 そしたら、被害届を出した元年の11月ですよ。警察に出されたのは。それからこの間、警察からどのような進捗状況であったか。報告はあったのか。また、その間、なかった場合、市側から現在どうなってるんですかと、そういう依頼ですか。そういうことは何回ほど意見交換があったのか、警察との。全然なかったのか、その間。

○総務課長（濱 久志） 被害届を出して以降ですが、回数とかそういうことはちょっと記録には残っていないんですが、随時警察に照会をかけたり、警察を訪問したり、警察からこっちに来ていただいたりっていうのはやっていたと

いう報告は受けております。

以上です。

○副市長（益山純徳） 追加いたしまして、私とここにいる濱総務課長になってからも、警察のほうに出向いて状況のほうは確認に行っております。

以上です。

○北方貞明議員 このことは、今お答えになった総務課長、副市長は、この事件当時はまだその部署におられなくて、全然分からなかった、知らなかったと思うんですよ。まして副市長は2年前来られて、その以前の話だから。市長、市長はそういうのに対して、市長が一番この問題には詳しいと思いますけども、市長は県警へどのような打診とか、確認を今までされたんですか。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど申しあげましたように、私に報告があつて、しっかり原因究明をして、再発防止に努めなさいと。その間、総務課長も変わっていったり、いろいろします。内部の取り調べ、調査の関係の報告はありますけれども、詳細全てを私が把握しているわけではございませんので、その状況に応じて、適宜問題解決に向けてまた調整していくようにということで、歴代変わっていったというのが現状です。その状況も踏まえて、先般のような形でお話をさしていただいたということでございます。

○北方貞明議員 本当これ聞いても、また答も堂々巡りするようなものでありますので、これは特別委員会も設置されたことだし、そこでもまたいろいろと質問していきたいと思います。

そういう中で、市長も新聞をよく見られると思うんですけども、なぜ公表しなかったことについてなんですけども。もう一つは、記者の目という、見られたと思うんですけども、ここには、もったいないとかいうような表現がされておりました。このもったいないということに対

して、市長は何がもったいないかをこれは言っているものか、市長自身のお考えをお聞かせください。

○市長（尾脇雅弥） 民間の新聞の記者の方の記事ですね。民間の新聞記者の方の記事ですから、その方の思いがあるというふうに思いますので、それに対しては、コメントする立場にはありません。

○北方貞明議員 私はこの新聞の記事を見て、何回も僕も読み返してみたんですよ。そしたら、どうもその内容が、垂水市では立派な広報誌を使っておられると。それで、誉め言葉ですね、いいふうに使っておられる。そして、小学校や中学校に取材した学校関係者の方々も、よくその取材に協力してくださると、そういうような内容だったと思うんですよ。そして、そういうような広報誌がありながら、なぜこのようなことをその広報誌で現状を市民に知らせないのか。せっかくいい広報誌を持っていながら、きれいなことばかり言って、マイナス点は言わない。私は、マイナスなことを言っていると思うんですよ。私は以前もこのことを言ったはずですよ。市長の、毎月広報誌の市長コラムに。あれを使ってでも、今回市民に知らせる、そういう考えはないですか。今の現状のままを報告したらいいんですよ。それをもう市民は待っておられると思います。あのようになんて報道もされたわけですから。正式にまだ市長は市民に対して公表、また記者会見、記者発表、そういうことはされていませんよね。それで、今日のこの一般質問が公表やというようなニュアンスで朝方聞いていたら、私は受けているんですけども。この議会ですか、今日でも。市長、公表とか記者発表はされる気はないんでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） まず、原因が明確ではないということは、これまで申し上げたところでございます。（「何が」の声あり）原因ですね。（「原因」の声あり）はい。関係職員への警察

の事情聴取が先般行われて、関係者と思われる職員が警察による捜査を認知して、これによる家族等への相談等が行われた場合に、当該情報や不確定なうわさ話が市中に広まるおそれがあることや、警察に公表について相談をしたところ、市民等から警察への問合せなどデメリットはあるが、最終的には市の判断であるとの見解をいただいて、議員の皆様にも現時点で分かる範囲で正確な情報をお伝えしたということがございますので、答弁は同じになるんですけども、明確でない中で、今現状としては、お話しできることはお話をさせていただいてるということでございます。

○議長（川越信男） 本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

○北方貞明議員 私は犯人とかどうこう、犯人という言葉は失礼で申し訳ないけど、職員が何したと、それじゃなくして、今現在、こういうことが発生しているんだよということを市民に知らせたらどうですかと言っているんです。現実にあったわけですから。だから、公表しないで、今こういうことで捜査中ですよ。それでもいいと思うんです。何ら市長からは市民に知らせない。それはちょっとおかしいと思います。

先ほども言いましたように、市長は広報紙をうまく使っておられます。昨年度は11月の健康特集という形で、市長は数ページを使って、市民の皆様にも訴えておられました。あれは本当にいいことだと思います。健康でいてくださいと御夫婦で出ておられました。そういうふうには知らせているじゃないですか。健康でいてくださいと。運動をしてくださいと。

今回、このような事件が発生したら、こういう事件が発生した。皆さん、すみませんでしたと、市民の皆さん。ただそれだけでいいと思います。なぜ私がこんなことを言うかといいますと、その業者さんにまともにお金を入れて、工

事が終わったらもらっているわけです。だけど、そういう中でお金が足りなくなってきたから、その財布の中で、あれ何というんですかね、雑部金というんですか。雑部金の中は何項目も税金がそこに入ってくるわけです。

そして、その今回発生したお金もその中に入ってくるんです。10種類ぐらいのお金がばたばたと入ってくる中で、その4件だけが抜かれているんです。違いますか。私はそう思いますが。そして、この雑部金の中のお金が最後のやつは、百何万円のとときに払ったときに足りなかったから、これが分かってきたんですよ。

ということは、ほかの税金をそっちに流用したわけです。それだったら、なおさら、こういうことで保証金はこの中のお金から一時借りました。市民はこれを怒っていると思いますよ。

だから、そういうのがありながら、なぜ市長はその事実を公表しないんですか。たった1ページ、これぐらいのことを、そこに書くだけです。こういう事由があって発生しました。こういうことでお金を払いました。誠に市民の皆さん、すみませんでしたと。それぐらいは、市長、言うべきじゃないでしょうか。

○副市長（益山純徳） 今の北方議員の質問に対して、私のほうから御答弁申し上げます。

まず、背景・経緯、事件発生後に行った再発防止策等については、本日の議会、堀内議員の答弁において、全員協議会で説明した内容を詳しく答弁をしております。

この答弁、先日、新聞等に事案の概要が掲載されたことで、市が公表したことと同等の影響があるものと考え、このような状況の変化等を踏まえまして、現時点で分かる正確な情報を答弁という形で公表させていただいております。

また、先ほどこれも堀内議員の答弁でお答えしましたが、市民への説明責任の在り方ということで、議会におかれては今回の事案に関して、事務検査における特別委員会、こういうものが

設置されております。今後、この特別委員会において様々な検査が行われることとなります。この検査により新たな事実が判明した場合、議会の議論も踏まえた上で、市民の皆様にも公表できるように努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○北方貞明議員 誠に寂しいお答えだったと僕は思っております。

これはもう、先ほども言いましたように堂々巡りにしかないと。私が要望したいのは、こういうのが新聞紙上にも出たわけですから、来月の市報に事実だけを市長の口から市民のほうに、広報紙で知らせたほうがいいじゃないかと思ひ、また要望もして、この質問を終わります。

○議長（川越信男） 本日は、以上で終了します。

△日程報告

○議長（川越信男） 次は、明日午前9時30分から本会議を開き、一般質問を続行します。

△散会

○議長（川越信男） 本日は、これにて散会します。

午後5時2分散会

令和 4 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 3 日 令和 4 年 6 月 2 2 日

本会議第3号(6月22日)(水曜)

出席議員 14名

1番	新原 勇	8番	感王寺 耕造
2番	森 武一	9番	持留 良一
3番	前田 隆	10番	北方 貞明
4番	池田 みすず	11番	池山 節夫
5番	梅木 勇	12番	徳留 邦治
6番	堀内 貴志	13番	篠原 静則
7番	川越 信男	14番	川畑 三郎

欠席議員 0名

地方自治法第121条による出席者

市長	尾脇 雅弥	生活環境課長	紺屋 昭男
副市長	益山 純徳	農林課長	森 秀和
総務課長	濱 久志	併任	
企画政策課長	二川 隆志	農業委員会	
財政課長	園田 保	事務局長	
税務課長	篠原 彰治	土木課長	東 弘幸
市民課長	松尾 智信	水道課長	福島 哲朗
併任		会計課長	岡山 洋恵
選挙管理		監査事務局長	榎園 雅司
委員会		消防長	後迫 浩一郎
事務局長		教育長	坂元 裕人
保健課長	草野 浩一	教育総務課長	野村 宏治
福祉課長	森永 公洋	学校教育課長	今井 誠
水産商工	大山 昭	社会教育課長	港 耕作
観光課長		国体推進課長	米田 昭嗣

議会事務局出席者

事務局長	橘 圭一郎	書記	瀬脇 恵寿
		書記	末松 博昭

令和4年6月22日午前9時30分開議

△開 議

○議長（川越信男） おはようございます。定刻、定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしましたとおりであります。

△一般質問

○議長（川越信男） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を続行します。

それでは、通告に従って順次質問を許可します。

最初に、13番、篠原静則議員の質問を許可します。

[篠原静則議員登壇]

○篠原静則議員 皆さん、おはようございます。梅雨ですね。気持ちがあうとういしい日が毎日続いておりますけれども、災害のないことを願いながら質問をしたいと思っております。また、今日6月22日は参議院選の公示でもありまして、世界が平和になりますよう戦争のない世界、そして住みよい日本のためにも、みんなで投票に行きたいと思っております。それでは、質問しますので、しばらくの間お付き合いをよろしく願いいたします。

1番目、南州エコプロジェクト株式会社との包括連携協定についてをお尋ねいたします。世界的な異常気象や原油価格の高騰、さらにはウクライナ情勢の影響を受け、日用品が値上がりするなど日常生活に影響が出ております。農業においても、バイオ燃料用のトウモロコシ需要増やウクライナ情勢の長期化により、燃油や生産資材が高騰し、農業経営は窮地に立たされております。

また、肥料や飼料をはじめハウス資材など幅広い農業資材価格が高止まりで、先行きの不透

明感が強くなっております。新聞報道によりますと、JA全農の4月から6月期の配合飼料価格は、最高値を更新したことが報じられております。さらに、肝属家畜市場の子牛取引価格が下落してきておるそうでございます。畜産農家からは、この状況が続けば、生産意欲が減退してしまうとの声も上がるようになってきているそうでございます。

全国では、需要が減少した飼料用米に代わり、トウモロコシの代わりとして使用される飼料用米の作付に転換する動きもありますが、稲作農家にとって追加の設備投資がいらないと、この国の交付金により収入も食用米と同質になることから、全国各地でこの取組が加速していくのではないかと考えられております。今般の飼料用原料価格の高騰を受け、国においても輸入に頼らない国産へ置き換える取組が始まっております。

本市においても、昨年7月17日、南州エコプロジェクト株式会社と包括連携協定が締結されておりますが、飼料増産に向けた連携、協力について、どうなっていくのかお聞かせいただきたいと思っております。

次に、人口減少対策について質問させていただきます。国勢調査の結果でも明らかなように、全国の自治体においても人口減少の傾向が顕著に表れており、本市をはじめそれぞれの自治体で様々な対策に取り組んでおりますが、現状を維持できればいいほうで、地方においては人口減少が加速度に進行しているところも多く、本市も似たような現状だと考えております。

人口減少は、将来に様々な問題を生じさせることから、国、県をはじめ地方自治体や関係機関において、喫緊の課題として様々な取組が行われておりますが、本市においては現状をどのように分析し、人口減少対策についてどのように考えていらっしゃるのか、お答えをお願いいたします。

これで1回目の質問を終わります。

○農林課長（森 秀和） おはようございます。南州エコプロジェクト株式会社との包括連携協定につきましてお答えいたします。

近年の異常気象や原油価格の影響を受け、生産原価費の大半を占める飼料価格は年々高騰し、輸入飼料に依存している畜産業の持続的安定経営を行う上での不安要素となっております。

垂水市と南州エコプロジェクト株式会社は、畜産飼料生産に係る諸問題を解決し、国産資材を増産するため、昨年11月17日に調印式を行い、その取組をスタートしております。南州エコプロジェクト株式会社は、大隅半島で「かごしま黒豚」をはじめとするブランド豚、牛の生産、処理、加工、販売を一貫体制で展開されている南州農場株式会社の関連会社でございます。

本協定により連携・協力する内容は、畜産飼料等の生産に関すること、生産圃場の基盤整備に関すること、遊休農地の利活用に関すること、鳥獣被害対策に関することなどとなっております。飼料増産に当たっては、荒廃農地や後継者のいない遊休農地を活用し、雇用創出など地域の活性化も行っていく計画です。現在、ワーキング会議を設置し、農業委員も参加し、耕作放棄地解消や農地集積・集約に取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） おはようございます。人口減少対策と地方創生についてお答えいたします。

人口減少は、それ自体が深刻な問題であることに加え、地方においては都市部への一極集中、特に若年層の人口流出により、生産年齢人口減少による担い手不足、消費市場縮小による地域経済の縮小、都市機能の維持困難といった様々な危機が想定されるところであります。

本市におきましても、10代後半から30代前半にかけての女性の転出者数が顕著であるという

分析結果が出ており、学びや雇用の場の確保が喫緊の課題であると認識しているところでございます。

このような状況に対しまして、それぞれの地域で住みよい環境を確保して、将来にわたって活力ある日本社会を維持していくという地方創生の考え方から、本市においても人口減少問題への対策として、持続可能な垂水市を実現するため、垂水市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定したところでございます。

令和2年3月に見直しを行いました第2期総合戦略においては、「稼ぐ地域をつくるとともに、安心して働けるようにする」、「垂水市への新しいひとの流れをつくる」、「結婚・出産・子育ての希望をかなえる」、「ひとが集う、安心して暮らすことができる魅力的な地域をつくる」の4つを基本目標として掲げております。

また、この4つの基本目標に加え、横断的な視点から「多様な人材の活躍を推進する」、「新しい時代の流れを力にする」という2つの目標も掲げられているところでございます。

本市におきましては、人口減少を和らげるために、これらの基本目標に従い、妊娠期から子育て期まで切れ目のない支援を実現することで結婚・出産・子育ての希望をかなえ、生活面の充実を図るとともに、文化や歴史、街並み等を生かした暮らしやすさを追求するとともに、様々な関係団体との連携体制を確立し、地方の魅力を育み、人が集う地域の構築に取り組んでまいります。

さらに、観光、農業、製造業など地域の特性を生かして、域外から稼ぐとともに、地域の隅々まで循環させることにより、地域経済を強くすることが必要だと考えられます。

また、人口減少は、その歯止めに時間を要し、歯止めをかけたとしても一定の人口減少が進んでいくと見込まれますことから、生活・経済圏の維持・確保や生産性の向上等に取り組み、人

口減少に適応した地域づくりを目指してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○篠原静則議員 それでは、南州エコプロジェクト株式会社との包括連携協定について、2回目をお尋ねいたします。

さて、包括連携協定の協定内容にもあるように、荒廃農地を再生し、畜産飼料を増産していくとのことですが、また、山田水産北側の耕作放棄地を再生し、飼料作物の生産を行う計画があるとお聞きしております。この地域の荒廃農地を再生し、事業を推進していく上でも地権者の理解が不可欠と考えておりますが、そこで、土地収用者との意向調査についてを、どうなっているのかお聞かせいただきたいと思っております。

○農林課長（森 秀和） 耕作放棄地意向調査の結果につきましてお答えいたします。

ワーキング会議の結果を踏まえ、荒廃化が進みつつある山田水産北側の約2.9ヘクタールの水田を再生し、飼料用米を作付する計画がございます。今年3月2日から農業委員、推進委員と連携し、地権者へ趣旨や今後の手続について説明を終え、御理解をいただいているところでございます。

現在、農地集積を開始したため、効果・成果はこれからですが、耕作放棄地を解消したい、飼料用作物を身近で安く確保したいという両者の思いをうまくマッチングさせる取組として、非常に期待しているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。意向調査が済んで、所有者の皆様からの理解があるようでございますけれども、今後、農地の貸し借りの本契約に向けて頑張ってくださいと思いますが、本契約については、農業委員会の利用権設定で行われるのか、また、県の間管理機構で行われるのか、ここら辺を教えていた

だきたいと思っております。

それから、南州エコプロジェクト株式会社との包括連携協定について、最後となりますが、南州エコプロジェクト株式会社は他市町村でも包括連携されているようでございますが、今後の計画についてお聞かせいただきたいと思っております。

○農林課長（森 秀和） まず、今後の農地の貸し借りについてでございますが、農地の貸し借りには農業経営基盤強化促進法の利用権設定と農地法第3条による貸し借り許可による方法で行われてきましたが、平成26年に中立的な立場で農地の貸し借りの受皿となる農地中間管理機構が全国に設置されております。一般的には農地バンクとして浸透しております。最大20年間の農地利用権の設定や賃借料のやり取りが不要などメリットとなっております。このようなことから、山田水産裏については、農地管理機構で進めていきたいと考えております。

次に、今後の計画につきましてお答えいたします。南州エコプロジェクト株式会社は、現在、包括連携を結んだ市町、垂水市、錦江町、南大隅町で大豆、子実用トウモロコシの実証栽培を開始しております。

本市での実証栽培においては、上野台地の圃場面積18アールに子実用トウモロコシを栽培し、堆肥と化学肥料を使用した生育比較や火山灰の影響について、そのデータの収集を行っているところでございます。

また、山田水産北側での飼料用米生産につきましては、その生産に向け、再生費用や土地改良区の賦課金など課題もございまして、南州エコプロジェクト株式会社と相互に連携した綿密な協議を行い、課題を解決してまいります。山田水産北側での農地再生がモデルとなり、飼料増産や耕作放棄地の解消につながればと期待しております。

以上でございます。

○篠原静則議員 これでは農政については終わらせていただきますが、一つ要望をさせていただきます。昨日、新原議員の質問で、果樹試験場跡地がどうなっているかと質問があったと思いますけれども、私あの辺よく通るわけですけれども、立木——防風林です。防風林とか圃場の中も結構荒れているようでございまして、鳥獣が、猿、イノシシのすみかになってしまふんじゃないかと考えておりますので、そこら辺もこの対策を考えていただきたいと思っております。よろしく願いをいたします。

それでは次に、山腹崩壊箇所の現状と復旧状況についてお尋ねをいたします。

さて、九州南部は、6月11日梅雨入りしましたと気象庁から発表がございました。本市におきましては、近年の梅雨前線豪雨や台風により山が崩れるなど山腹崩壊がございまして。市民からの要望も多いと思いますが、事業主体である鹿児島県と調整など災害箇所の復旧に御尽力されていると思っております。そこで、山腹崩壊箇所の現状と復旧状況についてお聞かせいただきたいと思っております。

○農林課長（森 秀和） これまでの大雨による災害についての御質問に、農林課所管につきましてお答えいたします。

これまでの大雨により崩壊した山腹については、治山事業による復旧・整備など、総合的な対策を講じていただくよう鹿児島県に対し58か所を申請しているところでございます。

現在の進捗状況としましては、鹿児島県に現地調査をしていただき、令和3年度で新規地区5か所、継続地区3か所、令和4年度で新規地区2か所、継続地区1か所、令和5年度で新規地区4か所、継続地区5か所の事業採択をいただいているところでございます。そのほかの箇所につきましても、早期に復旧・整備等、総合的な対策をしていただけるよう引き続き要望してまいります。

以上でございます。

○篠原静則議員 災害箇所が過年度災害58か所あるということでございまして、20か所が採択をされた。あと28か所の採択に向けて頑張っているということでございますが、ひとつ一か所でも多く復旧できるよう頑張っていただきたいと思っております。

それから、農家の方からお願いがございまして、牧農道でございまして、果樹試験場の通りでございます。ここに山腹崩壊が4か所あるようでございます。復旧の見通しといたしまして、分かれば御答弁をよろしく願います。

○農林課長（森 秀和） 上野台地に上がる牧農道だと思っておりますが、この農道につきましては令和2年の7月豪雨で山腹が一部崩壊して、応急は行っているところでございます。今、民地等もあることから調整は行っておりますが、再度現地確認を行い、対策を練ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

○篠原静則議員 どの農道でもですけれども、ここは特にまた果樹試験場の開発が進めば、大型トラックとか通行するのではなからうかと思っておりますので、復旧をよろしく願いをいたします。

それから、市内あちこちで市道、農道、二次災害を防ぐための大型土のうが設置されているようでございますが、これは大事なことだと考えております。しかし、もしこの大型土のうが原因で交通事故でもあればというお話を聞きましたので、そのときは設置者の責任なのか、ひとつお答えをよろしく願います。

○農林課長（森 秀和） 大型土のうにつきましては、先ほど答弁しました山腹崩壊等の災害が、大雨、豪雨等により起こっております。鹿児島県のほうに要望をしているわけでございますが、その応急処置として道路、農地の土砂流

出を防ぐための対策としてやっております。

今、議員から御質問がございました責任問題なんですけれども、このことについては道路の支障がないよう、あるような箇所については、対策箇所を道路より上のほうに変えるなどの対策を行っております。また再点検を行い、交通事故等がないよう、対策を行ってまいりたいと思います。

以上でございます。

○篠原静則議員 よろしく願いをいたします。

それでは、次の人口減少対策の2回目の質問をさせていただきます。

先ほど、垂水の現状と人口減少対策への考え方について伺いましたが、私は将来を担う生産年齢人口の流出を抑制するためには、雇用の場をいかに確保して、若年層の方々に1人でも多く定住していただくことが重要ではなかろうかと思っております。皆様もそのように認識しておられると思います。

これまでも企業誘致等に取り組まれていることとは思いますが、現在のコロナ禍、ウクライナ侵攻など社会情勢が悪化する状況では、新たな企業進出を望むことは、大変困難なことが予想されます。そこで、一旦視点を変えて取り組めないかと思っているところであります。

本市は、第一次産業が基幹産業でありますことから、それらに関連します国・県の公共機関の誘致を考えてみてはどうでしょうか。本市の事例としましては、柘原にカンパチ、ブリの稚魚等を成育・生産する施設があります。豊かな海づくり協会が設置されており、水産業の振興に取り組まれています。

今、申し上げましたことは関連がありませんが、近隣の事例としましては、大崎町の高校跡地にアスリート施設が開設されています。国・県の出先機関があることで、関連する企業の進出も期待でき、雇用の創出につながるのではないかと思ったりしているところでござい

す。

すぐには実現できるとは思わないと重々理解はしておりますけれども、今後方向性を検討する上で検討に値する取組ができないかと思っております。何かお考えがあればお聞かせいただきたいと思っております。

○企画政策課長（二川隆志） それでは、まず、企業誘致についてお答えいたします。

企業誘致につきましては、就業機会の確保という観点から今後も検討していかなければならない課題ではございますが、議員の御指摘のとおり、社会情勢の変容等により困難な面も多いと考えられます。一方で、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新しい働き方の一つであるテレワークに対する社会的な理解が促進されつつあるという状況もございます。地方で暮らしていても都会と同様の仕事ができるテレワークは、地域とのつながりのある充実した生活の実現や感染症のリスク回避等、地方創生においても画期的な働き方とされております。

このような状況を踏まえ、今後はICT（情報通信技術）の推進等、テレワークができる環境を整備し、従来の企業誘致だけではなく、サテライトオフィスといった形での誘致が検討できないかといった視点を持って、調査・研究を進める必要があると考えているところでございます。

次に、県・国の機関の誘致について検討できないかにつきましてお答えいたします。

2020年7月、消費者庁未来創造戦略本部が徳島県に設置され、また、2022年8月に予定されている文化庁の京都移転に向けた取組が進められているところでございます。

国が示した第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略におきましては、中央省庁の地方移転の取組の推進等を図るとともに、将来的な地域イノベーション等の実現に向けた研究機関・研修機関等の移転の取組を進めることが明記されて

いることから、ただいま議員から提案をいただきましたとおり、県・国等の機関につきましても、動向を注視しつつ、誘致が検討できないかといった視点を持って、調査・研究並びに情報収集に努める必要があると考えているところでございます。

また、地方への若者の定着を図るために、魅力ある学びの場の創出も効果的であることから、研究機関の移転に関して、知的財産を有する大学のサテライトキャンパスの誘致等についても、調査・研究並びに情報収集に努める必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○篠原静則議員 ありがとうございます。国・県などの公共機関施設を誘致することは自治体間の競争もあり、大変難しいと思っておりますが、市長が常日頃から言われております国・県などにおいて培われた人脈を駆使して実現に向けたリーダーシップを発揮して取り組んでいただきたいと思います。市長の思いとか考えがあれば教えていただきたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 総括的に少しお話をさせていただきます。2040年までに鹿児島県下でも30万人の人が減っていくという予想がございます。国全体ももっと減っていきますので、国内は人口減少社会ということでございます。特に大隅の場合はそれが顕著でございます。垂水市におきましては地の利のよさがある部分もありまして、鹿児島市、霧島市、鹿屋市に通いやすいというところでそういう問題もございます。

やはり働く場所が必要だというのは、もうそのとおりだというふうに思いますけれども、昔は働く場所がないということが主流だったんですけども、いろんな企業の皆さんとお話をさせていただく中で、人がいないということが一つ大きな問題でもあろうかというふうに思います。

そういった中で、今、担当課長が申し上げた

ようなことに加えまして、つい先週、1例申し上げますと、県外の5,000人規模の会社の社長さんとお話をさせていただきました。その中で、いわゆるワーケーションみたいところで、いろんな形で新しく垂水というのを一つポイントにしなごら、そこへ何らかの形で交流しながら、働く場を見つけていったりということも、これから進めていきたいというお話もいただきました。

また、地方創生の中で、我々は戦略的に、市としては南の拠点整備ということで、道の駅はまびらを創設することによって、正確な数字は分かりませんが、関連で働いていらっしゃる方が三、四十名ぐらいいらっしゃると。そういうこともやりながら、一方で篠原議員がおっしゃったような、いわゆる民間ではなくてそういう公的なもの、豊かな海づくり協会もあります。そういったものがどうなのかということも、大事な視点だというふうに思います。

議員おっしゃったように、地域間競争で既存のものを移すというのはなかなか難しい部分もありますけれども、これからの時代を見据えた形で、今御提言いただいたような形で、各省庁あるいは地元の代議士の先生なんかとも相談をしながら、やっぱり働く場、そこが将来につながっていきますので、しっかり御意見いただいたことを胸に進めてまいりたいというふうに思っております。

○篠原静則議員 鹿児島県で30万人、人口が減っているということでございますけれども、大変な数字でございます。

私、この民間企業の誘致が難しいようであれば、公的機関はどうかと質問をさせていただいたところでございますけれども、公的な機関が102か所、交番などを入れて大隅半島に点在するようでございます。先ほど申し上げました大崎町のジャパンアスリートトレーニングセンター、鹿屋市の県民健康プラザ、今回また曾於

市に畜産試験場などができるといふことをごさいます。

垂水市においても、以前自衛隊の誘致とか、それから水産関係の学校の誘致とか、刑務所の誘致も、進出かな、あったと思います。それから、鹿渡船の機構の計画も一応あったと思っております。

現在、私が知る限りでは、垂水では大隅河川国道事務所、それから警察署、先ほどの豊かな海づくり協会、柘原のです。森林組合も入りますかね。そういう数えてみても3つか4つ、5つぐらいでございます。大隅半島に102か所も公共施設が点在するわけですけども、何で大隅の玄関と言いながら、玄関を通り過ぎて奥のほうに作るのかと言いたいわけでございます。

そういう中で、市長は常日頃、市長のパイプを市政運営に生かしていきたいとおっしゃっておりますが、先ほども申し上げられました。交流人口の増加に対する取組も重要でございますが、市の根幹を成す人口減の取組に対し、市長の持つ国や県とのパイプを生かし、企業誘致、公的な機関の誘致ができなかとお聞きしたわけですけども、市長の国や県のパイプを、垂水市内に人脈、パイプ、多くあるかないか、パイプがあるかないのかも私は知りませんが、もしあれば、これは市の職員やできれば我々市議会議員とも共有して、人口減対策とかいろんな事業に生かしていただきたいと思っております。

そして、人脈は大変貴重な財産でありますから、多くの職員の方々に引き継いでいただきたい。そういうことによって、将来すばらしい職員の中から市長の後継者が生まれるかも分かりません。期待したいと思っております。ぜひそういうパイプを引き継いでいただき、人材の育成に取り組んでいただきたいと考えております。もう答弁はいりません。

これで私の質問を終わります。ありがとうございます

ございました。

○議長（川越信男） 次に、9番、持留良一議員の質問を許可します。

[持留良一議員登壇]

○持留良一議員 それでは、よろしくお願ひしたいと思ひます。

まず冒頭に、歴史的な一歩が始まりました。いわゆる核兵器禁止条約締結国での会議が、1回目がスタートしたということであります。この中で、日本に対しては失望したという意見や世界が疑問を持っているという報道がされました。確かにそうだというふうに思ひます。この歴史的な一歩に早く参加できるように、私たちが取り組んでいきたいと思ひます。

2点目は、平和の問題であります。今、私たちを取り巻く環境の中では、軍備一辺倒で平和は守れない、これが今多数の声ではないでしょうか。9条を生かした外交こそ、私たちが日本が、また世界が平和をつくれる、そういう取組だと思ひます。そのことを訴えて質問に入りたいと思ひます。

最初の質問は、コロナ禍における原油価格、物価高騰等による暮らし、営業への影響、そして市民生活を守る上で、市がその役割、責任を果たしているのか、このことを問う問題であります。その中で、特に大きな影響を受けている人たちに視点を当てて、対策の必要性について質問いたします。

物価高騰で市民生活全般に影響が広がっています。総務省の家計調査を基に物価高騰の影響を見ると、食料品、光熱水費など生活費を中心にあらゆる品目にわたります。

特に顕著な影響を受けているのが、所得の低い層が大きな打撃を受けているということです。その実態として、年収200万円以下の層では、物価上昇による家計の負担が年収比で4.3%増えています。政府の緊急経済対策の中に生活困窮対策は盛り込まれましたが、これまでも繰り

返してきた各種支援措置の延長の対処療法がほとんどで、危機の深刻化に対応できる規模と内容とは到底言えません。そのことはアンケートでも新聞で報道がされています。74%の方が評価をしない、こういう意見であります。そこで、市の役割と責任が求められています。3つの角度から質問いたします。

1点目は、独り親家庭への支援で、学用品、生活必需品の提供を行う取組が、物価高騰等による影響で、生活実態からも対策の必要性があるのではないかと考え伺います。

2点目は、学校給食費等の負担軽減への取組について伺います。補正予算で保護者の負担にならないよう予算が提案されました。この取組は評価できるものです。問題は、地方創生臨時交付金は1年限りで、物価高騰が続けば影響が来年も及ぶということでもあります。栄養バランスや量を保った学校給食が求められています。教育行政の目的は、安心して学べる環境づくりです。この目的を達成していくためにも支援が必要と考えますが、今後の考え方についても伺います。

3点目は、物価高騰の中でも年金削減、高齢者支援の検討はなかったかという問題です。物価は上がったのに年金が減らされた声が多数寄せられています。私たちの、また議員の皆さんにもあるのではないのでしょうか。

そもそも物価が上がったら年金も上がるというのがルールでした。賃金水準が下がったため、その分年金を減らすという不当なルールが適用されました。この6月から年金が0.4%削減され、国民年金で年3,108円減、厚生年金で年1万863円の減になります。この10年間で実質6.8%、物価上昇分を差し引いた関係からいくとこれだけ減少になっています。そこで、高齢者、低所得者の支援の検討はなかったのか伺います。

4点目は、農業を守っていくためには、今こ

そ支援が必要です。畜産農家及び農家等の支援について伺います。先ほど篠原議員もこの点については言及をされました。市民生活と同様に畜産農家及び農家にも物価高騰の影響が及んでいます。そして、市内の農家等でも全国でも対策を求める声が広がってきています。

先ほど示されたとおり、JA全農は6月から尿素94%、塩化カリウム80%、化学肥料は53%などの値上げを発表いたしました。飼料費は肥育で30%、酪農で40%、肥育の豚で60%、養鶏で56%の値上げであります。例えばこの声に対して、費用価格の高騰分を農家に直接費用とし、それは飼料メーカーの販売価格に上乘せされ、農家が負担しなければならないからの問題であります。また、配合飼料も高騰していますが、価格高騰分を農家へ直接補填してほしいという声です。

さらに、あら収入が標準的経費を下回った場合、差額を補填する肉用牛肥育経営安定交付金、肉豚経営安定交付金は農家負担をなくし、国の全額負担で自主的な生産費用全てを補填する制度にするよう、こういう声も広がってきています。そこで、飼料高騰等で経営の困難に直面している畜産農家及び農家等への支援は問題ないのか、国等への支援について要望はないのか、どのように取り組むのか伺います。

5点目は、コロナ支援金と収入認定について伺います。安心して住み続けるためにも入居者の立場に立った判断が求められています。公営住宅家賃の収入認定で、コロナ支援の給付金、協力金などが収入と認定されれば、家賃が上がり、住み続けられなくなるかもしれません。そういう不安の声もあります。

政府の考えでは、昭和36年の建設省の通知で、収入認定の立場がコロナの協力金や給付金の場合でも有効であると見解が示され、自治体の判断で給付金等が除外可能にすることができるとなっています。市長には入居者が安心して住み

続けるためにも、家賃決定の算定外となる一時的な収入にして取り扱うことを強く求めたいと思いますが、見解を伺います。

次は、子育て世代にやさしいまちづくり目指して、この関係で質問をいたします。この質問は、これまで3回確か行ってきたというふうに思います。国保の子供の均等割の改善を強く改めて求めたいと思います。

この問題については、政府に改善を求める意見を上げたり、議会でも子供の均等割の軽減を求める請願が採択されてきました。市民や国民が安心して子育てができる、安心して生活ができることを望んでいる表れではないでしょうか。

また、制度の矛盾への批判でもあります。御存じのとおり、国保の子供の均等割の負担は、低所得者世帯にとっても特に大きな負担になっています。今日のコロナ禍における原油価格・物価高騰等による暮らしへの影響からも、改善対策が強く求められています。そこで、下記の点について質問いたします。

1点目は、国保に加入する全ての家族に定額の負担がかかる。子供の均等割は、子供の貧困対策にも子育て支援にも逆行するという認識はあるのか。このことをまずお聞きし、対象者の数は、そしてまた、市長会との要望等の関係ではどうなっているのかをお聞きをいたします。

2点目は、それぞれのケースでどのくらいの負担になるのかお示してください。1点目は、本年度から実施となった枠で、それを高校卒業まで広げた場合はどうなるか。2点目は、第2子から減免した場合はどうなるか。3点目は、第3子から減免した場合はどうなるか。これらについてお示しいただきたいと思います。

国も本年度から国民や地方団体、そして国民の声に押されて子供の均等割の負担軽減を始めましたが、小学校入学前に限定されました。しかし、改善に向けた大きな一歩になると考えます。子育て世代にやさしいまちづくりを目指す

市長としては、政治姿勢が問われる問題ではないでしょうか。改めて子供の均等割の減免をすることははないのか問います。

3点目は、公金管理問題について、会計処理の適正化・防止について質問をいたします。私が公金等管理問題について注目したのが、平成22年度の公金横領事件後、再発防止に向けた垂水市公金管理適正化基本方針を定められたことです。これに基づき公金管理マニュアルが策定され、さらに預り金等についても準公金としての取扱いに位置づけられ、管理等について適正な処理に向けて動き出すという方向が示されています。

しかし、方針や対策等の役割や目的を達成していくためには、中身が機能していかなければならない問題があります。特に職員の意識改革や倫理の確立の問題、そして機能させるためには適正化委員会の、仮称ですけれども設置、具体的に推進していくには検討部会の設置等です。内部チェック、牽制強化ができたのではないのでしょうか。完全ではなくても再発防止への機能を果たす、私は考えるからであります。

そこで、役割・機能を果たしていたのか、目的との関係でどうだったのか、課題をどのように見ているのか、対策の必要性はなかったのか、行政監査はされたのか問います。

2点目は、準公金の取扱いについてどのような感じになっているのか、準公金の取扱いについての要綱はあるのか、なければ作成の必要性はないか、行政監査は実施されていないか問います。

以上で質問を終わりますけれども、不十分な点については再質問をやらせていただきたいと思えます。

○財政課長（園田 保） それでは、通告のあった質問のうち、地方単独事業分の22年度繰越分と、物価高騰対応分の交付限度額についてお答えいたします。

地方創生臨時交付金につきましては、繰越分として国の令和3年度第1次補正に係る交付限度額が約1億6,068万円、令和4年度にコロナ禍における原油価格・物価高騰対応分が創設され、新たに9,916万円の交付限度額が示されましたので、交付限度額の合計は約2億6,000万円となります。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） ひとり親家庭等の子どもの食事支援事業の強化、学用品・生活必需品の提供なども行うとなっている。生活実態からも対策の必要性があるのではないかとつきましてお答えいたします。

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、子育て世帯の雇用動向が悪化しており、失業や収入減少の中で子育ての負担も担わなければならない低所得のひとり親世帯は、心身等に特に大きな困難を抱えています。

新型コロナウイルスの影響による失業や収入減少の中で、食費等の物価高騰等の影響を受け、低所得のひとり親の家計は悪化しています。

このように新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、損害を受けた低所得のひとり親世帯を見舞う観点から、国では子育て世帯生活支援特別給付金給付事業を実施しております。

本市におきましては、児童1人当たり5万円の支給に係る予算を専決処分させていただき、今月16日から支給を開始いたしました。

これまでひとり親家庭への支援といたしましては、ひとり親家庭医療助成事業では、ひとり親家庭の母または父、その児童に対して医療費の助成を行っております。

また、父または母と生計を同じくしていない児童を養育している家庭の安定と自立促進を図るため、児童扶養手当の支給を行っております。

母子父子寡婦福祉資金においては、配偶者のない者で、厳に二十歳未満の児童を扶養している者、またはその扶養している児童等、寡婦及

び40歳以上の配偶者のない女子に対し、経済的自立の助長と生活意欲の助長を図り、併せてその扶養している児童の福祉を増進するために必要な資金の貸付けを行っております。

また、ひとり親家庭の親の就業能力を高めていく取組といたしましては、ひとり親家庭高等職業訓練給付金等事業を行っております。

現在、子ども食堂は全国各地で開設されており、その活動の在り方は、困難を抱えている子供たちへの支援を中心に活動するもの、地域の様々な子供たちを対象とした交流拠点を設けようとするもの、地域食堂等の名称により子供たちに限らず、その他の地域住民を含めて対象とし、交流拠点を設けようとするものなど多岐にわたります。

いずれの活動も、困難を抱える子供たちを含め、様々な子供たちに対し、食育や貴重な団らん、地域における居場所確保の機会を提供しているという意義を有しているものと認められております。この子ども食堂につきましては、本市におきましても現在2つの団体において開設されているところです。

ひとり親家庭の生活は、物価高騰等の煽りを受け、大変厳しい生活をされているとお察しいたします。今後とも国、県の制度等の活用を図りながら、ひとり親家庭の皆様の生活の負担の軽減を図り、経済的自立を促進してまいります。

以上でございます。

○教育総務課長（野村宏治） 学校給食費等の負担軽減等について、地方創生臨時交付金は1年限り、栄養バランスや量を保った学校給食が求められている中、この目的を達成していくための今後の考え方につきましてお答えいたします。

学校給食法によりますと、学校給食は食事についての正しい理解と望ましい習慣を養い、学校生活を豊かにし、明るい社交性を養い、食生活の合理化、栄養の改善及び健康の増進を図り、

食料の生産、配分及び消費について正しい理解に導くことを目標にし、その達成に努めなければならぬと規定されています。

この学校給食法に規定されている学校給食の目標や内容を踏まえ、垂水市学校給食センターでは、学校教育と連携した学校給食の充実を重点施策として掲げ、地場産物の活用を推進し、栄養バランスを考慮した調和の取れた献立の作成に努め、安全、安心でおいしい給食を提供するため、日々取り組んでいるところでございます。

コロナ禍における急激な物価高騰を受け、給食の原材料費も値上がりしている状況でございます。

本年度は、本議会で御承認頂いた後には、地方創生臨時交付金で学校給食費の値上げを行わないために要する経費を支援することができません。

このまま物価高騰が続くようであれば、例年3月上旬に開催している垂水市学校給食センター運営審議会を年内に開催し、学校や保護者の学校給食に関する様々な意見を伺いたいと考えております。

物価高騰の継続時における学校給食の今後の方向性につきましては、本市における子育て世帯の経済状況等も勘案しながら、今後検討すべきものであると考えております。

以上でございます。

○福祉課長（森永公洋） 物価高騰の中でも、年金削減。高齢者支援の検討はなかったのかにつきましてお答えいたします。

高齢者を対象にした支援については、令和3年11月19日に閣議決定されたコロナ克服・新時代開拓のための経済対策の一環として、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活、暮らしの支援を受けられるように、令和3年度住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金において、1世帯当たり10万円の現金給付をプッシュ型で

実施しているところでございます。

当市においては、本年1月以降より事業に取り組む、令和4年6月10日時点で、対象世帯2,829世帯中、2,693世帯が支給済みであり、その他家計急変世帯として7世帯に支給を行っているところでございます。

今般においては、コロナ禍における原油価格・物価高騰等総合緊急対策に伴う追加の支援措置として、令和4年度課税情報を活用し、住民税非課税世帯等臨時特別給付金をプッシュ型で行うよう、運用改善がなされているところで、当市においても現在その事業実施に向けて準備作業を行っているところでございます。

この令和4年度住民税非課税世帯等臨時特別給付金は、令和4年度分の市町村民税均等割が非課税の世帯で、令和3年度の本給付金の支給を受けていない世帯に対して、プッシュ型で給付の確認書をお送りすることで、お困りの方々に確実に給付をお届けするものとなっております。

また、対象世帯以外につきましては、令和3年度同様、家計急変世帯として申請ができるようになっておりますことより、今後広報等により住民の皆様へ周知を図っていきたくと考えております。

以上の国の施策を確実に実施するとともに、持留議員が以前質問された市独自の支援策については、引き続き国や県の動向、近隣市町村の状況を注視していきたくと考えております。

以上でございます。

○農林課長（森 秀和） 農家等への支援は問題がないのかについてお答えいたします。

営農に必要な肥料や飼料など、農業資材が高騰して農業経営を圧迫している現状があることは認識しているところでございます。

農家の皆様からは、農業資材価格の高止まりが長引くと、農業を続けていけないのではとの声も上がっております。さらに、今年5月から

の肝属家畜市場子牛取引価格は、前年平均価格と比較し10万円以上下落しており、飼料価格の高騰と併せて大変厳しい経営環境となっていると言えます。

農林水産省の農業物価統計調査によると、本年5月現在で基準年の平成27年度と比較して肥料は約1割、配合飼料、重油は約3割上昇しています。

加えて海外における紛争の長期化、自国の食糧確保を優先する動きなどもあり、農業を取り巻く環境はますます厳しくなる状況にあり、予断を許さない状況にあります。

このようなことから、農林業者の厳しい状況を支援するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、農業資材等購入費の一部を支援する農林業物価等高騰対策事業を実施することを、今議会に補正予算を計上させていただいているところでございます。

今後も国の燃油や飼料の価格高騰対策として実施される補填制度の利活用促進や、自給飼料の活用拡大を図るなど、営農への影響が最小限となるよう取り組んでいく必要があると考えているところでございます。

以上でございます。

○土木課長（東 弘幸） コロナ支援金と収入認定につきましてお答えいたします。

コロナ支援の給付金や協力金を収入として認定し、家賃を上げるのではなく、一時的な収入として、収入認定から除外すべきとの御質問でございますが、議員がお話しされますとおり、昭和36年3月6日付の建設省住宅局長通達では、一時的な収入、おおむね1年以内の期間ごとに、継続的に得る収入ではないものは除くこととされており。

支援金や協力金を収入と見なし、家賃が上がった入居者は現在のところ1件もないようでございますが、一律10万円の給付金につきましては、税務課に問い合わせましたところ、収入と

しては見なさないとのことですが、事業者に支援されます協力金につきましては、収入と見なすこととなるとのことでした。

今後、新規入居の相談があった場合や、家賃を見直す際については、コロナ対策の支援金や協力金などの一時的な収入の確認を行うこととしており、家賃設定につきましては、国からの通達も考慮した上で、適切な対応を行うことになると考えております。

以上でございます。

○市民課長（松尾智信） 国民健康保険の子供の均等割、減免の取組についての質問にお答えいたします。

平成30年度の制度改正により、市町村が単独で国保を運営する仕組みから、都道府県と市町村が共同で国保を運営する仕組みに変わり、鹿児島県の統一的な方針として、鹿児島県国民健康保険運営方針が策定され、現在、県と県内の各市町村が一体となって国保の運営を行っております。

国民健康保険は、制度創設以来、我が国の国民皆保険制度の基礎として大きな役割を果たしてまいりました。

しかしながら、国民健康保険は他の医療保険等に加入している人を除いた住民を被保険者としていることから、低所得の加入者が多いため、所得に占める保険料の負担割合が高いといった構造的な課題を抱えております。

また、均等割につきましても、御指摘のとおり社会保険等の保険料負担にはないもので、保険料額に差が生じている要因の一つになっておりますことは認識しております。

そうした中、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法の一部を改正する法律が公付され、国民健康保険税の改正部分については、令和4年4月1日から施行されることになりました。

主な改正内容は、国民健康保険税について、

未就学児に係る被保険者均等割額に10分の5を乗じて得た額を減額するといった内容となっております。

本市におきましても、今回の法令改正を受け、令和4年第1回定例会において一部改正条例の議決を頂いたところでございます。

議員御質問の本市の対象者数についてですが、高校生以下のいる世帯の条件で回答させていただきます。

令和4年度は賦課の確定前ですので、令和3年度本算時点での情報となりますが、国保世帯2,538世帯のうち、高校生以下の子供がいる世帯は112世帯でございます。

この112世帯のうち、均等割、平等割に対し7割・5割・2割の軽減を受けている世帯は72世帯となっており、約64%の世帯が税の軽減措置を受けております。

また、今回の法改正に伴う影響につきましては、40世帯55人、影響額は改正後の均等割額での試算結果となりますが、約60万円と見込まれております。

高校生以下まで広げた場合、112世帯、198人、その影響額は約220万円程度と見込まれ、仮に高校生以下の全額減免制度を導入した場合の影響額については、約441万円、第2子以降を全額減免した場合は180万円、第3子以降全額減免した場合は60万円の影響と見込まれます。

また、子供に係る均等割の負担軽減についてですが、全国では18歳以下の子供の減免を実施している保険者もあることは承知をしておりますが、しかしながら、法に基づかない市独自の減免は、国県支出金の算定外となりますので、減免した分は全て保険者の負担となり、他の世帯の負担増につながるようになります。

また、国保税の算定に係るシステム改修費についても、市単独経費となりますことから、財源確保等の検討も必要でございます。

冒頭で説明をさせていただきましたが、県内

統一的な方針として、鹿児島県国民健康保険運営方針が策定され、その中で本市はこれまで法定外繰入れにより赤字補填をしている保険者であることから、令和6年までの赤字解消を目標とする国保財政健全化計画の策定団体でもございます。

仮に子供に係る均等割の軽減を市が負担するとなりますと、法に基づかないことから、一般会計からの法定外繰入れとなり、目標達成がさらに困難になる可能性がありますことから、慎重な対応が必要と思われまます。

以上でございます。

○会計課長（岡山洋恵） 垂水市公金管理適正化基本方針について、役割、機能は果たしているのか、目的との関係ではどうだったのかにつきましてお答えいたします。

議員から説明がありましたとおり、平成22年度に公金着服事件が発生したことを契機に、公金管理の状況について全庁的に調査をし、改善を要する事項が判明したため、早急に適切な改善方を講じることが必要であると判断し、翌年の平成23年度に垂水市公金管理適正化基本方針を策定したところでございます。

この基本方針に基づき、実効性を確保するため、各所属において、個別業務ごとの所属別公金管理マニュアルを作成し、各課においては、これに基づき、適正な公金管理に努めているものと考えております。

また、公金の適正管理を徹底するためには、職員の意識によるところが大きく、全職員が基本方針の内容を理解し、着実に実行していかなければならないことから、新規採用職員を対象とした職員研修の研修資料として、この公金管理適正化基本方針を使用し、意識啓発を行っているところでございます。

このようなことから、公金管理適正化基本方針につきましては、一定の役割、機能を有しているものと考えております。

以上でございます。

○総務課長（濱 久志） 職員を対象とした倫理規定の策定についてでございますが、県内の状況を確認しますと、5市が倫理規定等を策定しているようでございます。他市の倫理規定では、職員の職務に係る倫理の保持に必要な事項を定め、市民の疑念や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とするものでございますが、本市における倫理規定の制定については、今後の課題と考えており、特別委員会の議論を踏まえ検討してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○会計課長（岡山洋恵） 課題をどのように見ているか、対策の必要はあるかにつきましてお答えいたします。

垂水市公金管理適正化基本方針の課題、対策等についてでございますが、策定後10年が経過しておりますので、公金の現状に応じた見直しなどを行う必要があると考えております。

例えば、近年、電子マネーが普及しておりますので、そのような管理についても、追記していく必要があると考えております。

以上でございます。

○監査事務局長（榎園雅司） 行政監査はどのようにされているかにつきましてお答えいたします。

持留議員も、以前、監査委員をされておりましたので御存じと思いますが、行政監査とは、地方自治法第199条第2項の規定に基づき、定期監査などの財務以外の行政事務全般について、監査を行うものでございます。

監査委員が必要と認めるときに行う監査であり、法的に実施をしなければならないというものではないため、実施につきましては、監査委員の裁量に任されているところでございます。

本市では、過去に特段のテーマを決めて行政

監査を実施したという実績はございません。定期監査の中に、行政監査を含めて行うスタイル等もあり、全国の自治体によって手法は様々というのが実態です。

公金の管理につきましては、監査委員が地方自治法第235条の2第1項の規定に基づき、例月出納検査を実施し、保管状況の検査を行っているところで、結果報告は議員の皆様へ配付されているところでございます。

以上です。

○会計課長（岡山洋恵） 準公金等の取扱いについての要綱はあるのか。なければ作成の必要はないかにつきましてお答えいたします。

準公金については、垂水市公金管理適正化基本方針の公金管理マニュアルの中で、準公金等についての項目を設け、管理について定めているところでございます。

その内容につきましては、補助団体等の現金及び通帳は、当該団体等で管理すべきものであり、職員が管理することのないようにすること。やむを得ず職員が管理する場合には、通帳と印鑑は別人が管理するとともに、支出命令書等を作成し、団体役員や所属長の決裁を受けることとなっているところでございます。

以上でございます。

○監査事務局長（榎園雅司） 行政監査は実施をしているのかにつきましてお答えいたします。

準公金は、各種団体事務局取扱い現金等のことを示されているとして回答いたします。

外郭団体の協議会などの各種団体においては、自ら会計事務を担うべきではありませんが、市職員がやむを得ず当該事務に携わる団体があることは承知をしているところで、この団体の監査につきましては、当該団体の監事が監査を行うべきものと考えております。

しかし、団体に市が補助金や交付金などの財政援助をしている場合は、地方自治法第199条第7項の財政援助団体等監査ということで、毎

年数件の団体を抽出し、監査を実施しております。

また、職員が会計事務を行う団体に属する現金等につきましては、定期監査時に通帳写し等の提出を求め、監査委員による確認を行っております。

以上のことから、地方自治法第199条第2項による行政監査を特段実施する対応は行っていないところでございます。

以上でございます。

○持留良一議員 再質問をさせていただきたいと思えます。

一問一答でお願いしたいと思えます。

まず、この生活を守ると、支援するという点でお聞きしたいと思うんですが、私の質問に全然答えていられないんですよね。課長はあのことに對しては、もう要らないですよと言って、私は5月11日、市民の暮らし、営業を守る対策強化を求める申入れということで、独り親家庭に学用品、生活支援を検討するということを行ったはずであります。

そこでちょっとお聞きしますが、そういう方々の生活実態を把握されているのでしょうか。

○福祉課長（森永公洋） 実際その家庭に行きまして、お話を聞いたりとか、そういうことは今のところやったことはありません。

そして、ただ数字自体はこちらのほうも把握しておりますので、そういうところで予算等への反映はしているところです。

○持留良一議員 今回、特に重要な問題、物価高による影響なんですよ。通常のいわゆる生活困窮というところとちょっと質が違うと。だから、そのために国も支援策を取ったということなんです。そうすると、どうしても高齢者とか、そういう子育て支援の独り親の方も含めて、どういう実態なのかと調査もしくは意見、様々な形で聞くことができたはずなんですよ。

そういう形で国の支援もあるけども、今度県

のほうも補正予算で給食費の、保育園の給食費を補助するということが出てきています。

そういうことを考えると、その対策の必要性というのは現場にあるわけなんです。現場の声からやっぱり政策というのは立案していくわけなんですよ。

今回の、国がこういうになりましたよということでやりますということだと、本当にそれが市の支援なのかどうなのかというのは、疑問なんです。

そこでちょっと市長にお聞きしますが、今3つの角度から問題点をたどりましたけれども、市長は物価高騰で市民生活全般に影響が広がっているという認識はあるのでしょうか。

○市長（尾脇雅弥） 長期化するコロナの問題に加えて、ウクライナ等々によりまして、いろんな意味で物価が高騰をしておりますので、当然のこととして、その影響はあらゆる方面にあるというふうに認識をしております。

○持留良一議員 今市長が全般にわたっているということで、前回のだから給付金等々を含めたら質は違うんだと。コロナプラス物価高騰等の影響が出てきているんだと。その中で、では実態はどうなっているんだと。声を聞いて、そして対策を取っていく、私たちはそういう立場で見ているわけなんですよ。

ただ、国がこういう支援しますよ、県がこういう支援しますよ、確かに取り入れることは重要なんですよ、皆さんのことを考えた場合に。では、その根底にあるのは、そういう生活実態でしようかと、声でしようかと。

特に独り暮らし、年金暮らしの高齢者の方々。では聞きますけども、高齢者の垂水の平均の年金額はどのくらいと認識されているのでしょうか、課長。

○福祉課長（森永公洋） 年金の平均額については、私はちょっと知りません。

○持留良一議員 このことも話合いの中でね、

厚生の中ではいろいろ話を話題という形で提案させていただいたんですけども、私が調べたところ、約平均6万8,000円です。国民年金から厚生年金、障害年金、全ての年金の中でね。

それだけの生活をされて、さっき言ったみたいに削減されると、0.4%。この10年間でも実質6.8%下げられているんですよ。その中で、本当に皆さんがその役割を果たすというのは、行政なんですよ。市民の生活を支えていくというのは。

そういうことなんですけれども、今回の先ほど高齢者の対策を言われましたけれども、これはでも繰り返して各支援の延長、そういうものがありましたよね。

先ほど給付されなかった人ということですから、そうすると直接的にはそういう対象者には該当しないわけなんです。給付しなかった、手続しなかった人に直接やるということになりますので、対策になるのかなど。焼き直しになるんじゃないかということで、私たちは批判しているんですよ。

そこで、最後市長にお聞きをしたいと思うんですけども、この臨時交付金の施策に加えて、県もこれから明らかになるとは思いますけれども、全世帯を視野に入れた即効性のある対策を今後、先ほど財源等も示されましたけれども、する必要があると私は認識をしているんですが、市長はそういう即効性のある市民の生活、高齢者、低所得者、まだまだほかにも今回取り入れる予定でしたけども、まだまだ課題があると思うんですが、そういう即効性のある対策を取るという考えはないのか、お聞かせを頂きたいと思います。

○市長（尾脇雅弥） 認識は先ほど申し上げたとおりで、垂水市に関しても少子高齢化、人口減少社会の背景の中で、そういうことと相まっているいろいろな課題があるというふうに思います。

そういう個別のいろんな問題を解決したいと

いう思いの中で、これまでも政策を講じてまいりましたし、100人100様の御要望がありますから、基本的には国や県の政策の方向に寄り添いながらも独自のものを、先ほど給食の問題にしてもそうですけれども、いろいろ光が届かないところにしっかりと手当てをしたいというふうに思っておりますので、先ほどいろんな生活実態、独り親世帯の皆さんの生活実態の声を御紹介頂きましたので、再度その辺のところやら把握しながら、今後またさらに何ができるのかというのは、当然議論してそこに光を当てていきたいというふうに考えております。

○持留良一議員 そういうことですね。全世帯を視野に入れた、そしてなおかつ即効性のある対策を求めていきたいというふうに思います。

次に、農家の件については、先ほど布石もありましたので、篠原議員からも要望も出されています。ぜひこれは全市的な、全議会も含めてそういう声がある。当然農家もあるんだということを含めて、今後引き続き国に対して支援策を求めていっていただきたいというふうに思っています。

○市長（尾脇雅弥） 要望の必要性ということでありまして。令和3年1月以降における配合飼料価格の高騰が継続している中、燃油等物資材等の高騰のあおりで、畜産経営体においては厳しい経営を強いられており、また長引くコロナ禍や不安定な国際情勢によりまして、長期化が懸念され、改善の見通しが立たない情勢でございます。

このような状況が継続すると、畜産農家の離農、廃業に拍車がかかり、産地維持に影響を及ぼしかねませんというのは、共通認識でございます。

家畜飼料の大部分を輸入に頼っている畜産農家は、経営の継続の危機に直面をしており、この状況が続けば、畜産業が衰退し、消費者の食生活にも重大な影響を与えることになろうかと

思います。

畜産物の販売価格は、畜産物の需要関係により決定するため、飼料価格の高騰により上昇した生産費を販売価格に転嫁することは、非常に困難な状況でございます。

このようなことを踏まえまして、4市5町で構成する大隅総合開発期成会では、私をはじめ各市町の首長が7月25日から上京し、国への要望を行うこととしております。

要望事項につきましては、1点目、子牛価格や枝肉価格回復に向け、繁殖・肥育農家に対する緊急対策として、経営体質強化や生産の安定化を図るための取組等を実施する農家を対象に支援を行うこと、2番目に、畜産農家の経営安定に資するため、配合飼料価格安定制度の十分な財源を確保するとともに、配合飼料の高止まり時に対する制度拡充を行うこととなっております。

また、この要望とは別に、6月上旬、東京で行われました全国約3,000団体が加盟する中央畜産会の中で、会長であります地元の森山裕先生からも課題の認識と対策を検討中である報告が示されました。

私も全国理事の一人として出席をしておりましたので、その後、個別に垂水市における現状や効果的な対策について御相談を申し上げたところでございます。

それらを踏まえて対応が検討されていくことと認識をしております。

以上でございます。

○持留良一議員 行政と議会と一体となってこの問題は取り組んでいく必要があるということ、改めて認識をしたところであります。私たちも頑張っていきたいと思っております。

それと、学校給食の負担の問題なんですけれども、全国では506自治体、完全無償化しているのは76自治体ということがあるんですけれども、先ほど言われたとおり、確認しますけれども、

検討すべきものということは、値上げを視野に入れた検討すべきものでしょうか。

○教育総務課長（野村宏治） 値上げを視野に入れるかどうかにつきましても、この審議会で保護者や先生方の意見を伺いたいと考えております。

○持留良一議員 そうなると、そこにやっぱり行政としての考え方を示さなければなりませんよね。ただ単に保護者って、保護者は当然上げてほしくない、物価高騰で大変だと、生活もということになったとき、その部分についてはどんな形で示されるんですか。

○教育総務課長（野村宏治） すいません、もう一回お願いします。

○持留良一議員 どういう視点で、行政の視点を示されるおつもりですか。物価が高いから、値上げせざるを得ないですと、そういうことも含めて。

○教育総務課長（野村宏治） 基本的には、このままでいきますと値上げをするか、こういった形で支援をするか、もしくはこれはあってはならないんですが、質や量を落とすか。そういった3つぐらいしか方法がないと思うんですが、そういったことを他市の動向にも注視しながら、今言いましたようなことしか考えられないと思うんですが、そういったことを一つ一つ検討しながら進めてまいりたいと思っております。

○市長（尾脇雅弥） 今、担当課長の立場で現状についてお話がありましたけれども、基本的に共通して御理解頂いているのは、子育て支援の充実というのは本当に必要なことで、垂水の未来を明るくするためには、ここはしっかりと投資をしていくことだと。

社会情勢が厳しい状況でありますから、現状そういう財政の問題もあるわけですが、このことは議会の皆さんの御理解をいただいて、できるだけ子供たち、あるいは、親世代に負担がないような形で、できる限り継続をしていき

たいと思っております。

○持留良一議員 この問題は、基本的には国の対策だと思うんですね。なぜかという、憲法26条には、義務教育の無償化というのを提案しているわけで、では無償化の範囲はどこまでだということ、これはたしか昭和何年でしたか、1951年か、国会で答弁がされていて、現在は授業料だけ、そのほかに教科書、学用品、学校給食、できれば交通費も無料にしたいというふうに考えて、だんだん進んできているんですけども。今そういう中でぜひこの無償化の問題は、財政的にも大変厳しい状況ですので、国に対して要請をしていくということをぜひ教育長、取り組んでいただきたいというふうに、これはお願いしておきたいと思えます。

それと、次にいきたいと思えます。住宅の問題なんですけれども、先ほど言われたのは、その給付金は入れませんよ、協力金は入れますよということでしたけれども、その私たちが出した質問趣意書、国の質問趣意書には、家賃の決定の基礎となる所得金額は、給付金や協力金を除くことは可能かということであって、それは一時金的な収入として取り扱うということは示されています。

しかし、このことは最終的に先ほど言われた税務課は駄目ですよと、給付金は駄目ですよと、収入として認めますよということと言われました。そうなってきたときに、私は最大のここの判断は、事業主の判断、いわゆる市長の判断だと思うんですよ。市長の判断どうするかと、事業主の判断で決定をします。家賃の収入認定の問題ですね。

改めて生活を守る観点から、家賃の値上げを抑えるためにも、協力金、給付金等も入れて判断するというので市長の判断をお願いします。

○市長（尾脇雅弥） 先ほど担当課長が答弁したことがベースになりますけれども、その中で国のいろんな状況も見ながら、何が最良なのか

ということを検討しながら対応してまいりたいと思えます。

○持留良一議員 早急な課題ですので、早急に判断していただいて、なるべく私たち入居者の生活を守るという観点から、これは除外していくという方針を出していただきたいと思えます。

次に、国保の問題に移りますけれども、公費からの財政支援は実質的に赤字と先ほど言われましたけれども、しかし、この国保財政そのものが構造的な問題を持っていますよね。国庫補助の削減、全被保険者の低所得者が多いということ、それから脆弱な財政基盤があると。

だからこそ、全国市議会、市長会も六団体を含めて、公的な投資を求めるということで、約1兆円を求めてきましたけれども、結果としては3,500万円しか入っていません。

この先ほど一般会計からの繰入れということと言われましたけれども、これは実質的な赤字なんではないでしょうか、それとも今言ったみたいに、構造的な問題から来る国の責任として、ここは対策を取るべきだと全国市長会、知事会は言っているんですが、そうするとあとここはちょっと食い違ってくるんですけども、実質的な赤字なんではないでしょうか。市長、お答えください。

○市民課長（松尾智信） 持留議員が言われる国からの補助ということも、もちろん承知をしておりますけれども、単年度で国保会計決算いたしますので、やはり法定外繰入れを入れているということで、実質赤字だと考えております。

○持留良一議員 そうなってくると、構造的な問題、また全国六団体が要望している中身から見たら、違うんじゃないかと。財政支援というのは、実質的な赤字ということ、いや、市と国と含めた財政からの支援ということじゃないんじゃないかと。実質赤字を埋めるための対策だということなのか、お聞かせください。

○市民課長（松尾智信） そう捉えられてもしょうがないということだと考えております。

以上です。

○持留良一議員 そういうことで、またこれは議論が続くと思いますので、そっちのほうに任せたいというふうに思います。

最後、公金管理の問題等についていきたいと思えます。

本当にこの基本方針というのは確かにまとめられています。そして、何よりも全職員の周知を徹底して改善事項が判明して、そして全職員に周知徹底して市を挙げて公金管理に努めることにより、市民に信頼される市政運営を行っていくということが明確になっています、この部分ではですね。

そうしてあと、市長のリーダーシップ、いわゆる役割と責任があると思うんですが、市長、お認めになりますか。

○市長（尾脇雅弥） ちょっと意味が分かりません。

○持留良一議員 全職員に周知徹底し、市を挙げて公金の適正管理に努めることにより、市民に信頼される市政運営を図っていくということがこの中でうたわれているんです。そのことに対して市長の役割、責任、これはあるんじゃないですかということです。

○市長（尾脇雅弥） 私は行政のトップでありますから、結果的にそういうことで認識しております。

○持留良一議員 そうなりますよね。それで、この公金管理適正化方策というのが4ページに書かれています。徹底するために職員の意識によるところが大きいということ、先ほど出されました。私は、これに対しては研修も含めて、職員の倫理条例をつくるのが客観的な、それを推進していくために重要だということです。

機能の強化というのも書かれています。改善方策の徹底、管理、会計課等による審査及び点検、会計課内部調査、定期的、また随時、そして監査による定期監査というのを検査というの

も書かれています。

それから職員の意識改革、そして実効性の確保ということで所属別公金マニュアルの作成ということが書かれています。そして、この最後にどういうことがまとめとして書かれているかというと、各所属において基本方針を踏まえて公金の適正管理に努めるとともに、今後とも、この取組を緩めることなく、また風化することのないように継続していく必要があるということなんですよ。では、これを今回のある意味事件とか問題というか、なった結果になるんですけども、その間にまたこれを先ほど当初言いましたとおり、機能、役割を果たしていくために何が必要かということで、私が着目したのは、これは同じような形で清水町というところが出している中身があります。委員会の設置と推進に対して、いわゆる部会の設置があるんです。いわゆる機能させて役割を果たしていくためには、やはりそういうのをつくっていかないとなかなかこういう形で、先ほど言われたとおり、つくったはいいいけどもなかなかそれが動かない、機能しないという問題がある。では、それを機能させるために何が必要かということで、適正化委員の設置、推進体制ということで部会の設置というのが書かれているんです。本市はそれが全くないんです。それぞれ、もう課に任せっきりになっているんですよ。そして、あと問題意識なり対策なりという日常的な内部牽制、全体としての牽制も働かない、機能しないということになっていくんじゃないかなというふうに思いますが、今後、先ほど私が提案したのは職員の倫理条例だとか、あと適正化委員会の設置、部会の検討、これらを、この問題を含めて今後の防止策をしていくためには必要と考えますが、市長の考えを聞かせてください。

○市長（尾脇雅弥） 今、ありましたように過去の反省から再発防止の仕組みというのはつくってありまして、もちろん持留議員御指摘のと

おり非常にいい形ができてはいるけれども、実態が伴わないではないかということだと思います。制度的にはそのようなことで、また監査体制の中でも監査の結果として問題もなかったというようなこともございます。ただ、やっぱり人がやることでありますから、今回、このような課題がありますので、原因究明はもちろんなんですけれども、今後の再発防止に向けては何らかのそういう体制づくりというのは必要だというふうに考えております。

○副市長（益山純徳） 私のほうからも答弁させていただきます。

おおむねは市長が言った答弁のとおりなんです、今回、議会において特別委員会が設置されております。この特別委員会で様々な議論が、今、持留議員が言われたことも含め行なわれると思っておりますので、その議論も踏まえて検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○持留良一議員 私が言っているのは以前の問題として、こういう点について、ある意味欠陥、それを機能、役割を果たしていくためには課題があるんじゃないかと言っている。だからこそ、今からでも、そういう方向で、だから検査委員会の結果を待つてではないんですよ。今、実働的にそれを動かしていく役割をどこに持たせるのかということ。それぞれの課に任せてそのままいくのかということ。それでさっき言いましたとおり、風化する、緩める、そういうことにつながっていくぞということで自らの問題点を訴えているわけなんです。警鐘を鳴らしているわけなんです。では、そのとき、私たちは様々なこの中にも「様々なところを研究しました」と書いてあります。大事なのは、この委員会、もしくは書いたことを、きっちり役割を目的を持って果たせるためにはどうするのかと、今の状況だと課に任せっきりじゃないですか。誰が点検するんですか、誰が対策を

取るんです、誰がそれを声を上げるんですか。そういう仕組みにはなっていないでしょう。だからこそ私はそのこととは切り離して、今、こういう現状の中で、10年前のそういうのが綿々と続いてきた、その中で様々な問題が出てきてしまった、であるならば、その限定的な問題というのは何なのかということで、私は他市も紹介しながら言って、ここの分だと、この本市の適正化方針を機能させていく役割があるんだということを私は認識したわけです。だから、今回そういうことを2つの点で提案をさせていただいたということでもあります。だからこそ検査委員会の議論を待つという問題ではなく、もし、その検査委員会というのはあくまでも実務的な点です。このことを私たちはしっかりと受け止めて、今後の対策の在り方というのはここにあるんだ、再発防止の一つの仕組みとしてここにあるんだということを私は主張して終わります。

○議長（川越信男） ここで、暫時休憩いたします。

次は、11時20分から再開します。

午前11時7分休憩

午前11時20分開議

○議長（川越信男） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、8番、感王寺耕造議員の質問を許可します。

[感王寺耕造議員登壇]

○感王寺耕造議員 それでは、早速、議長の許可をいただきましたので、1回目の質問に入ります。

歳入歳出外現金、雑部金の不明金について市長に伺います。

1点目、事件なのか、事務上のミス、事故なのか。また、発覚後、なぜ速やかに公表し、警察に届けなかったのか見解を伺います。

2点目、何が原因で今回の事件が発生したと考えられるか。また、今後の対応策について答弁ください。

先ほどの持留議員との最後のやり取りで、市長は「行政のトップは私だ」と申されました。通告後の打合せで、総務課長にも会計課長にも、今回の質問は市長に答弁を求めると通告してありますので、正々堂々と答弁ください。

また、議長におかれましては、私の指名した方に限って発言を認めていただきたいと思っております。

次に、空き家を活用した定住促進政策、小中学校の維持対策について伺います。

本市の定住促進政策については、様々な補助金制度ができており、制度自体は全国の中でも充実したものであると認識しております。制度自体はできたと考えますが、行政、小中学校、教育委員会、地域住民、市内の不動産業者、また金融業者等組織をつくり、人口増を図るべきだと考えていますが、市民課長、企画生活課長の見解を伺います。

次に、合葬墓について生活環境課長に伺います。

少子核家族化を背景に、墓の継承者がいない、また経済的理由で、墓が持てない人が全国的に増えてきております。近年の相談の中でも、墓じまい、近親者が全くおらず、自分が死んだ場合、御骨はどうすればいいのかとの相談が多数寄せられております。

1点目に、改葬許可の法的根拠は何なのか。罰則規定はあるのか。また、近年の改葬件数について答弁ください。

最後に、老人会について伺います。

現在、市内に15のクラブがあり、それぞれ県補助金3万8,000円、1年間3万8,000円を補助金として出しておられます。県の出資分が3分の2、市が3分の1を補填して3万8,000円あります。

しかし、県の要綱には30人以上のクラブ員がいないと補助金を頂けないということであります。高齢化が進み各地域、旧新城村また旧牛根村におきましては、どこの老人クラブも今後30人を切ることが考えられますが、県の要綱に合わない部分について、市単独で3分の3、満額3万8,000円を支払う考えはないのか見解を伺います。

以上で、1回目の質問を終わります。

○市長（尾脇雅弥） 感王寺議員の御質問にお答えをいたします。

事件なのか事故なのか、発覚後なぜ速やかに公表しなかったのかについて、まずお答えいたします。

昨日、基本的には答弁をしたとおりでなんですけれども、事務処理のいずれかの段階で、何らかの事故が起こったのではないかとこの観点で調査を行いますとともに、事件性の可能性もあり、警察に相談をしている状況でございます。

また、現在も警察の捜査中でありますので、事件なのか事故なのか、原因は明確に特定はされていない段階でございますので、そのことについては申し上げられない状況でございます。

また、事案発覚後の公表につきましては、警察の捜査への支障が危惧されましたために、また、関係職員の人権侵害や名誉棄損、家族への誹謗中傷も懸念をされましたために、公表を差し控えたところでございます。

次に、何が原因で今回の事案が発生したと考えられるか。また、今後の対策につきましてお答えをいたします。

現在、この事案は警察の捜査中でありますので、原因が明らかになっていないところでございますが、預かり金が不明となっていること自体は事実でございますので、事案発覚後に堀内議員の質問に総務課長が答弁をいたしましたとおり、再発防止策を行ったところでございます。今回の事案は、契約保証金を会計課の窓口で、

現金にて受領していたことが一つの原因であると考えておりますので、この再発防止対策の中で、金融機関の窓口で納入するように見直しを行ったところでございます。

この事案は、現在、警察の捜査中でありますが、議会におかれましては、今回の事案に関して、事務検査における特別委員会が設置されたところであり、今後この特別委員会による議論も踏まえ、また、市独自で再発防止策について検討したいと考えているところでございます。

以上でございます。

○企画政策課長（二川隆志） 空き家を活用した定住促進政策についてお答えさせていただきます。

本市の移住・定住促進事業につきましては、第5次総合計画の重点プログラムにおきまして積極的な移住定住対策を推進することと位置づけられ、様々な事業が各所管課におきまして実施されているところでございます。

特に空き家を活用した定住促進政策としましては、企画政策課における空き家バンク事業を軸に、移住促進事業と転出抑制事業を両輪とした、7つの移住・定住促進事業を実施しております。

この事業を活用された方々においては、高い割合で市内に定住していただいている傾向がございますことから、一定の成果を上げているものと考えているところでございます。

税務課固定資産税係が令和元年度から2年度にかけて実施いたしました、市内全家屋の全棟調査の調査結果から、外観からの目視で活用可能と思われる空き家が347棟あることが報告されております。これら活用可能と思われる空き家の中から1棟でも多く空き家バンクに登録していただけるように、関係課や不動産事業者の方々と連携、協力して取り組んでいく必要があると考えております。

また、現地調査等の際には、地域の皆様方に

も御協力いただいて、様々な情報収集や情報共有を行いまして、空き家バンクへの登録件数の増加につなげていかなければならないと思いません。

現在、外部の有識者等で構成される垂水市空き家等対策協議会において、全棟調査結果に基づく方向性や取組などが協議されております。所管する市民課と情報共有を図り、空き家の活用をさらに進めることで、本市への定住促進につなげてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○市民課長（松尾智信） 空き家を活用した定住促進政策についての質問にお答えいたします。

空き家を生かした定住促進政策に関しましては、現在、税務課固定資産税係が実施いたしました家屋全棟調査の調査結果の空き家情報を基に、空き家ワーキンググループにおきましては、活用可能と思われる空き家を有効に活用する施策を検討しているところでございます。

今後、空き家ワーキンググループで検討されます事業につきましては、空家等対策の推進に対する特別措置法に基づきまして、平成29年度に策定しています家屋等対策計画における空き家等対策の推進体制として、副市長及び関係課長から構成され、庁内に組織されています垂水市空家等対策委員会や市長及び地域住民並びに各方面の学識経験者から構成されます垂水市家屋等対策協議会におきまして、協議をさせていただくこととなっております。

空家等対策計画におきましては、地域住民や不動産業者等の関係機関と連携して空き家等対策を推進することとなっていることから、空き家ワーキンググループにおける事業の検討段階から、地域住民や不動産業者等の学識経験者からの御意見を伺い、連携しながら定住促進につながる空き家を有効に活用した事業を検討いたします。

以上でございます。

まいります。選挙の準備は市長の仕事で、大変忙しくはなりますが、ぜひ体調面に気を付けていただいて、次の垂水市のかじ取り役をしてもらいたいと思います。期待をしておりますので頑張ってください。

これで私の質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（川越信男） 以上で、一般質問を終わります。

本日の日程は、以上で全部終了いたしました。

△日程報告

○議長（川越信男） 明日22日から30日までは、議事の都合により休会とします。

次の本会議は7月1日、午前10時から開きます。

△散 会

○議長（川越信男） 本日は、これにて散会します。

午後3時47分散会

令和 4 年 第 2 回 定 例 会

会 議 録

第 4 日 令和 4 年 7 月 1 日

地方自治法第123条第2項の規定によって、ここに署名する。

垂水市議会議長

垂水市議会議員

垂水市議会議